

平成 29 年度

包括外部監査の結果報告書

佐賀県包括外部監査人

田 村 浩 司

目 次

第1 外部監査の概要	
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	
(1) 外部監査の対象	1
(2) 監査対象期間	1
3. 事件(テーマ)を選定した理由	1
4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続	
(1) 監査の着眼点	1
(2) 実施した主な監査手続	1
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査人及び補助者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	2
8. 用語の説明	2
第2 監査対象の概要等	
1. 債権の種類等	3
2. 監査の対象とした未収債権	3
第3 全般に関する意見	
『税外債権についての全般的意見』	
1. 債権発生時の手続等について	4
2. 債権の回収手続について	4
3. 回収が困難と思われる債権の整理について	6
4. 未収債権の整理に関する条例や規則等の検討について	7
5. 未収債権発生を 방지、発生した債権の回収のための手段等について	8
6. 債権回収会社への委託について	9
7. 専門性を高めるための横断的な組織としての対応について	9
『税債権についての全般的意見』	
8. 個人住民税の徴収に関する市町との連携について	9
9. 効率的な徴収に向けて各県税事務所の統括等について	10
『税外債権、税債権共通の意見』	
10. 延滞金・延滞利子等の調定手続について	10

第4 税金以外の債権に関する監査報告

税金以外の未収債権の状況並びに県の取組状況

1. 佐賀県における税金以外の未収債権の課別一覧	11
2. 税金以外の未収債権に対する県の取組状況	12

税金以外の債権に関する個別の監査報告

1. 退職手当返納金	13
2. 港湾使用料、並びにこれに係る 延滞金、弁償金、不当利得	14
3. 港湾整備事業(港湾使用料)及びこれに係る 延滞金(特別会計)	24
4. 土地貸付収入(これに係る 延滞金、違約金及び延納利子を含む)	28
5. 食肉共同保管流通施設運営資金貸付金	36
6. 社会福祉士及び介護福祉士修学資金	38
7. 生活保護費返還金	41
8. 高齢者居室整備資金	45
9. 心身障害者扶養共済掛金	49
10. 児童福祉施設入所者に対する負担金	52
11. 施設障害福祉サービス利用料	54
12. 佐賀コロニー生産物売払収入	57
13. 心身障害者扶養共済返還金	58
14. 佐賀県看護師等就学資金貸付金	60
15. 原子爆弾被爆者健康管理手当等返還金	62
16. 児童福祉施設入所者に対する負担金	64
17. 児童福祉施設負担金(助産施設)	68
18. 土地貸付収入	70
19. 児童扶養手当返納金	72
20. 母子父子寡婦福祉資金	76
21. 中小企業設備近代化資金貸付事業及び佐賀県中小企業高度化資金貸付事業	82
22. 佐賀商工共済に係る元役員への求償	88
23. 就農支援資金特別会計(農業改良資金)	89
24. 林業・木材産業改善資金貸付金	93
25. 道路占用料	97
26. 工事契約解除に伴う違約金	102
27. 県営住宅使用料	104
28. 河川占用料	116
29. 建設工事請負契約違約金及び延納利子	120

30	．学習用パソコン購入費貸付金	122
31	．佐賀県育英資金	125
32	．職員給与費返還金	132
33	．吉野ヶ里遺跡高床倉庫売却代金	133
第5	税債権に関する監査報告	
1	．佐賀県及び全国の過去15年間の収入率推移	135
2	．佐賀県と主要都府県・近隣県の比較	137
3	．佐賀県の税目別調定額及び収入率（平成14年度と平成28年度の比較）	139
4	．県税債権の債権管理手続	142
5	．佐賀県の税務行政運営の基本方針	143
6	．県税徴収対策	144
7	．平成28年度税務行政の運営	147
8	．県税事務所	148
9	．県税事務所別の平成28年度滞納整理基本方針	153
10	．過去5年間における収入額及び収入率	153
11	．収入未済額	156
12	．個人県民税	157
13	．自動車税	167
14	．その他の税目概要	169
15	．差押	174
16	．延滞金	176
17	．滞納処分執行停止及び不納欠損処理	177

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査の対象

債権管理に関する事務の執行について

（2）監査対象期間

原則として平成 28 年度（必要に応じて前後の年度についても対象とした）

3. 事件（テーマ）を選定した理由

佐賀県では、平成 26 年度以降県債残高は減少しているものの、歳入総額に対する地方債残高の割合について平成 28 年度は前年度より悪化しており、依然として厳しい財政状況である。

このような中、平成 28 年度末において、税金以外の未収債権が 28 億 18 百万円、税債権の未収債権が 9 億 92 百万円、合計で 38 億 10 百万円の未収債権が存在している。

県が有する債権の管理並びに回収が適切に行われることは、県の厳しい財政状況において非常に重要な事項であり、その事務手続が適切に執行されているかを検証することは重要であるという思いから、今回の事件（テーマ）の選定に及んだものである。

4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続

（1）監査の着眼点

未収債権発生後の督促手続は適切に行われているか

滞納者との接触は十分に行われているか

滞納者の状況把握は適切に行われているか

必要に応じて滞納者への財産調査、差押等の手続が適切に行われているか

未収債権の回収を外部に委託している場合、委託が有効な手段となっているか

未収債権に関する管理台帳ほか管理資料は適切に整備されているか

時効管理は適切に行われているか

不納欠損処理は適時に、適切に行われているか

（2）実施した主な監査手続

上記の着眼点から、債権発生当初の関係書類（契約書等）の閲覧、債権管理資料（管理台帳、接触の記録等）の閲覧、担当者へのヒアリング、分析、その他必要と認める監査手

続を実施した。

5 . 外部監査の実施期間

平成 29 年 7 月 5 日から 平成 30 年 2 月 7 日まで

6 . 外部監査人及び補助者の資格及び氏名

外部監査人	公認会計士	田村浩司
補助者	公認会計士	江口克哉
同	公認会計士	藤原林
同	公認会計士	津留保生
同	公認会計士	岸川浩幸
同	公認会計士	田村祥三
同	公認会計士	森永亮太

7 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は無い。

8 . 用語の説明

監査結果 一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、或いは違反していないものの社会通念上適当でないと考えられる事項を記載している。

監査意見 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定する「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」のことで、一連の事務手続の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして、専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第2 監査対象の概要等

1. 債権の種類等

自治体における金銭債権は、以下のように分類される。

公債権（公法上の原因に基づいて発生する債権）

強制徴収公債権 自治体が自力で執行権を行使して直接強制執行できる地方税 等

非強制徴収公債権 自治体に自力執行権が無く裁判所の命令が無ければ強制執行できない行政財産使用料、公の施設使用料 等

私債権（私法上の原因に基づいて発生する債権）

貸付金、住宅使用料 等

○ 時効期間

公債権の時効期間は、原則5年（他の法律に定めがある場合を除く）であるが、私債権については、民法その他の法律で様々な時効期間が定められている。

○ 時効の援用

公債権は、債務者による時効の援用を要せずに、時効期間の経過により債権は消滅する。私債権は、債務者による時効の援用が無ければ、時効期間を経過しても債権は消滅しない。

2. 監査の対象とした未収債権

税金以外の未収債権については、ここ3年間において未収債権残高が存在する県の各課（教育委員会事務局5課、警察本部会計課を含む 合計24課 対象課名等は本報告書11頁参照）の全ての未収債権の内容について各課から資料を徴求して検討し、監査人の方で必要と認めた未収債権に対して監査を実施した。

また、税債権については、税政課へのヒアリングのほか、県内全3カ所の県税事務所において監査を実施した。

なお、税外債権の警察本部の未収債権については、監査の結果、適切に管理がなされており、本報告書において記載すべき事項は無かったため、未収債権の内容の説明も含め、記載を省略している。

第3 全般に関する意見

全般に関する意見は、単独の事業のみでなく各事業に共通する監査意見として述べるもので、これらは各担当部署のみでなく、県全体への提言として受け止め、今後の県政に役立てていただきたい。

また、第4．以降では、個別の事業について、「監査結果」3件（全て税外債権）と、「監査意見」40件（税外債権29件、税債権11件）を述べている。それぞれ十分に検討いただきたい。

『税外債権についての全般的意見』

未収債権の回収については、債権発生時の確実な手続の履行、保証人が存在する場合には保証人としての十分な認識、未収債権発生後においては、督促手続、債務者や保証人との接触、時効管理、場合によっては強制執行や差押などの手続が、それぞれの局面において、確実に実施されることが非常に重要であると考えます。

1．債権発生時の手続等について

貸付金、不動産の賃貸や施設の利用に伴う利用料や負担金の発生など、当初債権が発生する際の契約行為や諸手続が重要であるのは当然のことであるが、多数の者と同一の貸付契約を行った際に、借用証書が未提出となっているものが存在した。また、施設等の利用負担金において、もともと利用（入居）自体が債務者（保護者等）の本意ではなかったとして回収に苦慮されているケースも存在した。さらに、保証人が保証人としての認識が薄く、思うように回収が進まないでいるものもあった。

当初契約時の、借用証書など必要書類の入手、債務者や保証人の確実な意思の確認等は重要な手続であり、ここが適切にできていなければ、債権回収における問題に繋がりがやすく、確実に実施されなければならない。

また、企業や個人事業者に対する貸付金や施設設備の賃貸のような場合には、債務者の財務状況等の見極めも重要であり、専門的な知識等が必要であれば、県の他の部署の協力を得るなどして、適切な審査のもと実施されるようにしなければならない。

2．債権の回収手続について

当初の納付期日に納付されなかった債権については、督促がなされ債務者や保証人との接触が行われていく。

債権の内容、債務者の特性についてはそれぞれの貸付金や負担金など、債権ごとに様々な特性を有している。もともと生活面の支援を行うための制度もあれば、民間の企業活動を支援する制度もあり、それぞれの内容や制度の趣旨は全く異なっている。また、回収に関する考え方も、生活困窮状態の者への貸付金と、給付金を故意や過失により過剰に給付を受けた

場合の返還金とでは当然に異なってくる。

それぞれの債権やそれぞれの債務者の特性を加味し、その内容に応じた効率的な回収を行っていくようにすべきである。

(債務者や保証人(以下、この項目において「債務者等」という。)との接触について)

出来るだけ早期の接触を

債務者等への接触という観点では、早期の対応、早期の接触、というのが非常に重要であるとする。接触が遅くなると、以下のような問題が生じる可能性が高くなる。

- 長期間接触がないと、債務者や特に保証人等が当事者としての意識が薄れ、思うように返済や保証の履行に応じてくれない場合がある
- 期間が経過し債務者等が高齢となり、収入が限られ資力が乏しくなっていることも多い
- 法人の場合、期間が経過し経営状況が悪化して倒産に至っていることもある
- 債務者等に相続が発生していると、相続人等関係者が多数になり、対応が難しくなる
- 期間の経過により、債務者等の所在把握が難しくなることや、場合によっては所在が不明となっている場合もある

法人に対する未収債権に関し、法人との接触を重視し長期間接触を行った後に、保証人との接触を行ったが、時間も経過しており、保証人からの回収が進まないものも存在した。

上記のいずれの点からも、早期の接触は非常に重要であり、強く心がけていただきたい点である。

接触状況 接触方法 等について

債務者の資力に応じた返済という考えで、僅少な額での分割返済や保証の履行となるのは止むを得ないものとするが、そのような場合でも、債務者等の経済状況が改善した場合には、返済や保証履行の増額を要求すべきであるし、そのためには債務者の状況を継続的に十分に把握していく必要がある。

現状において、接触状況や接触の方法が不十分と思われるものや、これからの回収について今後十分に接触していただきたいと思われるものもあり、ご留意いただきたい。

(債権管理業務の引継や体制等)

県の各部署で様々な未収債権の管理を行っているが、なかには制度としては以前に終了し、現在ではその回収のみを行っているような事業や、もともと事業内容が小規模のものであるため、債権管理の担当者が少人数であるものや他の業務と兼務であるような事業も存在する。また、担当職員は数年程度の短期間で交代するため、債権回収に関するノウハウも十分に集積されないままに、次の担当者に引き継がれることもある。

個々の債務者等との関係においては、継続的な粘り強い接触や交渉が重要であり、担当者が交代の場合に、債務者等に関する情報が詳細に確実に引き継がれることが非常に重要で

あると同時に、債権の管理に関するマニュアルを適切に整備し、それまで蓄積されたノウハウが確実に引き継がれ、担当者が交代しても一定のレベル以上での債権の管理が継続的に行われるようにしなければならない。

以前に終了している事業等において、債務者との接触が不十分であるものや、時効管理が不十分で既に不納欠損処理すべき債権が残されているなど、債権の管理が不十分と思われる事業が存在した。これを機に、それぞれの事業において現状の債権管理体制が十分であるか、点検をしていただきたい。

(納付指導・状況の改善指導等)

福祉関係の負担金や貸付金などは、他の債権に対してもともと回収に対するリスクは大きくなる傾向が強い。これらの債権の場合は、生活状況や経済状況等が改善されることによりその返済につながるようなものも多く、そのための指導など側面的支援も重要な場合もある。実際にそのような連携を図っているものも多く、今後より一層の支援活動を期待するものであり、この支援活動による債務者の状況の改善がひいては債権の回収にもつながっていくものとする。

また、企業に対しては、事業によっては経営指導を行ったり、資金繰りの関係では分割納付の指導も行われている。また、そのほかにも土地賃貸において企業の資金繰りを考慮して部分的な賃貸への変更を行うなどの対応もなされている。単なる貸付や土地の賃貸とその回収ということだけではなく、貸付や賃貸後の関わりによって、未収債権の発生を極力抑えるような活動も事業によっては重要であり、今後より一層注力いただきたいと考える。

3. 回収が困難と思われる債権の整理について

債権のなかには様々な内容のものがあり、不当利得や、過剰な支出分の返還金、裁判等によって認識された債権などは、その内容に応じて回収を強化すべきもので基本的には県が行う債権放棄等には馴染まないものであると考えるが、反面、もともと債務者の支援等のための制度で、生活困窮状態の債務者が多い債権等については、一定レベルでの回収・督促がなされたうえで、最終的に回収が困難と見込まれるものについては、債権放棄等を行い債権を整理し、債権管理の効率化、ひいては業務全体の効率化も十分に検討していかねばならないと考える。

事業のなかには、多額の未収債権に対して、債務者や保証人との接触やその管理に関して大きな手間や費用を掛けている事業も存在する。実質的には回収の可能性は低いと思われるような場合でも、債務者側から時効の援用もないまま、長期間管理の対象となっており、債権管理の事務において大きな負担となっている。まじめに返済している債務者との公平性等を考慮すれば、容易には整理できないという考えも理解できるが、未収債権の回収強化という観点と、回収見込みの見極めによる業務効率化という観点はどちらも重視し、そのバランスを考慮しつつ債権管理業務を行っていかねばならないと考える。効率的な債権

回収を行おうとすれば、回収可能な債権に注力するためにも、回収が難しいと思われる債権に対しては、ある程度の整理を行っていかねばならないと考える。

未収債権を有するいずれの部署においても、従来の債権管理の方針について、上記のような業務効率化の視点から改善する余地が無いかを、十分に検討いただきたいと考える。

また、県の部署によっては、僅かに残っている未収債権に対して、非効率な滞納管理が継続し、他の業務の妨げになっているのではないかと感じるものもあった。このようなケースに対しては、個別の債務者ごとに今後の取組方針を再度確認し、回収を強化すべきと判断されたものには強硬に対処し、回収が難しいと判断されるものには債権を整理することも含め、ここにおいて再度十分に検討していただきたい。

4. 未収債権の整理に関する条例や規則等の検討について

貸付金ほかの各事業において、滞納者数も多く、滞納金額も多額でありながら、過去数年間不納欠損処理がなされていないものが存在する。既に時効の成立する期間を経過しているものも存在するが、債務者からの時効の援用がない限り、他の返済途中の債務者との公平性等の観点から、回収が困難と判断されるものでも、債権放棄等の手続は行われず継続して管理されている状況であった。

また、不納欠損処理を行う前提として、私債権に関しては県が債権を放棄することが必要であるが、債権を放棄する場合には、議会の議決が必要であり、このためには債務者の状況などについて十分な調査確認が必要になってくることも、未収債権の整理を難しくしている理由の一つになっているものと思われる。

前項目（回収が困難と思われる債権の整理について）にも記載の通り、回収見込みの見極めによる業務効率化という観点は非常に重要な観点であり、上記のような長期間不納欠損処理がなされていない状況に対しては、何らかの対応が必要であると考えます。

（県での条例制定の動き）

県では、税以外の収入未済額の縮減のため、平成 24 年 11 月に「税外未収金の縮減に向けた取組方針」等を策定し、債権回収に係る様々な取り組みを進めてきたが、今なお収入未済額は多額に上っており、その縮減は、財政運営上重要な課題であるという認識のもと、この取り組みを強化すべく、「債権の回収」、「債権の放棄」等について定めた条例の制定を目指している。

この条例の内容については、現状検討中ということであったが、関係法令で規定された回収手続を条例において包括的に規定して回収手続を明確化するとともに、回収困難な長期延滞債権について、債権放棄の基準と手続を明確化し、特に放棄の基準に合致するものなかで、放棄する債権金額が一定金額以下の場合、知事による放棄を可能とし議会には報告するという手続が検討されているようであり、この条例が制定されれば、債権管理に関する業務の効率化につながるものと期待するところである。

(そのほかの議会議決案件等について)

今回の監査において、上記「債権の放棄」に関する点以外に、訴訟提起による履行請求に関し、議会議決事項であることについて検討いただきたいと考えたところである。

私債権や非強制徴収公債権の回収の際に強制執行を行おうとする場合や、強制徴収公債権の県税債権であっても、給与や売掛債権の差押に際し勤務先や取引先が協力的でないような場合には、訴訟提起による履行請求が必要となることも想定される。

ただ、自治法第96条第1項第12項の規定では、訴訟提起等を行う場合は、同法180条第1項の規定に基づく専決を受けている場合を除き、事前に議会の承認を得なければならないことになっている。全国の自治体の中には、私債権及び非強制徴収公債権のうち一定の債権に係る訴えの提起については、地方公共団体の長の専決事項としている自治体もあるが、佐賀県の場合は、一定の基準に該当する県営住宅使用料の滞納者に対する提起が専決事項となっており、その他の債権に係る訴えの提起については議会の議決を要することとなっているため、実質的には県営住宅債権以外には訴訟提起が行いにくい状況である。

上記専決事項は、他県でも一部取り入れられている措置であり、今後の債権管理の強化に向けて、佐賀県での当該取扱いの必要性も含め、一定の債権についての訴訟提起による履行請求手続を知事の専決事項とすることについて検討していただきたいと考える。

5. 未収債権発生を防ぎ、発生した債権の回収のための手段等について

下記は今回の監査において確認された事項であるが、出来るだけ未収債権の発生を防ぐ方策として、また、発生してしまった債権の回収の方策として重要な点であり、十分に検討いただきたい点である。

(不動産等の賃貸の場合の状況に応じた敷金や保証金の受入について)

民間企業へ土地や施設を貸し付ける場合などで、企業側が設置した施設の撤去費用等を県が立て替え、その後回収不能の状態に陥っているものが存在した。県は、このようなことに対処するために、土地や施設の使用状況に応じて保証金等を預かる仕組みを検討すべきと考える。

(債権を有する相手への県からの債務の支払いについて)

債務者に対して県が多額の未収債権と同時に債務を有している状況で、その債務の支払いがなされているものが存在した。相殺することで未収債権を回収できないか検討すべきであり、法律その他の要因により相殺を行うことができない場合でも、県からの支払の際に、即刻その場で未収債権の入金として回収を行うような措置を取るべきであり、今後に向けて十分に検討いただきたいと考える。

(代金受領後の売却物品の引き渡しについて)

県が物品等を売却する際に、その代金回収を以って物品を引き渡すことを予定しながら、事情により物品を先に引き渡し、結果として一部回収不能となっているものが存在した。代金の回収を以って物品を引き渡すということは、債権回収のための最も初歩的な重要な行為であり、特別な事情がある場合でも、安易にこの原則から離れた処理を行わないように徹底すべきである。

6．債権回収会社への委託について

多数の債務者が存在する事業のうち、一部の事業において部分的に未収債権の回収を債権回収会社に委託している。

そのなかには、委託開始時と現在においては、国の指導方針が変わるなどして状況が変化し、その委託事業が十分に機能しているのか疑問を感じる事業も存在した。その事業は、もともと、法律上、直接の債務履行の請求は行えず、自主納付の呼びかけのみに限られる委託状況ではあったが、その上、債権回収会社を取り扱える期間が制限され、委託の目的の一つであった債務者に対しての継続的な対応ができなくなってしまうことや、一旦県から債権回収会社に委託された対象債権を、委託期間経過後に県で十分な対応が行えるのかなどの問題点を感じたものである。

委託料についてはほとんどの場合成功報酬型になっており、その点では問題はないが、上記のような点では疑問を有するものもあり、現状の債権回収の委託状況について、委託方法やその内容について、十分に検討すべきと考える。

7．専門性を高めるための横断的な組織としての対応について

県の各部署では、それぞれで債権の回収管理業務を行っているが、それぞれの債権においては、特有の問題や対応が生じている。

また、各担当者は数年ごとに交代するわけで、すべての担当者がすべての局面で等しく高度なレベルでの対応を行うのは不可能であり、このような状況に対応するために、マニュアルを整備したり、種々の問題に対しては全庁的な専門性の高い横断的な対応が可能となるような組織の整備も検討すべきであると考えます。常設の専門性の高い部署や応援デスク等の設置も検討し、全庁としての効果的な対応ができるようにすべきであると考えます。

『税債権についての全般的意見』

佐賀県の都道府県税合計収入率は、平成 23 年度以降年々改善し、平成 27 年度及び平成 28 年度においては、全国 3 位の収入率となっており、全国的にも非常に高いレベルで推移している。現在良好な状況であるが、今後も引き続き上位を確保するとともに、さらに高い収入率を目指していただきたい。

8．個人住民税の徴収に関する市町との連携について

個人住民税の徴収については、平成 19 年の税源移譲により、県税全体の調定額に占める割合も大きくなり重要性も高まったため、県では滞納整理推進機構を設立して県内市町との連携した徴収を強化するとともに、特別徴収義務者一斉指定等により収入率改善を目指してきたところであるが、滞納整理推進機構は今後到達目標達成をもって解散されることとなっている。

これまでの県と市町の連携を維持すべく新たな形での連携体制の構築や、県としてのアドバイザー機能の強化等が必要であり、現状の収入率の状況が悪化することのないように、市町との連携には引き続き十分に注力いただきたいと考える。

9. 効率的な徴収に向けて各県税事務所の統括等について

各県税事務所では、限られた人数での効率的な徴収を目指しており、その結果県全体として全国でも高順位の収入率となっているが、それぞれの事務所では、事務所間の連携や協力はある程度行うものの、基本的には独立した組織として存在し機能している。

県全体を考えた場合、各県税事務所を総合的に見て最適な人員配置を検討したり、各事務所の業務の良否の比較や、悪い点の原因分析、さらにそれを踏まえた指導等が十分に行えるようにはなっていない状況であると感じた。より効率的な徴税事務を行おうとすれば、県全体としての各県税事務所を統括し全体として機能させていくことにより、県全体としてより効率的な徴収が可能になるものと考ええる。

県政組織の考え方にも関するもので難しい問題であるが、現状の組織体制のなかにおいても、各事務所の評価や、全体としての人員配置の検討等、対応可能と思われるものもあり、今後十分に検討いただきたいと考える。

『税外債権、税債権共通の意見』

10. 延滞金・延滞利子等の調定手続について

税債権における延滞金の調定については、実際に徴収されたものが調定され収入として計上されており、確定した延滞金のうち未徴収のものは、滞納整理支援システムにおいて各滞納者別に管理されているものの、調定額として認識されていない。全ての県税債権を網羅的に把握・管理すべきという観点からは、確定延滞金を調定したうえで、徴収額、減免額、収入未済額、不納欠損処理額を認識することを検討いただきたいと考える。

また、税外債権においても、貸付金等における滞納額に対しては延滞利子が付されることとなっているものがあるが、そのような貸付金において、ほとんど延滞利子が徴収されていない事業が存在した。延滞利子に関して条例の定めがあるものについては、本来徴収すべきことを前提とし、生活困窮等を理由に延滞利子を免除せざるを得ない場合には、所定の手続を経たうえで免除するようにならなければならない。

延滞金や延滞利子を徴収することは、期限内納付者との負担の公平と、期限内納付の促進等を目的としており、厳格な処理が必要であると考ええる。

第4 税金以外の債権に関する監査報告

税金以外の未収債権の状況並びに県の取組状況

1. 佐賀県における税金以外の未収債権の課別一覧

(単位：円)

部・課名			26年度末	27年度末	28年度末
総務部	1	人事課	24,214,373	24,202,373	24,082,373
	2	情報課	0	918,000	0
計			24,214,373	25,120,373	24,082,373
地域交流部	3	港湾課	131,122,079	128,952,844	124,153,956
計			131,122,079	128,952,844	124,153,956
県民環境部	4	人権・同和对策課	45,264,839	45,144,839	45,014,839
計			45,264,839	45,144,839	45,014,839
健康福祉部	5	福祉課	7,289,661	12,037,054	11,140,351
	6	長寿社会課	8,814,048	8,645,048	8,331,548
	7	障害福祉課	28,763,373	25,776,034	25,174,855
	8	医務課	96,000	96,000	96,000
	9	健康増進課	795,540	1,494,250	1,159,340
	10	こども家庭課	300,623,989	276,611,307	251,771,479
計			346,382,611	324,659,693	297,673,573
産業労働部	11	ものづくり産業課	0	212,573	212,573
	12	経営支援課	1,925,267,903	1,908,218,281	1,903,224,471
計			1,925,267,903	1,908,430,854	1,903,437,044
農林水産部	13	生産者支援課	52,144,795	50,954,410	48,263,410
	14	農山漁村課	14,200	14,240	35,480
計			52,158,995	50,968,650	48,298,890
県土整備部	15	県土企画課	60,000	60,000	60,000
	16	道路課	320,290	398,373	315,557
	17	建築住宅課	209,466,480	205,653,512	205,153,426
	18	河川砂防課	870,584	2,429,393	3,906,082
計			210,717,354	208,541,278	209,435,065
教育委員会	19	教育総務課	151,303,440	140,327,446	152,930,343
	20	教職員課	684,029	582,657	525,057
	21	学校教育課	31,200	62,400	93,600
	22	保健体育課	0	0	10,000,000
	23	文化財課	1,596,850	1,596,850	1,596,850
計			153,615,519	142,569,353	165,145,850
警察本部	24	会計課	416,000	753,859	709,360
合計(24課)			2,889,159,673	2,835,141,743	2,817,950,950

2. 税金以外の未収債権に対する県の取組状況

税金以外の未収債権額の最近3年間の推移は前頁のとおりである。

全体で僅かに減少してはいるものの、その縮減は進んでおらず重要な課題となっている。

県では未収債権について、収入未済となっている原因、徴収事務の経過等を検討して事後の措置を明らかにし、その整理を促進するため、佐賀県未収債権審査委員会（以下、この項目では、「未収委員会」という。）を設置している。未収委員会は、総務部長を会長とし、各部主管課の課長を主なメンバーとして毎年開催されている。

また、未収債権の縮減のため、平成24年11月に「税外未収金の縮減に向けた取組方針」を策定し、これに合わせて、債権回収に係る様々な取り組みを進めるとともに、債権放棄の基準を定めることにより、債権の適正な管理を行うことを目的として、「債権放棄取扱要領」を策定している。

私債権について、債務者からの時効の援用が無いなかで未収債権の処理を行おうとすれば、債権放棄を行わなければならないが、佐賀県の場合「債権放棄取扱要領」において、債権放棄を行おうとするときは、未収委員会に諮ったうえで、知事の決裁後、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決を経なければならないようになっている。

県では、前頁のように今なお収入未済額は多額に上っており、その縮減は、財政運営上重要な課題であるという認識のもと、債権管理に関する取り組みを強化すべく、「債権の回収」、「債権の放棄」等について定めた条例の制定を目指している。

この条例の内容については、現状検討中ということであったが、関係法令で規定された回収手続を条例において包括的に規定して回収手続を明確化するとともに、回収困難な長期延滞債権について、債権放棄の基準と手続を明確化し、特に放棄の基準に合致するものなかで、放棄する債権金額が一定金額以下の場合は、知事による放棄を可能とし議会には報告するという手続が検討されている状況である。

税金以外の債権に関する個別の監査報告

1 退職手当返納金

1. 監査対象の概要

所管課 人事課

係 名 給与担当

県を退職した元職員が、在職期間中における非違行為（県の職務外の行為）により退職後に起訴され、禁錮以上の刑が確定したため、条例の定めに基づき退職手当の返納を求めているもの。

返納命令額 25,229,173 円に対して、退職手当に係る所得税及び住民税 1,004,800 円は税務署等から還付を受け、差引後の 24,224,373 円を平成 22 年 10 月に収入調定。

2. 収入未済額の状況等

実刑判決を受け服役したあと資力はなく当初は月 1,000 円の入金から、平成 28 年 4 月以降は毎月 10,000 円の入金がなされており、平成 29 年 3 月末時点での収入未済額残高は 24,082,373 円となっている。

3. 県の対応状況等

平成 22 年 11 月以降 4 回の督促を実施し、平成 26 年 6 月の面談後は一定額を毎月納付されていることを確認している。また、毎年収入状況等を確認し、収入の増加等変化があれば、支払金額について協議することとしている。

4. 実施した監査手続の状況

県の担当者に対してヒアリングを実施した。

5. 監査意見等

【監査意見：1】債務者との接触状況等について

債務者から毎月入金があっており、時効への対応は図られているが、収入未済額残高に対しての毎月の収入金額は少額で、少しでも回収を促進させるためには、債務者からの入金の増額しかない。そのためには債務者の状況を十分に把握し、増額の余地があれば速やかに増額を図っていくようにしなければならないと考える。

現状では、年に一度の電話による接触を行うのみで、郵送した納付書により入金がなされている状況であり、これでは債務者との接触や状況把握という点では不十分であると考えられる。最低でも年に一度は実際に面会し債務者の状況を確認するようにすべきであり、本人の返納に対しての意識を高めつつ、経済的な回復の兆しがみられる場合には即座に増額が行

えるような対応が必要であると考える。

2 港湾使用料並びにこれに係る 延滞金、弁償金、不当利得

1 . 監査対象の概要

所管課等、係名：地域交流部 港湾課 管理担当
土木事務所 みなと利用担当

事業の内容

港湾使用料

本事業の対象となっている港湾は、港湾法の規定により佐賀県が管理するもので、佐賀県はその利用及び管理に関し必要な事項を佐賀県港湾管理条例（以下、「条例」という。）に定めている。

漁港が、「漁港漁場整備法」に基づき、漁業従事者の船舶が専用するために漁業に必要な施設（荷さばき所、野積場、加工場等）に重点を置いた整備が行われ、農林水産省が主務官庁となっているのに対し、港湾は、「港湾法」に基づき、貨物輸送用の船舶の商港（その他にも、趣味・娯楽・観光目的の船舶が停泊・発着するマリーナ等）の整備が行われ、国土交通省が主務官庁となっている。

本事業の対象となっている港湾は行政財産であることから、民間事業者が港湾施設を利用する場合には、港湾管理者である佐賀県の使用許可を受けなければならない（条例第 3 条第 1 項）。本事業は、港湾という行政財産の使用許可であることから、本事業により生じる債権は公債権となる。

弁償金

債務不履行に基づく損害賠償（民法第 415 条以下）

不当利得

不当利得に基づく返還請求（民法第 703 条以下）

不法行為に基づく損害賠償（民法第 709 条以下）

債権の内容（種類、特徴） 時効、延滞金の定め：

港湾使用料

債権の種類：公債権

消滅時効期間：5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）

延滞金：滞納額（100 円未満端数は切り捨て）の年 10.75%（佐賀県港湾管理条例）

不正の行為の場合の過料：使用料の 5 倍以下（佐賀県港湾管理条例）
佐賀県港湾管理条例違反の場合の過料：5 万円以下（佐賀県港湾管理条例）

弁償金

債権の種類：公債権・私債権
消滅時効期間：5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）10 年（民法第 167 条第 1 項）

不当利得

債権の種類：私債権
消滅時効期間：10 年（民法第 167 条第 1 項）

手続等の内容（審査、計算、調定、請求、収納、減免）：

下記項目に関しては、いずれも佐賀県港湾管理条例及び港湾施設使用料等事務処理マニュアルに定められている。

使用許可：港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可が必要となる。

許可審査：審査基準に基づいて審査する。

使用料算定：佐賀県港湾管理条例別表第 1 に基づき算定する。

不徴収：国、地方公共団体又は独立行政法人が公用又は公共用のため管理する船舶に係る使用料等（給水施設の使用料を除く。）は、徴収しない。

減免：下記のいずれかに該当する場合に限る。

- （1）海難救助又は災害の救助のために使用し、又は入港するとき。
- （2）離島振興法により離島振興対策実施地域として指定されている離島との定期航路に船舶を就航させるために使用し、又は入港するとき。
- （3）避難のために使用し、又は入港するとき。
- （4）特別の理由により知事が必要と認めるとき。

収納：原則、使用期間における使用料を一括納付してもらう。なお、単年徴収届出書を提出してもらえば、1 年ずつ納付できる。

- （1）許可年数が 1 年以上
- （2）単年価格が 2 千円以上
- （3）総額 1 万円以上

債権管理の状況（概要、管理体制（組織、担当者人数・構成等）台帳の整備状況、催告・督促、滞納整理方針 等）

土木事務所にて、使用許可に係る決裁がなされると、使用者及び使用料は発生時に債権整理簿（佐賀県財務規則第 168 条）に記録され、その後の納付額も債権整理簿に記録され、未納付額を管理している。

2. 収入未済額の状況

収入未済額等の5年間の推移：

調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収入率の5年間の推移は下記のとおり
(過年度分の上段は、不納欠損処理額を示し、下段が収入済額を表している。)

港湾使用料

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
当年度分	81,222	80,969	253	99.7	87,172	86,422	749	99.1	82,212	81,902	310	99.6	78,253	78,158	94	99.9	73,243	73,136	107	99.9
過年度分		7,506				2,237								249				39		
	10,425	31	2,888	0.3	3,142	732	172	23.3	922	328	594	35.5	905	343	313	37.9	407	68	300	16.8
合計	91,647	88,506	3,142		90,313	89,392	922		83,134	82,230	905		79,157	78,750	407		73,650	73,243	407	

延滞金

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
当年度分	54	25	28	47.0	67	55	12	81.9	42	22	20	52.8	56	46	10	81.8	32	30	2	95.1
過年度分						629														
	1,394	2	1,393	0.1	1,421	16	776	1.1	788	1	787	0.1	807	8	799	1.0	810	32	778	3.9
合計	1,448	27	1,421		1,488	700	788		830	23	807		863	54	810		841	62	779	

弁償金

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
当年度分	294	294		100.0													4	4		100.0
過年度分						21,896														
	127,943	10	127,933	0.0	127,933	106,037			106,037	106,037			106,037	18	106,020	0.0	106,020		106,020	-
合計	128,237	304	127,933		127,933	21,896	106,037		106,037	106,037			106,037	18	106,020		106,023	4	106,020	

不当利得

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
当年度分					16		16													
過年度分																				
									16		16		16		16		16		16	
合計					16		16		16		16		16		16		16		16	

収入未済額の状況（内容の分析・特徴）:

港湾使用料

【唐津土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	41,987	41,890	97	99.8	42,947	42,305	642	98.5	43,370	43,171	198	99.5	39,828	39,734	94	99.8	35,565	35,511	54	99.8
過年度分						2,237								249				12		
	2,846	31	2,816	1.1	2,913	617	58	21.2	701	186	514	26.6	713	231	233	32.4	327	68	247	20.9
合計	44,833	41,921	2,913		45,859	45,159	701		44,070	43,357	713		40,541	40,214	327		35,892	35,591	301	

上記表の「過年」に記載の「収入未済額」の年度別推移は、平成 26 年度末時点 514,310 円、平成 27 年度末時点 232,730 円、平成 28 年度末時点 246,790 円と概ね減少傾向にある。このことから、（不納欠損処分した分もあるものの）新たな未回収分が発生せず、なおかつ過去の未回収分が順調に回収されていることがわかる。

上記のとおり、平成 28 年度末時点の「現年」及び「過年」を合計した収入未済額は 300,720 円であるが、債務者 8 件の合計額となっている。この内訳として、当年度発生分は 2 件、過年度発生分は 6 件となっているが、平成 29 年 8 月末時点において、当年度発生分の全 2 件及び過年度発生分のうち 4 件は回収されており、この時点において、収入未済額は過年度発生分 2 件 232,730 円のみとなっている。

この収入未済額として残っている過年度発生分 2 件についても、平成 25 年度以前に発生した分のみであり、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない（つまり、当年度調定額として新たに発生した港湾使用料で、平成 29 年 8 月末時点で収入未済額として残っているものはない。）。

【伊万里土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	38,937	38,781	156	99.6	43,838	43,731	107	99.8	38,394	38,282	112	99.7	37,419	37,419		100.0	37,166	37,113	53	99.9
過年度分		7,506																27		
	7,579		73		229	115	114	50.3	221	141	80	63.9	192	112	80	58.4	80		53	
合計	46,516	46,287	229		44,067	43,846	221		38,615	38,423	192		37,611	37,531	80		37,246	37,140	106	

上記表の「過年」に記載の「収入未済額」の年度別推移は、平成 26 年度末時点 79,820 円、平成 27 年度末時点 79,820 円、平成 28 年度末時点 52,990 円と少額で、かつ減少傾向にある。このことから、（不納欠損処分した分もあるものの）新たな未回収分が発生せず、なおかつ過去の未回収分が順調に回収されていることがわかる。

上記のとおり、平成 28 年度末時点の「現年」の収入未済額は 53,270 円であるが、平成 29 年 8 月末時点では未回収である（平成 29 年 2 月に督促状を送付し、その後、電話・訪問を実施しており、今後、回収する予定）。平成 28 年度末時点の「過年」の収入未済額は 52,990 円であるが、いずれも平成 26 年度以前に発生した分のみであり、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【佐賀土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	12	12		100.0	144	144		100.0	12	12		100.0	417	417		100.0	277	277		100.0
過年度分																				
合計	12	12			144	144			12	12			417	417			277	277		

平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、当年度調定額として新たに発生した港湾使用料は、全て、当該年度内に納付されている。

【杵藤土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	286	286		100.0	243	243		100.0	437	437		100.0	588	588		100.0	235	235		100.0
過年度分																				
合計	286	286			243	243			437	437			588	588			235	235		

平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、当年度調定額として新たに発生した港湾使用料は、全て、当該年度内に納付されている。

延滞金

港湾使用料に係る延滞金も含まれるが、その金額は極めて少額で、大半が土地貸付収入に係るものであるため、5.土地貸付収入にて検討する。

弁償金

【唐津土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	294	294		100.0																
過年度分						21,896														
	24,657	10	24,647	0.0	24,647		2,752		2,752		2,752		2,752	18	2,734	0.6	2,734		2,734	
合計	24,951	304	24,647		24,647	21,896	2,752		2,752		2,752		2,752	18	2,734		2,734		2,734	

いずれも、平成 25 年度以前に発生した分のみであり、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【伊万里土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分																	4	4		100.0
過年度分	103,286		103,286			103,286		103,286		103,286		103,286	103,286		103,286		103,286		103,286	
合計	103,286		103,286			103,286		103,286		103,286		103,286	103,286		103,286		103,289	4	103,286	

いずれも、平成 25 年度以前に発生した分のみであり、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【佐賀土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【杵藤土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

不当利得

【唐津土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分					16		16													
過年度分									16		16		16		16		16		16	
合計					16		16		16		16		16		16		16		16	

収入未済額 16,100 円は、平成 24 年度に唐津港内プレジャーボート係留施設内にて許可申請せずプレジャーボートを係留していたことによる不当利得として発生した債権であるが、平成 29 年 9 月に納付されている。

平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【伊万里土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【佐賀土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【杵藤土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

収入未済額徴収の状況（対策状況・回収状況 等）

港湾使用料

【唐津土木事務所】

上記の収入未済額として残っている過年度発生分 2 件 232,730 円については、個人 2 名分で 202,400 円及び 30,330 円である。

このなかで比較的金額が大きい 202,400 円については、平成 27 年 11 月及び平成 28 年 1 月に給与を差し押さえているが、先に唐津市が給与を差し押さえており、唐津市の債権額が多額であり、かつ、唐津市に数千円しか配当されていないことから、佐賀県は配当ゼロ（つまり、回収額はゼロ）となっている。滞納者は、佐賀県以外の滞納額も多いものの、給与収入があり、返済能力はあることから、地道な回収を続けている。

【伊万里土木事務所】

平成 28 年度末時点の「過年」の収入未済額 52,990 円は、個人 2 名（10,830 円及び 42,160 円）であり、両者とも平成 30 年度及び平成 31 年度に消滅時効の期間が経過するため、消滅時効の完成（佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 2 項）により不納欠損処分をする予定となっている。不納欠損処分とする理由について、前者は自宅売却等を行い資産等もなく、支払う余裕が無い生活状況であるためであり、後者は滞納者が死亡し、その相続人が支払を拒否し、時効が近いためである。

弁償金

【唐津土木事務所】

総額 2,734,000 円は個人 1 名 2,734,000 円であり、放置漁船を行政代執行により陸揚げした費用である。平成 27 年度に差し押さえている放置漁船を公売の手続をとったものの買手がつかず、現在も連絡が取れない状況にあり、平成 29 年度には住所のある長崎市に問い合わせを行い、家族構成・所得・固定資産・納税額など調査している。これらの結果を踏まえて対応する予定となっている。

【伊万里土木事務所】

総額 103,285,600 円は、A 法人 103,285,600 円(下記「不納欠損処分の状況(内容の分析・特徴)」参照)であり、代表取締役が行方不明で会社に支払能力もないため、消滅時効の完成時(平成 32 年度)に不納欠損処理する予定となっている。

不当利得

【唐津土木事務所】

収入未済額 16,100 円は、平成 24 年度に唐津港内プレジャーボート係留施設内にて許可申請せずプレジャーボートを係留していたことによる不当利得として発生した債権であるが、平成 29 年 9 月に納付されている。

3. 不納欠損処分の状況(内容の分析・特徴)

港湾使用料

【唐津土木事務所】

平成 25 年度の 2,236,980 円は、不納欠損処理額ではなく科目更正によるものである。港湾使用料のうち港湾施設用地使用料は、平成 20 年度の港湾整備事業特別会計設置以降、特別会計で収入することとしているが、それ以前の未収金については、一般会計の債権として繰り越されていたため、科目更正により一般会計から特別会計に残高が移行している。

平成 27 年度の不納欠損処理額 249,300 円は個人 1 名で、当該滞納者に対しては、この不納欠損処分後も平成 28 年度末時点で 202,400 円残っている。この 202,400 円の今後の回収予定については、上記「収入未済額徴収の状況(対策状況・回収状況等)港湾使用料」にて記載しているとおりである。

時効の管理については、平成 22 年 9 月に滞納者が提出した納付誓約書により債権全額(不納欠損処分を行った 249,300 円及び収入未済額 202,400 円の両方)において、時効の中断が成立していると判断していたが、納付誓約書には、その後分割して納付する旨が記載されているものの、債権額が記載されていなかったため、その後、当時の納付誓約書では時効の中断事由にあたらぬという判断に至り、平成 22 年 9 月の誓約書提出時に一部入金がなされなかった債権 249,300 円について、消滅時効の完成(佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 2 項)による不納欠損処分を行い、平成 22 年 9 月の誓約書提出時に 30,000 円納付された 202,400 円は時効が中断しているため、不納欠損処分を行っていない。

平成 28 年度の不納欠損処理額 11,797 円は個人 1 名で、欠損処理事由は消滅時効の完成(佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 2 号)によるものである。時効に至った経緯について、債権が少額である反面、債務者の住所が遠方であるため、時効完成としている。

【伊万里土木事務所】

平成 24 年度の不納欠損処理額 7,506,000 円は、全額 A 法人である。欠損処理事由は、消滅時効の完成(佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 2 号)で、消滅時効に至った経緯は、同社

代表取締役の服役や、その後の県による使用許可取消処分に対する異議申立があったためである（消滅時効の完成は平成 16 年度であるが、下記の手続が平成 23 年度まで続いたため、平成 24 年度の不納欠損処理となっている。）なお、使用許可を取り消した平成 11 年度までの港湾使用料が上記 7,506,000 円であり、それ以降の港湾使用料（平成 12 年度から強制撤去が終了した平成 22 年度まで）76,936,500 円、強制撤去費用 26,231,700 円及び訴訟費用 117,400 円（総額 103,285,600 円）は、現在、弁償金として計上されている。

平成 28 年度の不納欠損処理額 26,830 円は個人 1 名で、欠損処理事由は消滅時効の完成（佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 2 号）によるものである。時効に至った経緯について、後者は債権が少額である反面、本人が行方不明となっているため、時効完成としている。

弁償金

【唐津土木事務所】

平成 25 年度の不納欠損処理額 21,895,603 円は、全額 B 法人であり、ドラム缶撤去等に係る費用である。欠損処理事由は、権利放棄（債権放棄）の議会の議決があったこと（佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 1 号）によるものである。債権放棄に至った経緯は、同社は事業を休止しており、将来事業再開の見込みが全くなく、また、差し押さえる財産もないことから、徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 号）の要件を満たしており、かつ、時効期間が経過しており、債権放棄の要件（債権放棄取扱要領第 3 条第 5 号）を満たしているためである。

4．実施した監査手続きの状況

本報告書「第 1 外部監査の概要 4．外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5．監査意見等

【監査結果：1】債務承諾書の入手

納付誓約書（今後分割して納付する旨が記載されているものの、債権額が記載されていない）を入手したことで時効が中断したものと誤認し、時効に至っているものがあった。時効を中断するために必要となる債務承諾書について、必要事項を網羅した所定の様式を定めたり、時効中断の要件を満たすために必要な記載事項をマニュアル化するなどして、要件を満たした確実な承諾書を入手するようにすべきである。

【監査意見：2】保証金等の徴収について

唐津土木事務所並びに伊万里土木事務所において、本来港湾の利用者が施設を撤去すべきであるが、それができなかったために県が強制的に施設を撤去し、その費用が未収となり弁償金として多額に計上され、回収不能の状況に陥っているものが存在する。

このようなことを避けるために、港湾を使用するものが施設等を設置したり機器や物品を置いたりする場合には、使用当初並びに使用状況が変わるたびに県へ届出をするようにし、県はその状況を定期的にチェックするなどの措置を行うとともに、その使用状況に応じて、可能であれば敷金や保証金等を徴収するなどして未収債権が発生した場合にその一部でも充当できるような措置を検討すべきであるとする。

使用者の経営状況の変化等により、使用する港湾を原状回復して返還することができなくなることは考えられることで、このような事態に対応するために、使用状況に応じた保証金等を預かる仕組みを作る必要があるものとする。

滞納を発生させないための事前策

唐津土木事務所では、平成 27 年 10 月から、納期限内に使用料等を納付しない場合に下記のデメリットがある旨を記載した書類を配布している。

- ・ 納期限の翌日から年率 10.75%の延滞金が発生する。
- ・ 督促等に応じない場合、差押などの滞納処分を受ける可能性がある。
- ・ 次回の更新が許可できない場合がある。

この書類では、納期限までの納付が難しい場合には、土木事務所まで相談するように案内されている。

一見すると、この配布書類はごく当たり前のことを文書にしたに過ぎないし、支払能力がない債務者には無意味のようにも思われるが、努力すれば期限内納付(期限後でも早期納付)が可能な債務者の納付を促す効果は十分ある。この配布により、金融機関から借りて納期限までに納付した債務者もいたとのことである。期限内納付が増えることで、その後の督促手続が省けるため、深刻な債務者に回収業務を集中できる。

支払いが困難な債務者は返済原資が限られていることから、どの債権から先に支払うかの選択を強いられているが、債務者自身と債権者との関係において、支払わないことによるデメリットが大きい債権者から優先して支払う。具体的なデメリットは、罰金の負担や取引停止など経済的損失を被ること、債務者自身やその家族の社会的信用・世間体にマイナスであること、債務者の精神衛生上マイナスであること(督促の頻度が多いなど)等である。

日々支払いに追われている債務者は、このようなデメリットをあまり理解していない(あるいは納付期限ギリギリまで追い込まれた状態では考える余裕がない)ことから、事前に通知しておくことで理解してもらい、支払うべき債務の存在を認識してもらい、数ある債権者の中から、県を優先的に支払う債権者として意識し可能な限り準備してもらうことにつながるもので、このような対応は評価できることである。

3 港湾整備事業(港湾使用料)及びこれに係る 延滞金(特別会計)

1. 監査対象の概要

所管課等、係名：地域交流部 港湾課 管理担当
土木事務所 みなと利用担当

事業の内容

港湾使用料

事業の内容は、本報告書「2. 港湾使用料並びにこれに係る 延滞金、弁償金、不当利得」と同じであるが、上記2の事業が一般会計であるのに対し、本事業が特別会計である点が異なる。(特別会計は、施設やクレーンなど港湾の利用方法として特定の利用者に限定されるものが対象となっている。)

債権の内容(種類、特徴)、時効、延滞金の定め：

本報告書 2. 港湾使用料(一般会計分)と同じ

手続等の内容(審査、計算、調定、請求、収納、減免)：

本報告書 2. 港湾使用料(一般会計分)と同じ

債権管理の状況(概要、管理体制(組織、担当者人数・構成等)、台帳の整備状況、催告・督促、滞納整理方針等)

本報告書 2. 港湾使用料(一般会計分)と同じ

2. 収入未済額の状況

収入未済額等の5年間の推移：

調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、収入率の5年間の推移は下記のとおり(過年度分の調定額の上段は、一般会計の港湾使用料(上記4の事業)からの振替であり、収入済額の上段は、不納欠損処理額を示し、収入済額の下段が収入済額を表している。)

港湾使用料

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
当年度分	254,070	252,132	1,938	99.2	253,761	251,960	1,801	99.3	262,821	262,425	396	99.8	242,408	242,408		100.0	261,754	261,754		100.0
過年度分					2,237	1,457								620				433		
	4,126	50	4,076	1.2	6,014	1,081	5,712	18.0	7,513	830	6,683	11.0	7,079	3,787	2,672	53.5	2,672	181	2,058	6.8
合計	258,196	252,183	6,014		262,011	254,499	7,513		270,334	263,255	7,079		249,487	246,815	2,672		264,426	262,368	2,058	

延滞金

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	19	13	6	69.9	21	18	3	86.6	65	2	63	3.7	2,854	26	2,829	0.9	46		46	
過年度分					629															
	50		50		55	12	672	21.4	675	15	660	2.3	722		722		3,551	2,821	730	79.5
合計	68	13	55		705	30	675		740	18	722		3,577	26	3,551		3,597	2,821	776	

収入未済額の状況(内容の分析・特徴):

港湾使用料

【唐津土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	114,777	114,214	563	99.5	105,289	103,488	1,801	98.3	110,360	109,964	396	99.6	95,800	95,800		100.0	107,052	107,052		100.0
過年度分					2,237	1,457													433	
	4,126	50	4,076	1.2	4,638	1,081	4,337	23.3	6,137	74	6,063	1.2	6,459	3,787	2,672	58.6	2,672	181	2,058	6.8
合計	118,903	114,265	4,638		112,164	106,027	6,137		116,497	110,038	6,459		102,259	99,587	2,672		109,724	107,666	2,058	

上記表の「過年」に記載の「収入未済額」の年度別推移は、平成 26 年度末時点 6,063,480 円、平成 27 年度末時点 2,671,920 円、平成 28 年度末時点 2,058,200 円と概ね減少傾向にある。平成 27 年度以降、発生年度に納付されており、新たな未回収分は発生していない。

【伊万里土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	133,223	131,848	1,375	99.0	143,615	143,615		100.0	150,261	150,261		100.0	141,332	141,332		100.0	150,252	150,252		100.0
過年度分														620						
					1,375		1,375		1,375	756	620	54.9	620							
合計	133,223	131,848	1,375		144,990	143,615	1,375		151,636	151,017	620		141,951	141,951			150,252	150,252		

上記表の「過年」に記載の「収入未済額」の年度別推移は、平成 26 年度末時点 619,610 円、平成 27 年度末時点及び平成 28 年度末時点はともにゼロとなっている。

平成 25 年度に収入未済額が 1,375,180 円発生しているが、回収及び不納欠損処分により収入未済額の残高はゼロとなっている。(不納欠損処分した分もあるものの、)それ以外は発生年度に納付されており、平成 25 年度以降、新たな未回収分は発生していない。

【佐賀土木事務所】

平成 24 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 24 年度から平成 28

年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【杵藤土木事務所】

平成 24 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

延滞金

【唐津土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	13	8	6	57.2	21	18	3	86.6	65	2	63	3.7	2,854	26	2,829	0.9	46			46
過年度分					629															
合計	50		50		55	12	672	21.4	675	15	660	2.3	722		722		3,551	2,821	730	79.5
合計	63	8	55		705	30	675		740	18	722		3,577	26	3,551		3,597	2,821	776	

上記表の「過年」に記載の「収入未済額」の年度別推移は、平成 26 年度末時点 659,745 円、平成 27 年度末時点 722,360 円、平成 28 年度末時点 729,619 円と若干増加している。

【伊万里土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	6	6																		
過年度分																				
合計	6	6																		

全て、発生年度に納付されている。

【佐賀土木事務所】

平成 24 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【杵藤土木事務所】

平成 24 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

収入未済額徴収の状況（対策状況・回収状況等）:

港湾使用料

【唐津土木事務所】

上記の収入未済額として残っている過年度発生分 3 件 2,058,200 円については、G 法人 833,040 円、H 法人 112,200 円及び I 法人 1,112,960 円からなる。

G 法人は、平成 14 年に手形・小切手の不渡りにより手形交換所の取引停止処分となったことが原因で収入未済となっている。平成 15 年に同社の代表取締役個人は、破産手続を経て免責許可の決定を受けているが、同社は存続しており、同年に貸地上の建物（水産加工場・事務所及び 資材倉庫）が差し押さえられ、競売が開始された。資材倉庫は落札されたが、水産加工場・事務所については、3 回競売にかけても落札されずに競売手続が終了している。平成 14 年度に発生した 833,040 円は現時点において全く回収されていない。

今後の予定としては、差押中の貸地上の建物（水産加工場・事務所）について「財産価値なし」と判断すれば差押を解除し、収入未済額 833,040 円を不納欠損処分し、佐賀県が建物を取壊すことになるが、新たに取壊費用を伴うことになるため、当面は、建物の購入希望者や港湾利用希望者を待って現状のままで行く予定である。

H 法人は、平成 28 年度時点での延滞金 84,032 円について、平成 29 年度に 62,000 円が納付されており、残る 22,032 円を完納すれば、港湾使用料 112,200 円は時効が到来しているため不納欠損処理を行う予定である。

I 法人は、平成 29 年度も契約継続中であり、平成 27 年度分及び平成 28 年度分について収入未済は発生しておらず、上記 1,112,960 円は平成 24 年度から平成 26 年度にかけて発生したもので、毎年度少しずつではあるが回収されている。

延滞金

【唐津土木事務所】

平成 27 年度末時点では 722,360 円であったが、平成 28 年度末時点では 729,619 円と若干増加しているが、下記の点から回収の見込みはあるものと思われる。

- ・平成 28 年度の発生分は 46,163 円と少額であること。
- ・平成 27 年度以前の発生分 729,619 円の大半を占める 659,745 円は J 法人に対する残高であるが、同社の平成 27 年度末の収入未済額 3,434,741 円から 659,745 円まで大幅に回収されていること。
- ・平成 27 年度以前の発生分 729,619 円の残りの 69,784 円は、上記の H 法人 84,032 円、I 法人 18,272 円及び個人 13,733 円（2 名分）であり、法人 2 社は上記記載のとおりであり、個人 2 名は平成 28 年度に発生したもので平成 29 年度に全額回収されていること。

3. 不納欠損処分の状況（内容の分析・特徴）

【唐津土木事務所】

平成 25 年度の 1,457,280 円は全額 K 法人である。欠損処理事由は消滅時効の完成（佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 2 号）によるもので、時効に至った経緯は、経営不振により代表取締役が行方不明であったためである。

平成 28 年度の 432,720 円は全額 L 法人である。欠損処理事由は、債権放棄及び消滅時効の完成以外の事由で法令等により債権が消滅したことによるもので（佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 3 号）で、法人の破産手続により清算終了となったためである（佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領第 52 条第 2 項オ）。

【伊万里土木事務所】

平成 27 年度の 619,610 円は全額 M 法人である。欠損処理事由は、債権放棄及び消滅時効の完成以外の事由で法令等により債権が消滅したことによるもので（佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 3 号）で、法人の破産手続により清算終了となったためである（佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領第 52 条第 2 項オ）。

4．実施した監査手続きの状況

本報告書「第 1 外部監査の概要 4．外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5．監査意見等

【監査意見：3】保証金等の徴収について

本報告書前出 2．港湾使用料（一般会計分）に記載のように、一般会計分においては、唐津土木事務所並びに伊万里土木事務所において、本来港湾の利用者が施設を撤去すべきであるが、それができなかったために県が強制的に施設を撤去し、その費用が未収となり弁償金として多額に計上され、回収不能の状況に陥っているものが存在する。

本事業（特別会計分）においても、利用者が破産するなどして今後施設の取り壊し費用等が発生する可能性のあるものが存在するが、このようなことに備えるためには、港湾を使用するものが施設等を設置したり機器や物品を置いたりする場合には、使用当初並びに使用状況が変わるたびに県へ届出をするようにし、県はその状況を定期的にチェックするなどの措置を行うとともに、その使用状況に応じて、可能であれば敷金や保証金等を徴収するなどして未収債権が発生した場合に充当できるような措置を検討すべきであると考えます。

使用者の経営状況の変化等により、使用する港湾を原状回復して返還することができなくなることは考えられることで、このような事態に対応するために、使用状況に応じた保証金等を預かる仕組みを作る必要があるものと考えます。

4 土地貸付収入（これに係る 延滞金、違約金及び延納利子を含む）

1．監査対象の概要（状況）

所管課等、係名：地域交流部 港湾課 管理担当

土木事務所 みなと利用担当

事業（制度）の内容（目的、趣旨、根拠法令）:

本事業の対象となっている土地は、最終的に民間に売却することを想定して行政財産から普通財産に用途変更したものである。行政財産である本報告書「4 .港湾使用料」の対象となっている港湾施設の中に港湾施設用地がある。港湾施設用地も土地という点においては同じであるが、普通財産であるか行政財産であるかという点において、両者は異なる。

本事業の法的性格は、不動産（土地）の賃貸借契約であることから、本事業により生じる債権は私債権となる（賃貸借契約については、民法により規定されているほかは、特別の法律や佐賀県の条例でこれに関するものはない）。

債権の内容（種類、特徴） 時効、延滞金の定め：

債権の種類：私債権

消滅時効期間：5年（民法第169条）

延納利子：土地の賃貸借契約書に定めた利率による

債権管理の状況（概要、管理体制（組織、担当者人数・構成等）、台帳の整備状況、催告・督促、滞納整理方針 等）

土木事務所にて、賃貸契約が締結されると、使用料は発生時に債権整理簿（佐賀県財務規則第168条）に記録され、その後の納付額も債権整理簿に記録され、未納付額を管理している。

2 . 収入未済額の状況

収入未済額等の5年間の推移：

調定額、収入済額、不納欠損処理額、収入未済額、収入率の5年間の推移は下記のとおり（過年度分の上段は、不納欠損処理額を示し、下段が収入済額を表している。）

なお、延滞金については、本報告書「2 . 港湾使用料、並びにこれに係る 延滞金、弁償金、不当利得」にて掲載したものを再掲している。

土地貸付収入

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
当年度分	15,442	14,092	1,350	91.3	15,257	14,791	466	96.9	14,470	14,451	19	99.9	13,880	13,867	13	99.9	13,965	13,873	91	99.3
過年度分									4,569									1,418		
	19,114	210	18,904	1.1	20,253	720	19,533	3.6	19,999	23	15,407	0.1	15,426	69	15,357	0.4	15,371	53	13,899	0.3
合計	34,555	14,302	20,253		35,510	15,511	19,999		34,469	19,043	15,426		29,306	13,936	15,371		29,335	15,345	13,991	

延滞金（再掲）

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	54	25	28	47.0	67	55	12	81.9	42	22	20	52.8	56	46	10	81.8	32	30	2	95.1
過年度分						629														
	1,394	2	1,393	0.1	1,421	16	776	1.1	788	1	787	0.1	807	8	799	1.0	810	32	778	3.9
合計	1,448	27	1,421		1,488	700	788		830	23	807		863	54	810		841	62	779	

違約金及び延納利子

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分					45	7	38	16.3	259	259		100.0	2		2		566	566		100.0
過年度分													23							
	91		91		91		91		129		129		129		106		108		108	
合計	91		91		137	7	129		388	259	129		131	23	108		674	566	108	

収入未済額の状況（内容の分析・特徴）:

土地貸付収入

【唐津土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	7,097	5,748	1,350	81.0	7,126	6,660	466	93.5	6,529	6,509	19	99.7	6,257	6,244	13	99.8	6,434	6,342	91	98.6
過年度分										4,569								1,418		
	19,114	210	18,904	1.1	20,253	720	19,533	3.6	19,999	23	15,407	0.1	15,426	69	15,357	0.4	15,371	53	13,899	0.3
合計	26,211	5,958	20,253		27,380	7,381	19,999		26,528	11,101	15,426		21,684	6,313	15,371		21,804	7,813	13,991	

上記表の「過年」に記載の「収入未済額」の年度別推移は、平成 26 年度末時点 15,407,243 円、平成 27 年度末時点 15,357,363 円、平成 28 年度末時点 13,899,363 円と概ね減少傾向にある。このことから、（不納欠損処分した分もあるものの）新たな未回収分が発生せず、なおかつ過去の未回収分が少しずつではあるが回収されていることがわかる。

上記のとおり、平成 28 年度末時点の「現年」及び「過年」を合計した収入未済額は 13,990,593 円であるが、債務者 4 件の合計額となっている。4 件の内訳は C 法人 11,726,578 円、D 法人 1,342,592 円、個人 2 名分で 792,183 円及び 129,240 円である。

これら 4 件については、いずれも回収が困難なため、平成 29 年度以降は賃貸借契約を更新しておらず、新たな収入未済額は発生しない。

【伊万里土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	8,344	8,344		100.0	8,131	8,131		100.0	7,942	7,942		100.0	7,622	7,622		100.0	7,531	7,531		100.0
過年度分																				
合計	8,344	8,344			8,131	8,131			7,942	7,942			7,622	7,622			7,531	7,531		

平成 24 年度から平成 28 年度にかけて、当年度調定額として新たに発生した土地貸付収入は、全て、当該年度内に納付されている。

【佐賀土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【杵藤土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

延滞金（港湾使用料に係る延滞金も含むが大半が土地貸付収入に係るものである）

【唐津土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分	44	15	28	35.1	43	31	12	71.8	15	14	1	96.1	41	38	2	93.9	11	11	0	95.7
過年度分						629														
	1,393	2	1,392	0.1	1,420	16	775	1.1	787		787		788	1	787	0.1	790	14	775	1.8
合計	1,437	17	1,420		1,463	676	787		802	14	788		829	39	790		801	25	776	

上記表の「過年」に記載の「収入未済額」の年度別推移は、平成 26 年度末時点 787,302 円、平成 27 年度末時点 787,217 円、平成 28 年度末時点 775,420 円とほとんど減少していない。

平成 28 年度末時点の「過年」の収入未済額 775,420 円であるが、債務者 5 件の合計額となっている。5 件の内訳は C 法人 746,930 円、D 法人 27,385 円、個人 3 名分の合計 1,105 円である。

【伊万里土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【佐賀土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【杵藤土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

延納利子

【唐津土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分					45	7	38	16.3	0	0		100.0	2		2					
過年度分	91		91		91		91		129		129		129	23	106		108		108	
合計	91		91		137	7	129		129	0	129		131	23	108		108		108	

平成 28 年度末に収入未済となっている残高は、全て、土地貸付収入にて平成 28 年度末に収入未済となっている残高を構成する債務者である。

【伊万里土木事務所】

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率	調定額	収入 済額	収入 未済額	収入 率
当年度分									258	258		100.0					566	566		100.0
過年度分																				
合計									258	258							566	566		

発生した年度に納付されている。

【佐賀土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

【杵藤土木事務所】

平成 25 年度以前から繰り越している収入未済額はなく、また、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて、新たな収入未済額は発生していない。

収入未済額徴収の状況（対策状況・回収状況等）

土地貸付収入

C 法人に対する 11,726,578 円について、同社は平成 11 年 4 月に 2 回目の不渡りを出し事実上の倒産に至っているが、その後も和議の成立により事業を継続していた。この収入未済額の内訳は、平成 11 年度分及び平成 18 年度分から平成 22 年度分までである（平成 12 年度分から平成 17 年度分までは、九州新幹線整備関連の受注があり、完納している）。同社は、土地を事務所兼倉庫の敷地として利用していた。平成 18 年度以降、滞納が増えていったが、下記の事情から、平成 22 年度まで同社とは賃貸借契約を継続した。

- (1) 事務所兼倉庫は、昭和 42 年築の古い建物で、建物には根抵当権が設定されていたことから競売にかけられたが、落札者がいなかった（資産価値はゼロ）。
- (2) 売却できない以上は、同社に建物を解体・撤去してもらえないが、同社には解体・撤去費用がないため、解体できない。
- (3) 同社には、事務所兼倉庫とは別に事業所として本店があるが、この本店前の県道について、道路拡張工事に伴う用地補償費の入金が予定されており、用地補償費で賃貸している土地を佐賀県から買取る計画であった。

しかし、平成 22 年度に、県道の拡張工事に伴う用地補償費の算定のため、平成 22 年 6 月期の決算書を入力したところ、用地補償費は土地の買取り資金として十分な金額を確保できないことから、平成 23 年度以降は賃貸借契約を継続していない。今後の状況を踏まえて、不納欠損処分する予定となっている。

D 法人に対する 1,342,592 円について、平成 21 年度から平成 25 年度分までに発生した債権額からなり、平成 26 年度以降の分は納付されている。しかし、平成 28 年 7 月発生分以降は滞納が続いていることから、平成 29 年度の賃貸借契約は継続更新していない。なお、平成 29 年度の回収額は 60,000 円（29 年 8 月末時点）となっている。同社経営者が納付の見通しとして、月 20,000 円程度納付する予定である旨を回答しており（平成 28 年 12 月時点）その後順調に納付されているとは言い難いが、同社経営者には支払意思はあり、少しずつ返済されている。賃貸借契約の解除後、土地は売却可能地として管理されている。

個人 2 名分で 792,183 円及び 129,240 円について、前者は平成 29 年 3 月に法定相続人全員の相続放棄の確認を終えており、賃借している土地を敷地としている住宅について相続財産管理人の選任について裁判所で審議しており、この住宅がどのように処分されるのかを確認してから、不納欠損処分する予定となっている。後者は、破産手続中であるが、平成 29 年 3 月に最後の財産状況報告集会を終えており、自己破産手続において、平成 29 年 3 月に破産管財人の換価は終了し、その後、免責処分の確認が取れ次第、不納欠損処分する予定となっている。

延滞金

C 法人 746,930 円及び D 法人 27,385 円について、上記「土地貸付収入」と同様の予定と

なっている。

3. 不納欠損処分状況（内容の分析・特徴）

土地貸付収入

【唐津土木事務所】

平成 26 年度の不納欠損処理額 4,569,274 円は、全て E 法人に対する金額であり、欠損処理理由は、債権放棄及び消滅時効の完成以外の事由で法令等により債権が消滅したことによるもので（佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 3 号）、法人の破産手続により清算終了となったためである（佐賀県財務規則及び財務事務に関する取扱要領第 52 条第 2 項オ）。

平成 28 年度の不納欠損処理額 1,418,000 円は、全て F 法人に対する金額であり、欠損処理理由は、議決による債権の放棄（佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 1 号）である。同社は昭和 61 年に取引先の倒産による不渡りの被害にあい、経営が悪化したことにより収入未済となっている。代表取締役から支払う意思があることを確認していることから、不納欠損処理を行っておらず、平成 16 年度には代表取締役より債務確認書を手入している。しかし、その後、本人との連絡が取れなくなり、消滅時効の期間が経過し、消滅時効が完成（佐賀県財務規則第 52 条第 1 項第 2 号）している。平成 27 年度に同社の商業登記簿が閉鎖されていることを確認しており、代表取締役も高齢で事業再開の見込みはなく、個人の収入も見込めない状態であることから権利の放棄に至っている。

延滞金

【唐津土木事務所】

平成 25 年度の過年度分減少額の 628,672 円は、不納欠損処理額ではなく科目更正である。港湾使用料のうち港湾施設用地使用料は、平成 20 年度の港湾整備事業特別会計設置以降、特別会計で収入することとしているが、それ以前の未収金については、一般会計の債権として繰り越されていたため、科目更正により一般会計から特別会計に残高が移行している。

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第 1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

月額家賃の減額提案

滞納している債務者に対して、貸地の利用状況について、利用方法の見直しにより使用面積を縮小できる部分を提案し契約対象外とすることで、債務者の負担を軽減している。

債務者の経営の効率化・健全化をもたらす、債務者の経営の見直しのきっかけになることで経営の改善をもたらすこともあり、このような対応は評価できるものである。

【監査意見：4】 県の支払い（債務）と収入未済額（債権）の相殺による回収について

多額の収入未済額が残っている法人に対して、県は平成 26 年度に県道の拡張工事に伴う用地補償費を支払っているが、県に用地補償費を支払う義務（債務）が生じた段階で、既に存在する収入未済額に対する権利（債権）と相殺することで、収入未済額の一部を回収できなかったかと思うところである。

この点に関しては、そもそも法的に相殺可能であるのか否かを、今後のために十分に検討すべきと考える。また、仮に相殺ができないものであったとしても、債務者への説明を十分に行い了承を得て、県からの支払いを行う際に、即刻その場で収入未済額の入金として回収できるような措置を行うべきであるとする。

同様のケースは今後も起こり得るところであり、十分に検討すべきと考える。

【監査意見：5】 土地の賃貸借契約が抱えるリスクについて

本事業の対象となっている土地は、最終的には売却することを想定して行政財産から普通財産に用途変更したものであるが、本事業は、不動産（土地）の賃貸借契約であることから、貸主である県と借主との間で合意すれば、土地の用途として事務所、倉庫、工場などの建物・構築物を借主が建てることも可能となっている。

その時点では遊休となっている資産の有効活用と、将来的には建物・構築物の設置者が土地を購入することも予想され、賃貸借物件への設置を認めることには一定の合理性も認められるが、現在の経済情勢はまだまだ先行きが不透明で、特に中小企業や民間事業者は厳しい環境下であり、このような状況下で土地の借主が建物・構築物を建てるような場合には、その後借主の経営悪化によって土地の賃貸借契約が解除となった場合、借主に解体・撤去費用の支払い能力が無ければ、更地での明け渡しを受けることができず、その後県が土地を利用できないというリスクを有している。また、場合によっては解体撤去費用を県が一旦負担せざるを得ないようなケースも存在する。

このため、契約解除時の解体・撤去費用を考慮するならば、建物や堅牢な構築物を建てる場合にはできるだけ土地を売却するようにすべきであり、建物や堅牢な構築物を建てることを目的に土地を賃貸する場合は、従来の問題点を踏まえたより厳格な審査を実施し、未収債権の発生が生じないようにすべきである。

【監査意見：6】 共通なマニュアルの作成や、庁内の横断的な対応について

当該事業において、契約形態の認識の違いにより、時効期間が一部誤って認識されているものが存在した。また、前出監査意見のように、県が同一の者に対して債権と債務を有する場合の対応など、特殊な事案も存在する。債権の管理や回収の局面においては、高度な専門的な知識を要する場合が多く存在し、各土木事務所では、港湾課や状況に応じてその他の部署とも協議をしながら業務を行っている。

担当者は数年ごとに交代するが、すべての担当者がすべての局面に等しく高度なレベルでの対応を行うのは不可能であり、このようなことにできるだけ確に対応していくためには、債権回収（滞納への対応）マニュアルまたは督促のためのチェックリスト等が策定され、具体的な事例に応じてマニュアルやチェックリストの内容を充実していくことが望まれるところである。

また、債権の管理や回収の局面以外でも、当該事業のように不動産の貸付を行う事業においては、借主の財務内容を的確に把握するための審査能力も必要となるし、借地借家法（賃貸から売却への移行に際し立ち退きを依頼するケースなど）等の専門的な知識も必要となってくるが、このような事案に単独の部署で的確な対応を取るのとは不可能である。各担当部署は積極的に関係部署の協力を仰ぐようにすべきであるとともに、債権回収、企業審査、不動産賃貸、その他の業務において、各部署に共通するような専門的な業務については、現状でも応援体制は存在するであろうが、県としてより専門性の高い横断的な対応が可能となるように、常設での専門性の高い部署や応援デスク等の設置も検討し、全庁としてより効率的な効果的な対応ができるようにすべきであると考えている。

5 食肉共同保管流通施設運営資金貸付金

1. 監査対象の概要

所管課 人権・同和対策課

係 名 管理調整担当

昭和 56 年度に県食肉センターが多久市に建設されたことに伴い、佐賀市で長年操業していた佐賀と畜場が閉鎖されることになった。通勤等が困難な地区住民の就業の場の確保を図るため、昭和 60 年度に佐賀同和食肉事業協同組合が設立され、県の同和対策事業として食肉共同保管流通施設整備等を実施することになった。

この貸付金は、上記事業を推進するため、昭和 60 年度に、佐賀同和食肉事業協同組合に対し、食肉共同保管流通施設の運営に必要な資金として貸付けたものである。

- ・根拠法令等 : 同和地区食肉共同保管流通施設運営資金貸付要綱
- ・貸付時期及び貸付額 : 昭和 61 年 3 月 31 日 40,000 千円
- ・貸付利率 : 年利 2%
- ・担保 : 人的担保 連帯保証人 8 名（組合員である役員全員）
物的担保 同和地区食肉共同保管流通施設の建物
- ・償還期間及び償還方法 : 15 年以内（1 年以内の据え置き期間含む）
年賦償還

2．収入未済額の状況等

当該組合は設立当初から経営不振で、初年度の利子のみ約定どおりに支払われたが、その後は少額ずつの返済状況で、平成 8 年までに元金利子合わせて 1,399,961 円が返済されたのみである。法人が最後に返済を行った平成 8 年度末時点で、元金と利子を合わせて 45,394,839 円が収入未済額となっている。

組合としての活動が休止し平成 24 年に破産するまでの間は、保証人との接触は一部のものに対して僅かにしか行われず、その後は平成 26 年 2 月から、一部の保証人からのいくらかずつの入金がなされるのみで、平成 29 年 3 月末までの時点で 380,000 円の入金があるに留まっており、依然として 45,014,839 円の収入未済額が存在する状況である。

3．県の対応状況等

保証人に個別に接触し徴収していくしかなく、個別に訪問(面接)等を行い回収に努める。時効の管理についても、各人から債務確認書を取るなどして、個別に管理していく。

4．実施した監査手続の状況

県の担当者に対してヒアリングを実施した。

5．監査意見等

【監査意見：7】保証人との接触や管理方針等について

佐賀同和食肉事業協同組合としての活動が休止したあと、県では平成 9 年 3 月末で県有の土地建物の組合への貸付を打ち切り、県有地上に残された施設の撤去の問題や多額の未収債権について交渉を行っていたが、組合が機能していないことなどにより処理が進まなかった。

平成 24 年に組合は破産することとなるが、それまでの間、県は主に当時の理事長を相手に施設撤去ほかの交渉を行っていたため、破産までの間、保証人との接触は十分には行われていなかった。長期間保証人との接触があまりなく、その後そこからの交渉というのではそれほど回収(保証の履行)は見込めないものと思われる。時間も経過し、既に高齢になっている者も多く、年金以外に収入が無い者や、消息が不明となっている者も存在する。

平成 9 年から組合が破産手続きに入った平成 24 年までの間に、各保証人に対するの対応がきちんと行われていれば、少なくとも保証人各人の保証履行に対する意識は、現状よりは高く保たれていたものと思われるし、所在も把握しやすかったであろう。

現状では保証人との接触を強化して回収を進めていくしかないが、上記のような過去の接触状況についての問題点は、今後県において同様な事態が生じた場合に、十分に活かしていただきたいところである。

6 社会福祉士及び介護福祉士修学資金

1. 監査対象の概要

所管課 福祉課

係 名 地域福祉担当

(1) 制度の概要

社会福祉士及び介護福祉士を養成する施設に在学し、経済的な理由により就学が困難な学生で、卒業後に県内の施設に就職して福祉士の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸与する事業であり、県内における社会福祉士及び介護福祉士の充足を図ることを目的とした貸付事業である。

修学資金は福祉士養成施設が定める修学期間の間、毎月 36 千円貸与され、無利子ではあるが、全額返済を原則としている。ただし、県内の施設で 7 年間福祉士の業務に従事した場合は返済が免除されるため、免除される人が多い。

返還

福祉士養成施設を卒業後 1 年経過した時から、貸与を受けた期間に相当する期間内に、半年賦又は月賦により返還しなければならない。

返還の猶予

福祉士養成施設を卒業後、県内の施設で福祉士の業務に従事した期間は返還を猶予される。

返還の免除

福祉士養成施設を卒業後、1 年以内に県内の施設で福祉士の業務に従事し、従事期間が継続して 7 年間を超えた時は返還が免除される。

本事業は平成 5 年度から実施されたが、平成 20 年度で終了したため、新規の貸付は発生せずに債権回収のみが行われている。なお、本事業は平成 21 年度から佐賀県社会福祉協議会に引き継がれており、他県においても同様の制度は存在している。

社会福祉士及び介護福祉士修学資金に係る債権管理事務は、福祉課の地域福祉担当が所管し、未収債権は財務経営システムで管理されている。財務経営システムには、債権ごとの調定額や収入済額、収入未済額等のデータが入力されており、債務者ごとの債権管理に活用されている。毎年 4 月に 1 年分の納付書を財務経営システムから発行した後、債務者に納付書を送付し、期限までに納付がなければ即座に電話連絡している。電話連絡が付かなければ文書による催告を行っており、平成 27 年度は 4 回、平成 28 年度は 1 回行っている。

債務者ごとの電話や訪問による納付指導などの具体的な交渉の状況は、別途エクセルファイルに入力して出力、保管されている。

2. 収入未済額の状況

		(千円)				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
過年度分	調定額	1,658	1,526	1,336	834	534
	収入済額	132	190	502	300	100
	不能欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	1,526	1,336	834	534	434
	収入未済件数(件)	8	7	5	3	3
	収納率(%)	8.0%	12.5%	37.6%	36.0%	18.7%

本事業は平成20年度で終了したため、過年度分の回収のみが行われている。

社会福祉士等の資格が取れなかった場合や、就職後に何らかの事情により社会福祉士等としての仕事を辞めた場合に修学資金の返済義務が発生し、滞納者が低所得であることや生活困窮等が原因となり、修学資金の返還が滞納され、未収債権が発生している。現在、債務者2名に対する未収債権が残っている。未収債権は、少額ではあるものの、毎年回収されている。

3. 不納欠損処理の状況

不納欠損処理されたものはない。

4. 実施した監査手続の状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

【監査意見：8】延滞利子について

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例によると、修学資金の貸与を受けた者は、福祉士養成施設を卒業後1年経過した時から、貸与を受けた期間に相当する期間内に、半年賦又は月賦により返還しなければならないと規定されている。修学資金の返済が滞っている滞納者は、返済条件の変更による分納ではなく、延滞債権の一部入金として処理されている。

修学資金は無利子であるが、滞納額に対しては延滞利子が付加される。修学資金貸付条例によると、修学資金の貸付を受けた者が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかった時は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5%の割合で計算した額の延滞利子を徴収すると規定されている。

延滞利子は元金の返済が完了した後で付加されるが、過去の延滞・完済者の延滞利子の付加状況を確認したところ、延滞利子が付加徴収されていないことが判明した。延滞利子は本来徴収すべきであり、修学資金貸付条例に合致した事務処理を行う必要がある。なお、滞納

者の生活困窮等により、延滞利子を免除せざるを得ないケースもあると考えられるが、その取扱いについても明確化し、原則的には定め通り徴収すべきとしながら、免除する場合には、免除に至る理由を記載するなどの適切な事務処理を経る必要がある。

7 生活保護費返還金

1. 監査対象の概要

所管課 福祉課

係 名 生活保護担当

(1) 制度の概要

生活保護制度は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保護するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である（生活保護法第 1 条）。生活保護制度は、世帯全員の収入額が、その世帯の最低生活費を下回る場合に、その不足額を支給する制度である。世帯の最低生活費は、その世帯の人数や年齢、住んでいる地域等を総合的に勘案して、国が定めた基準により算定される。このため、世帯の収入額が増減することにより、支給される生活保護費の金額は変動することになる。収入が生活保護費を上回る場合は、生活保護の支給を受けることはできない。

生活保護法第 63 条には、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、生活保護を受けた時は、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。年金の遡及受給や資産売却代金の受領及び相続による資産の取得等があった場合に適用される。

また、生活保護法第 78 条第 1 項には、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県または市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 40/100 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と定めている。これは、収入の過少申告や無申告等があった場合に適用される。

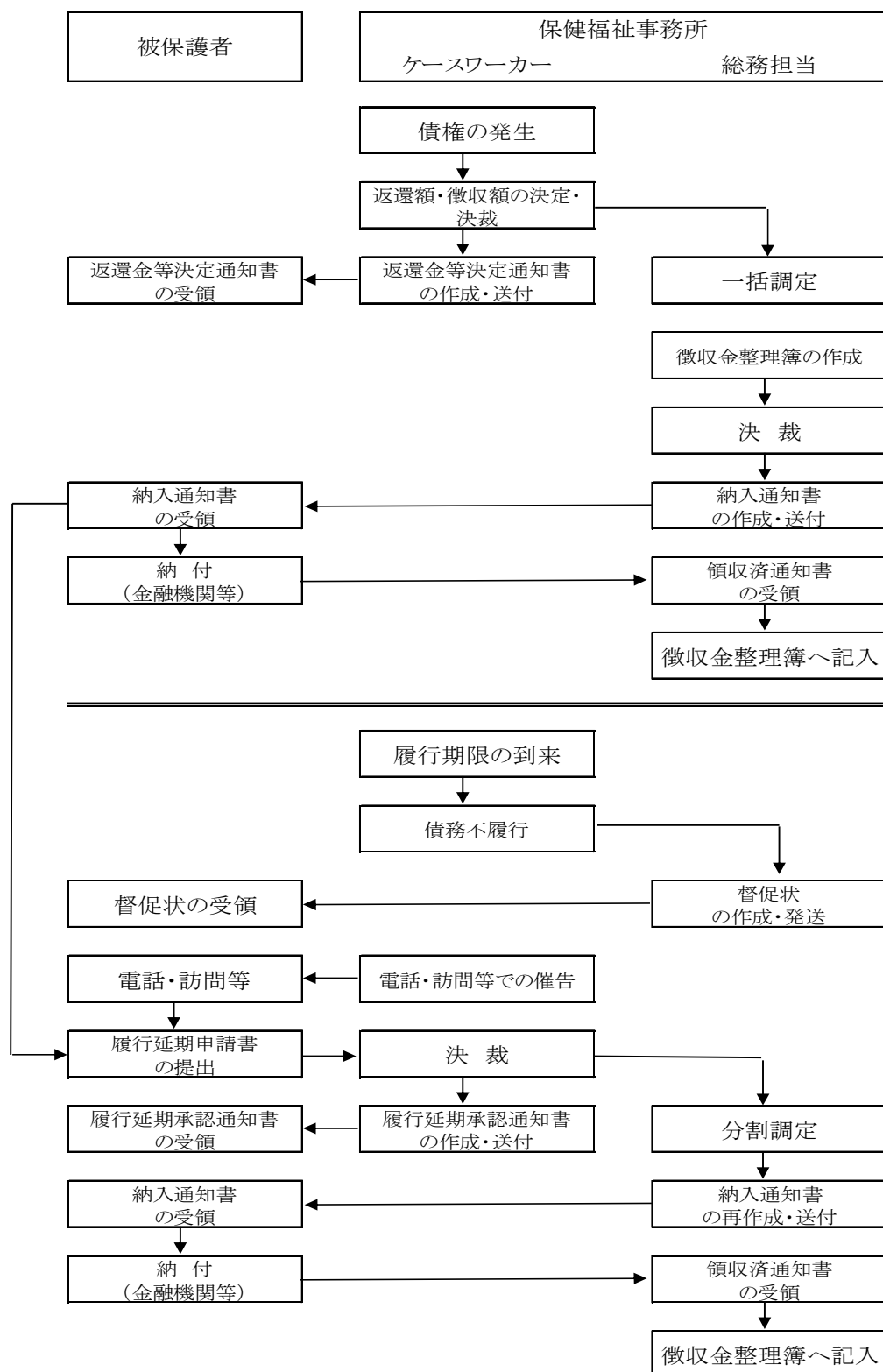
以上の生活保護法第 63 条の返還金と生活保護法第 78 条の徴収金が生活保護費返還金として生活保護費に係る債権管理の対象となる。

なお、県内の生活保護世帯数は微増傾向にあるが、被保護者数は横ばいの傾向にある。

(2) 債権管理体制

生活保護費返還金に係る債権管理事務は、県内 5 つの保健福祉事務所が所管している。法第 63 条返還金と法第 78 条徴収金は、各担当ケースワーカーが返還金や徴収金となりうる事案を認識した場合に、決裁を経て、生活保護費返還金として決定される。

生活保護費返還金が決定した後、納入通知書を被保護者に送付するとともに財務経営システム上で徴収金整理簿が作成され、被保護者からの納付額を確認した後に徴収金整理簿の消込処理が行われる。



被保護者が納期限までに納付しない場合に延滞が発生する。延滞が発生した場合には、督促状を被保護者に送付している。それでも納付されない場合は、担当ケースワーカーが電話や訪問等によって催告や納付指導を行っている。担当ケースワーカーは、被保護者の

生活状況を把握するとともに、被保護者との接触状況や納付指導の状況等を各被保護者ごとにケース記録等に記録している。

2. 収入未済額の状況

(千円)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
現年度分	調定額	18,876	15,839	16,927	17,965	13,057
	収入済額	17,607	13,662	15,129	12,271	9,292
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	1,269	2,176	1,798	5,694	3,765
	収入未済件数(件)	174	146	222	308	294
	収納率(%)	93.3%	86.3%	89.4%	68.3%	71.2%
過年度分	調定額	5,636	5,015	6,572	6,375	11,958
	収入済額	280	141	929	282	4,441
	不納欠損額	1,917	648	985	284	575
	収入未済額	3,439	4,225	4,658	5,809	6,942
	収入未済件数(件)	277	400	504	664	838
	収納率(%)	5.0%	2.8%	14.1%	4.4%	37.1%
合計	調定額	24,513	20,853	23,499	24,340	25,015
	収入済額	17,887	13,803	16,058	12,553	13,734
	不納欠損額	1,917	648	985	284	575
	収入未済額	4,709	6,402	6,456	11,503	10,706
	収入未済件数(件)	451	546	726	972	1,132
	収納率(%)	73.0%	66.2%	68.3%	51.6%	54.9%

履行延期特約により分割納付が発生した場合、前年度収入未済額と過年度分の調定額が一致しないケースがある。

過年度分の不納欠損額には、誤調定等による減額を含む

収入未済額の推移（保健福祉事務所別）

(千円)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
佐賀中部保健福祉事務所	1,136	1,327	1,549	2,236	1,589
鳥栖保健福祉事務所	469	1,471	1,237	5,132	4,031
唐津保健福祉事務所	512	512	274	274	274
伊万里保健福祉事務所	0	0	131	172	566
杵藤保健福祉事務所	2,592	3,092	3,265	3,688	4,246
合計	4,709	6,402	6,456	11,503	10,706

平成27年度に鳥栖保健福祉事務所で大口の法第63条返還金が発生したため、平成27年度の収入未済額が増加している。

生活保護法第61条には、「被保護者は、収入・支出その他生計の状況について変動があっ

た時、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があった時は、すみやかに、福祉事務所にその旨を届け出なければならない」と規定されている。ケースワーカーは毎月、あるいは3か月から6ヶ月ごとに被保護者の収入状況を確認しているが、被保護者による収入の申告が遅延するケースが少なくない。このため、返還金が確定した時には、既に返還決定額(収入増加額)が消費済みである場合が多く、一括返還が困難な場合が多い。しかも、被保護者は、返還額が決定した後も生活保護が継続しているケースがほとんどであり、履行延期特約により分割納付を指導した場合であっても、分割納付金額の捻出が困難なケースが多いため、収入未済金が増加傾向にある。

県では、未収債権の解消に向けた取組みとして、収入申告書提出の指導の徹底、年金・各種手当の額の改定の早期把握と返還金発生についての周知徹底、世帯訪問による納入通知書の手渡しと納入指導、世帯の状況を勘案した分割納付の検討等を徹底し、新規未収債権の発生防止を図っている。

3. 不納欠損処理の状況

以下の場合等に不納欠損処理を行っている。なお、過去の不納欠損処理額は2.収入未済額の状況の表に記載のとおりである。

債務者が死亡し、相続人が不存在である場合

債務者が死亡し、相続人の所在が不明で、かつ、時効期間が経過した場合

債務者の所在が不明でその者の財産の把握が困難で、かつ、時効期間が経過した場合

4. 実施した監査手続の状況

本報告書「第1外部監査の概要 4.外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

【監査意見；9】債権残高のシステム管理等について

生活保護返還金に係る未収債権は、財務経営システムで管理されている。財務経営システムでは、調定日ごとに債務者名、債権発生額、未収債権金額等が債権整理簿に出力され、債権管理に利用されている。財務経営システムでは調定日ごとに未収債権が整理されているため、債務者ごとの入金管理・債権残高や債務者ごとの時効管理が一覧性のある帳票として出力されるシステムになっていない。このため、各保健福祉事務所では、財務経営システムからダウンロードしたデータを加工して、債務者別の入金管理や残高管理及び債務者別の時効管理を行っている。債務者別の入金管理資料や時効管理資料は、保健福祉事務所が独自に検討して作成しているため、各保健福祉事務所によって、その管理資料のフォームが異なっている。

平成24年11月に財務課が策定した「税外未収金の縮減に向けた取組方針」には、本部門

での徴収体制を強化するため、繁忙期等における応援体制の強化や、勉強会等による担当職員の専門的知識の蓄積と資質の向上を図ることと記載されている。

現状、保健福祉事務所ごとで時効管理等の管理資料のフォームが異なるため、それぞれ違うフォームで違う運用を行っているが、本部福祉課の指導の下で財務経営システムのデータを利用した最善な債権管理資料の作成手順や管理資料のフォームを構築し、各保健福祉事務所に十分に指導するとともに、各事務所が協力して徴収が行えるような態勢を整える必要があると考える。

8 高齢者居室整備資金

1. 監査対象の概要

所管課 長寿社会課

係 名 高齢者福祉担当

(1) 制度の概要

高齢者の居住環境を改善するため、高齢者の専用居室等を増改築又は改造するために必要な経費の貸付を行う制度であり、在宅老人福祉対策の一環として高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした貸付制度である。

老齢福祉を増進するための住宅対策として、昭和47年度に国において「老人居宅整備資金貸付制度」が創設されたが、これに先駆け、昭和46年度に県において「佐賀県高齢者居室整備資金貸付規則」が制定され、高齢者専用居室の増改築を必要とする者に対する貸付事業が開始された。

昭和62年には、風呂・便所等の共用部分を含めた住環境整備も貸付対象に加えた「佐賀県高齢者住宅整備資金貸付規則」が制定され、旧規則が廃止された。

平成2年に老人福祉法の改正が行われ、住民に最も身近な市町で一元的・計画的に福祉サービスを提供する体制整備を図るという法改正の趣旨に沿い、本貸付制度を市町事業に移行することとし、平成3年3月末に「佐賀県高齢者住宅整備資金貸付規則」を廃止し、県の貸付事業を廃止した。

県の貸付制度廃止以降、一部の市町で貸付規則を制定し、市町の事業として引き継がれている。

区 分	高齢者居室整備資金	高齢者住宅整備資金
目 的	65 歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の福祉の増進を図るため、 <u>高齢者の専用居室を整備するために必要な経費の貸付を行うこと</u> により、高齢者と家族の間の好ましい家族関係の維持に寄与する。	60 歳以上の高齢者と同居する世帯に対し、高齢者の居住環境を改善するため、 <u>高齢者の専用居室等を増改築または改造するために必要な経費の貸付を行うこと</u> により、高齢者と家族の間の好ましい家族関係の維持に寄与する。
実施期間	昭和 46 年度～昭和 62 年 11 月 (最終償還期到来 平成 9 年度)	昭和 62 年 12 月～平成 2 年度 (最終償還期到来 平成 12 年度)
貸付対象者	県内に居住し、65 歳以上の親族である高齢者と同居する者で、自力で高齢者向けに居室の整備を行うことが困難である者。	県内に居住し、60 歳以上の親族である高齢者と同居する者で、高齢者向けに居室等を増改築または改造することを真に必要とし、自力で整備を行うことが困難であり、かつ償還能力がある者
貸付限度額	133 万円(貸付年度により差異あり)	200 万円
貸付条件		
1 貸付利率	3% (当初 6 ヶ月間は無利子)	3% (当初 6 ヶ月間は無利子)
2 償還方法	元利均等による半年賦償還	元利均等による半年賦償還
3 償還期限	10 年以内	10 年以内
4 延滞金	延滞金額につき 10% (やむを得ない場合は免除)	延滞金額につき 10% (やむを得ない場合は免除)
5 保証人	県内に住所を有する連帯保証人 2 名	県内に住所を有する連帯保証人 2 名
6 担保	なし	居室等の工事を行う住宅

貸付実績

年 度	貸付件数	貸付金額	
昭和 46 年度	50 件	15,000 千円	
昭和 47 年度	71	21,000	
昭和 48 年度	102	40,000	
昭和 49 年度	101	50,000	
昭和 50 年度	115	60,000	
昭和 51 年度	110	72,000	
昭和 52 年度	108	82,000	
昭和 53 年度	101	84,870	
昭和 54 年度	101	100,000	
昭和 55 年度	104	109,500	
昭和 56 年度	103	120,290	
昭和 57 年度	103	133,000	
昭和 58 年度	101	128,330	
昭和 59 年度	92	117,290	
昭和 60 年度	69	88,860	
昭和 61 年度	39	49,920	
昭和 62 年度	16	20,700	居室整備資金
	16	29,780	住宅整備資金
昭和 63 年度	30	53,000	
平成元年度	24	47,450	
平成 2 年度	25	47,290	
合 計	1,581 件	1,470,280 千円	

本事業は昭和 46 年度から実施されたが、平成 2 年度で終了したため、新規の貸付は発生せずに債権回収のみが行われている。

高齢者居室整備資金に係る債権管理事務は、長寿社会課の高齢者福祉担当が所管している。所管では、高齢者住宅整備資金システムを利用して未収債権を管理しており、債務者ごとに調定額や収入履歴、未収債権残高が記載された債権管理簿が出力される。債務者ごとの電話や訪問による納付指導などの具体的な交渉の状況は個別に対応記録を作成している。財務経営システムも並行して使用され、債権ごとの調定額や収入済額、収入未済額等のデータが入力されており、こちらも債権管理に活用されている。債務者に送付される毎年の納付書は、財務経営システムから発行している。

2. 収入未済額の状況

		(千円)				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
元 金	調定額	9,761	8,499	8,312	8,125	7,967
	収入済額	1,262	187	187	158	293
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	8,499	8,312	8,125	7,967	7,674
	収入未済件数(件)	123	122	122	120	116
	収納率(%)	12.9%	2.2%	2.2%	1.9%	3.7%
利 息	調定額	818	692	692	689	678
	収入済額	126	0	3	11	21
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	692	692	689	678	658
	収入未済件数(件)	109	109	108	108	106
	収納率(%)	15.4%	0.0%	0.5%	1.6%	3.1%
合 計	調定額	10,579	9,191	9,004	8,814	8,645
	収入済額	1,388	187	190	169	314
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	9,191	9,004	8,814	8,645	8,332
	収入未済件数(件)	232	231	230	228	222
	収納率(%)	13.1%	2.0%	2.1%	1.9%	3.6%

本事業は平成2年度で終了したため、過年度分の回収のみが行われている。

3. 不納欠損処理の状況

不納欠損処理されたものはない。

4. 実施した監査手続の状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

【監査意見：10】適切な債権の管理について

現在の滞納者は17名であるが、滞納者が高齢かつ財務状況が悪いこともあり、毎年4月に納付書を発送するものの、債務者や保証人との接触が不十分と思われるものなど、その管理が不十分と思われるものがあった。監査時点で数名の滞納者の時効期限が到来しており、債務者の方から時効の援用もなく、徴収も行われずにそのままの状態となっているものが存在している。

全ての債務者に対し今後の取組方針を再度確認し、実質的に回収が難しいと思われるも

のや、管理コスト等の観点からも回収が困難と思われるような場合には、債権を整理することも含めて検討し、適切な債権管理を行うようにすべきである。

【監査意見：11】延滞利子について

高齢者住宅整備資金貸付規則によると、借受者が支払期日までに償還金を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10%の割合で計算した延滞利子を徴収するとされている。

延滞が発生した場合、延滞利子は元金の返済が完了した後で付加徴収されるが、過去の延滞・完済者の延滞利子の付加状況を確認したところ、延滞利子が付加されていないことが判明した。延滞利子は本来徴収すべきであり、高齢者住宅整備資金貸付規則に合致した事務処理を行う必要がある。

なお、高齢者住宅資金整備貸付規則では、滞納者が生活困窮等により延滞利子を支払うことが極めて困難な場合には、延滞利子を免除できると規定されている。ただし、当該規定を適用して延滞利子を免除する際には、本人の状況申立書や民生委員等の証明書等を徴取することになっているが、これらの証明書等が徴取されていない。仮に、当該規定を適用して延滞利子を免除する場合は、本人の状況申立書等の必要資料を徴取した上で、適切な事務処理を行う必要がある。

9 心身障害者扶養共済掛金

1. 監査対象の概要

所管課 障害福祉課

係 名 企画担当

(1) 制度の概要

心身障害者扶養共済制度は、障害者を扶養している保護者（加入者）が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあった時に障害者に一定額の終身年金を支給する制度である。この制度は、障害者を扶養している保護者の方々の連携と相互扶助の精神に基づき、障害者の生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図ることを目的とした制度である。都道府県や指定都市が条例に基づき実施している制度であり、加入は任意とされており、佐賀県における共済制度加入者数は下記のとおりである。

H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末
472 名	440 名	415 名	400 名	381 名

(2) 制度のしくみ

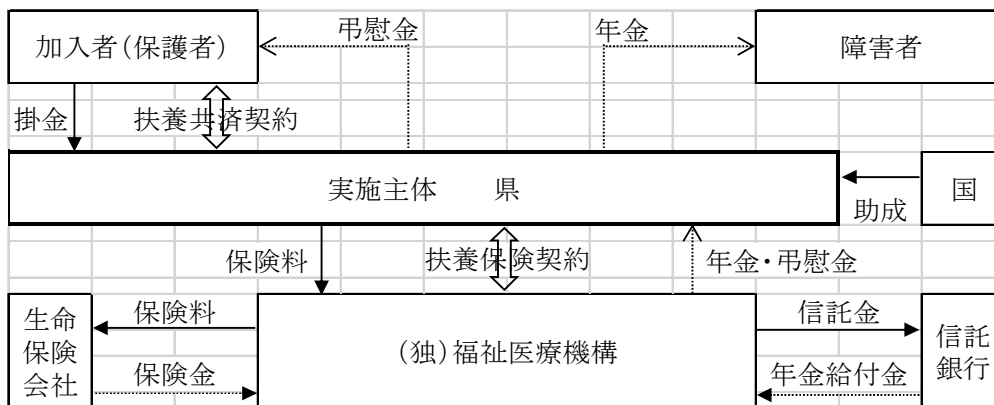
保護者は、県との間で扶養共済契約を締結し、県に共済掛金を支払う。

県は、独立行政法人福祉医療機構（機構）との間で扶養保険契約を締結し、機構に保険料を支払う。

機構は、生命保険会社・信託銀行との間で生命保険契約・金銭信託契約を締結し、保険料信託金を支払う。

保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあった時は、生命保険会社・信託銀行から年金が支払われ、機構及び県を通して、障害者へ年金が支払われる。

障害者に万一（死亡）のことがあった時は、生命保険会社・信託銀行から弔慰金が支払われ、機構及び県を通して、保護者へ弔慰金が支払われる。



県は保護者から掛金を受取る前に、機構に対して保険料を立替えて支払うため、保護者に対する債権が発生する。

(3) 債権管理体制

心身障害者扶養共済掛金に係る債権管理事務は、障害福祉課が所管している。心身障害者扶養共済システムを利用しており、保護者に毎月納付書を送付し、保護者は、銀行振込により納付している。保護者からの納付が確認できない時は、翌月に文書による催告状を発送している。平成20年度に発生した未収債権が残っているのみであり、現年度分は全額回収されている。

2. 収入未済額の状況

		(千円)				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
現 年 度 分	調定額	20,928	19,253	17,095	14,872	13,371
	収入済額	20,928	19,253	17,095	14,872	13,371
	不能欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	0	0	0	0	0
	収入未済件数(件)	0	0	0	0	0
	収納率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
過 年 度 分	調定額	682	682	682	682	541
	収入済額	0	0	0	141	0
	不能欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	682	682	682	541	541
	収入未済件数(件)	54	54	54	39	39
	収納率(%)	0.0%	0.0%	0.0%	20.6%	0.0%
合 計	調定額	21,609	19,935	17,776	15,553	13,912
	収入済額	20,928	19,253	17,095	15,013	13,371
	不能欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	682	682	682	541	541
	収入未済件数(件)	54	54	54	39	39
	収納率(%)	96.8%	96.6%	96.2%	96.5%	96.1%

平成20年度に発生した未収債権が残っている。

保護者からの納付が確認できない時は、翌月に文書による催告状を発送しているが、それでも納付がない場合は、電話もしくは臨戸による催告を行っている。

3. 不納欠損処理の状況

不納欠損処理されたものはない。

4. 実施した監査手続の状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

未収債権の残高は、保護者1名に対する13ヶ月分の掛金の未納残高である。佐賀県心身障害者扶養共済制度条例19条によると、加入者が2ヶ月以上掛金を滞納した時は、翌日より加入者としての地位を失うものとされている。

以前は、2ヶ月以上滞納した場合も共済への継続加入を認めていたため、未収掛金残高が増加するケースがあった。このため、平成20年度に心身障害者扶養共済制度未収金徴収事

務処理要領を制定し、2ヶ月以上滞納した場合は、原則として、共済への継続加入を認めないこととした。

現在では、滞納が発生した時に送付する催告書に、2ヶ月以上掛金の滞納が続くと共済への継続加入を認めない旨を通知しており、未収金が多額にならないように手当てされている。

10 児童福祉施設入所者に対する負担金

1. 監査対象の概要

所管課等、係名： 障害福祉課 企画担当
総合福祉センター 総務課

(1) 制度の概要

社会的養護を必要とする児童を児童福祉施設等に入所措置した場合、児童福祉法第56条第2項の規定に基づき、県は、その保護者から負担金を徴収している。負担金の徴収基準は、「児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収基準」に定めている。

入所措置は、児童福祉施設（児童養護施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設等）への入所や、指定医療機関への委託、里親委託等がある。近年は、児童福祉施設が家庭的な養護環境を整備するために入所定員を減少させるため、児童福祉施設への入所人数は減少傾向にある。しかしながら、社会的養護を必要とする児童数は減少していないため、近年は里親委託が増加してきている。

入所措置の理由としては、児童虐待による一時保護や少年犯罪に係る裁判所の決定による施設入居が挙げられるが、児童虐待や裁判所の決定による措置の場合は、保護者の意思に反して措置を行うことが多いことから、負担金の納付指導についても拒絶されるケースが少なくない。

(2) 負担金

負担金の徴収基準については、「児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収基準」に定めており、保護者の課税状況を調査して、その負担能力に応じた負担額を決定している。

まず保護者の協力を求め、源泉徴収票や住民票課税証明書等の提出により課税状況を確認し、負担金額を決定している。源泉徴収票等の所得関係書類の提出を拒否された場合は、保護者住所地の市町の税務担当課から住民税課税証明書の交付を受け、負担金を決定することになるが、市町によっては保護者の同意がないと証明書交付に応じないところもある。このような場合は、前年度の所得を基準に負担金を決定することになっている。

(3) 債権管理体制

債権管理事務は、総合福祉センターが所管しており、担当児童福祉司と総務課が担当している。児童福祉施設入所負担金システムを利用しており、保護者に毎月納付書を送付し、銀行振込により納付されている。保護者からの納付が確認できない時は、翌月に督促状を発送している。また、未収債権がある保護者に対しては、毎年2回文書による催告状を発送している。児童福祉施設入所負担金システムから出力される債権管理簿は、保護者ごとに調定額・入金額・債権残高が整理されている。また、保護者との電話や臨戸等による接触状況については、エクセルファイルに記録されている。

2. 収入未済額の状況

		(千円)				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
現年度分	調定額	1,784	2,188	2,504	2,006	2,186
	収入済額	736	1,123	1,465	1,258	1,141
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	1,048	1,064	1,039	748	1,044
	収入未済件数(件)	147	120	133	124	106
	収納率(%)	41.2%	51.3%	58.5%	62.7%	52.2%
過年度分	調定額	31,347	29,612	28,074	27,429	24,646
	収入済額	2,783	2,602	1,684	3,135	1,039
	不納欠損額	0	0	0	396	736
	収入未済額	28,564	27,010	26,390	23,898	22,871
	収入未済件数(件)	2,041	2,025	2,070	2,021	1,906
	収納率(%)	8.9%	8.8%	6.0%	11.4%	4.2%
合計	調定額	33,130	31,800	30,578	29,435	26,832
	収入済額	3,518	3,725	3,149	4,393	2,180
	不納欠損額	0	0	0	396	736
	収入未済額	29,612	28,074	27,429	24,646	23,915
	収入未済件数(件)	2,188	2,145	2,203	2,145	2,012
	収納率(%)	10.6%	11.7%	10.3%	14.9%	8.1%

平成28年度末債権残高(23,915千円)のうち、5年以内に発生した債権が5,353千円(21債務者)、発生から5年超経過した債権が18,561千円(40債務者)である。

3. 不納欠損処理の状況

以下の場合等に不納欠損処理を行っている。なお、過去の不納欠損処理額は2.収入未済額の状況の表に記載のとおりである。

債務者が死亡し、相続人が不存在である場合

債務者が死亡し、相続人の所在が不明で、かつ時効期間が経過した場合

債務者の所在が不明でその者の財産の把握が困難で、かつ時効期間が経過した場合
債権者の資力（財産）がない場合で、時効期間が経過した場合

4．実施した監査手続の状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4．外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5．監査意見等

【監査意見：12】債権回収に対する取り組みについて

児童福祉施設入居者に対する負担金は、現年度の収納率が50%程度であり、過年度分については10%程度の収納率しかなく、徴収実績が悪い。当該負担金の特性から、収入未済となりやすいため、他の債権とは異なる個別の詳細な債権管理マニュアルを整備すべきであるとする。

当該債権の回収は、担当児童福祉司等と連携しながら家庭支援等への影響を考慮して徴収する必要があるため、債権回収の外部委託にはなじまない債権である。

現状では、総務課の職員1名で債権管理を担当しているが、当該担当職員が兼務であることや、担当職員が面識のない保護者との交渉を円滑に進めることが困難であることから、電話や臨戸による相談や納付指導が十分になされているとは言い難い状況である。その上、担当職員は数年程度の短期間で交代するため、債権回収に関するノウハウも集積されることなく、次の担当者に事務が引継がれている。当該負担金の特性を考えると、徴収が困難であることは一定程度理解できるものの、納付指導や現況調査が十分になされておらず、更なる回収努力が必要である。当該負担金は強制徴収債権でもあり、法の厳格な執行、債務者間の公平性確保の観点から、債権回収に向けて重点的な取り組みを行う必要があるとする。また、最近では、時効期限が到来する債権に対して債務承認書等の時効中断の手続が行われていないため、時効期限が到来している債権が少なからず存在している。当該負担金は公債権であるため、時効期限が到来している債権は不納欠損処理すべきである。

1.1 施設障害福祉サービス利用料

1．監査対象の概要

所管課 障害福祉課

係名 企画担当

(1) 収入未済金の概要

県は、指定障害者支援施設 九千部学園を運営しており、当該債権は、障害者総合支援法に基づく施設入所支援、自立訓練及び就労移行支援の施設障害福祉サービス提供に係

る給付金及び利用者負担金である。県営の指定障害者支援施設は、九千部学園のみであり、定員 69 名に対し、50 名程度の入所者がある。

(2) 債権管理体制

障害福祉サービスに係る未収金であり、国民健康保険連合会及び利用者に対する債権である。サービス費用は、民間福祉会社も利用しているほのぼのシステムを利用しており、自立支援課でサービス費用の計算を行い、総務課で入力内容のチェックと収入事務を行っている。

収入未済額で、平成 24 年度発生分が平成 27 年度に回収されているが、そのほかのものは翌年度に回収されている。

2. 収入未済額の状況

(千円)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
現 年 度 分	調定額	142,201	122,785	133,858	161,794	145,211
	収入済額	142,163	122,780	133,858	161,728	145,034
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	37	5	0	65	177
	収入未済件数(件)	4	1	0	7	19
	収納率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%
過 年 度 分	調定額	0	37	49	37	65
	収入済額	0	0	12	37	65
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	0	37	37	0	0
	収入未済件数(件)	0	4	4	0	0
	収納率(%)		0.0%	24.8%	100.0%	100.0%
合 計	調定額	142,201	122,822	133,907	161,831	145,276
	収入済額	142,163	122,780	133,870	161,766	145,099
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	37	42	37	65	177
	収入未済件数(件)	4	5	4	7	19
	収納率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%

3. 不納欠損処理の状況

不納欠損処理されたものはない。

4. 実施した監査手続の状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5 . 監査意見等

監査を実施した結果、適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

1 2 佐賀コロニー生産物売払収入

1 . 監査対象の概要

所管課 障害福祉課

係 名 施設担当

(1) 収入未済額の概要

旧佐賀県立佐賀コロニー（指定障害者支援施設）が平成 17 年 7 月付で民間事業会社と生産物（ブロック）売買契約を締結した金額のうち、122 千円が未収となり、時効期限を経過している。

当該債権は、平成 17 年 7 月の売買契約により発生し、最終の入金が平成 20 年 12 月である（私債権の時効期限は平成 22 年 12 月）。県は債務者との交渉を続けたが、債務者が訴訟での和解による支払い以外の方法を拒否したため、県は平成 21 年 11 月に簡易裁判所に支払督促の申立てを行った。これに対し債務者から督促異議申立書（分割納入）が提出されたため、簡易裁判所から裁判へ移行するように指示があったが、県は支払督促の申立てを取り下げ、裁判へは移行しないという判断をした。その後、債務者からは返済もなく、平成 22 年 12 月に時効の期限を迎えている。

現在は、債務者から時効の援用がなされていない消滅時効の期限が到来している債権（122 千円）が存在している状態である。

2 . 収入未済額の状況

		(千円)				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
現年度分	調定額	6,373	4,593	3,458	2,741	0
	収入済額	6,373	4,593	3,458	2,741	0
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	0	0	0	0	0
	収入未済件数(件)	0	0	0	0	0
	収納率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
過年度分	調定額	122	122	122	122	122
	収入済額	0	0	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	122	122	122	122	122
	収入未済件数(件)	2	2	2	2	2
	収納率(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	調定額	6,495	4,715	3,580	2,863	122
	収入済額	6,373	4,593	3,458	2,741	0
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	122	122	122	122	122
	収入未済件数(件)	2	2	2	2	2
	収納率(%)	98.1%	97.4%	96.6%	95.7%	0.0%

佐賀コロニーは平成 28 年 3 月に民間移譲されている。

3. 不納欠損処理の状況

不納欠損処理されたものはない。

4. 実施した監査手続の状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

この問題を契機に、県は「税外未収金の縮減に向けた取組方針」を策定し、全庁的な債権整理ルールを制定している。当該債権は、当該ルールに則って処理されることになる。

1.3 心身障害者扶養共済返還金

1. 監査対象の概要

所管課 障害福祉課

係 名 企画担当

(1) 制度の概要

心身障害者扶養共済制度は、障害者を扶養している保護者（加入者）が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあった時に障害者に一定額の終身年金を支給する制度である。佐賀県における共済制度に基づく年金受給者数は下記のとおりである。

H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末
519 名	539 名	549 名	548 名	552 名

(2) 制度のしくみ

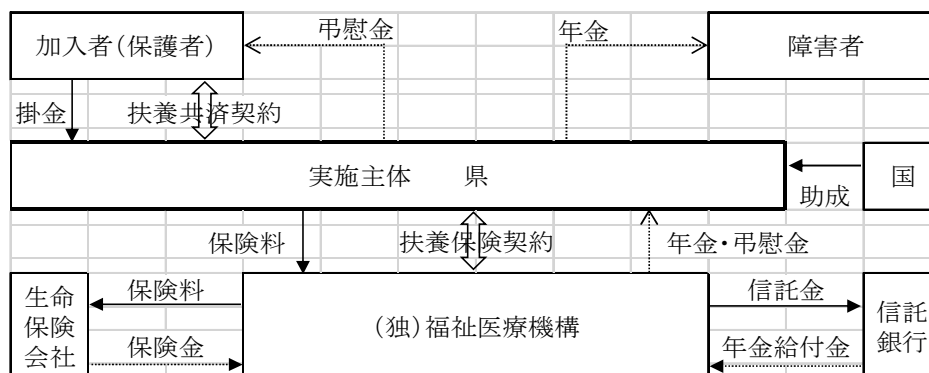
保護者は、県との間で扶養共済契約を締結し、県に共済掛金を支払う。

県は、独立行政法人福祉医療機構（機構）との間で扶養保険契約を締結し、機構に保険料を支払う。

機構は、生命保険会社・信託銀行との間で生命保険契約・金銭信託契約を締結し、保険料・信託金を支払う。

保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあった時は、生命保険会社・信託銀行から年金が支払われ、機構及び県を通して、障害者へ年金が支払われる。

障害者に万一（死亡）のことがあった時は、生命保険会社・信託銀行から甲慰金が支払われ、機構及び県を通して、保護者へ甲慰金が支払われる。



障害者に支払われる年金は、障害者が死亡した日の翌月から停止されるが、県に対する死亡報告が遅れた場合、死亡日翌月からの年金支給額に相当する返還金が未収債権として発生する。

2. 収入未済額の状況

		(千円)				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
現年度分	調定額	0	0	0	0	40
	収入済額	0	0	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	0	0	0	0	40
	収入未済件数(件)	0	0	0	0	1
	収納率(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
過年度分	調定額	400	400	400	400	400
	収入済額	0	0	0		20
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	400	400	400	400	380
	収入未済件数(件)	11	11	11	7	6
	収納率(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%
合計	調定額	400	400	400	400	440
	収入済額	0	0	0	0	20
	不納欠損額	0	0	0	0	0
	収入未済額	400	400	400	400	420
	収入未済件数(件)	11	11	11	7	7
	収納率(%)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%

3 債務者に対する債権が長期にわたって滞っている。電話や訪問による督促や分納等による納付指導や、債務確認書の徴収等による時効管理を行っている。

3. 不納欠損処理の状況

不納欠損処理されたものはない。

4. 実施した監査手続の状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

【監査意見：13】市町の関連部署との連携強化について

共済年金は年金受給者が死亡した翌月より支給が停止される。年金受給者が死亡した時は速やかにその旨を県に報告しなければならないが、当該報告を失念した時に返還金が発生する。県は、毎年5月に年金受給者の現況確認を行っているが、その時に年金受給者が死亡していることが判明するケースがある。

心身障害者扶養共済制度は市町が申請窓口となっている。年金受給者の死亡届の受け付けも市町が行っているため、市町が遺族に対して、県へ報告すべき旨を伝えてもらうことを徹底するなどして、返還金の発生や滞納を出来るだけ抑えるよう、市町の関連部署との連携関係を強化する必要がある。

1.4 佐賀県看護師等就学資金貸付金

1. 監査対象の概要

所管課 医務課

係名 保健統計担当

県内における看護職員等の充足を図るため、看護職員等の養成施設に在学し、卒業後県内で看護職員等の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与する。

昭和38年4月に制度を開始し、県内看護師等の就業者数の増加により、平成17年度で新規貸付を終了し、平成21年3月に貸与条例は廃止された。

○ 根拠法令等

佐賀県看護師等修学資金貸与条例

○ 貸付対象者

保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士（以下「看護職員等」という。）の養成施設に在学する者で、将来県内において看護職員等の業務に従事しようとする者

○ 貸付利率

無利子

○ 担保

人的担保 連帯保証人 2 名

独立の生計を営む成年者

申請者に親権者又は未成年後見人があるとき、1 名は当該親権者又は
未成年後見人

物的担保 なし

○ 返還期間及返還方法

償還義務発生後、貸与期間（1 年～4 年）に相当する期間に、年賦又は月賦で返還

○ 返還猶予

貸与廃止後も引き続き養成施設に在学しているとき

養成施設卒業後、さらに他の養成施設に在学しているとき

養成施設卒業後、県内において看護職員等の業務に従事しているとき

災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき

○ 返還免除

[全部の返還免除]

- ・ 養成施設卒業後 1 年以内に看護職員等の免許を取得し、当該免許取得後、直ちに特定施設（規則で定める施設）において看護職員等の業務に従事し、その従事した期間が引き続き 5 年に達したとき
- ・ 上記業務従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

[全部または一部の返還免除]

- ・ 特定施設において業務に従事した期間が貸与を受けた期間に達したとき
- ・ 死亡、疾病その他やむを得ない理由により、修学資金を返還することができなくなったとき

2．収入未済額の状況等

平成 29 年 3 月末現在、滞納者は一名のみで、収入未済額は 96,000 円である。この滞納者並びに保証人は、一切返済に応じていない。

3．県の対応状況等

滞納者一名に関しては、関係先として県外にも臨戸するなど回収に向けての努力がなされているが、本人や家族との接触もなかなか難しく、保証人からも理解が得られない状況である。

4．実施した監査手続の状況

県の担当者に対してヒアリングを実施した。

5 . 監査意見等

【監査意見：14】今後の管理方針等について

既に貸付制度は終了し滞納先は一件のみである。この一件については、県外への訪問を何回も行うなどして回収への努力がなされているが、債務者や保証人の状況からして、その回収は非常に厳しい状況にある。またこの一件が残っているために、非効率な滞納管理が継続しており、他の業務の妨げにもなっているものと思われる。

この債務者に対しては、今後の取組方針を再度確認し、管理コスト等の観点も考慮しつつ、実質的に回収が難しいと判断される場合には、債権を整理することも含めて検討すべきと考える。

1 5 原子爆弾被爆者健康管理手当等返還金

1 . 監査対象の概要

所管課 健康増進課

係 名 疾病対策担当

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対して、保健手当、健康管理手当、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、介護手当、家族介護手当等が支給される。

これらの手当は、いずれも被爆者の中には、原子爆弾の傷害作用のため生活能力が劣っていたり、原爆に起因する病気やけがのために特別の出費を必要とする人が多いこと等に基づき設けられた制度である。

手当の種類・支給要件・支給額（平成 29 年度）は以下のとおりである

○ 保健手当

原爆投下の際、爆心地から 2km の区域内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人

- ・ 下記以外の人 月額 17,180 円
- ・ 身障手帳 1 級から 3 級程度の身体障害、ケロイドのある人又は 70 歳以上の身寄りのない単身居宅生活者 月額 34,270 円

○ 健康管理手当

被爆者であって高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、水晶体混濁による視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等 11 障害のいずれかを伴う病気にかかっている人 月額 34,270 円

○ 医療特別手当

その病気やけがが原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人 月額 139,330 円

○ 特別手当

その病気やけがが原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人 月額 51,450 円

○ 原子爆弾小頭症手当

原子爆弾の放射能の影響による小頭症の状態にある人 月額 47,950 円

○ 介護手当

被爆者であって精神上又は身体上の障害により費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合（重度：身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度、中度：身障手帳 2 級の一部及び 3 級程度）

（重度）月額 105,130 円以内

（中度）月額 70,080 円以内

○ 家族介護手当

被爆者で重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合（身障手帳 1 級及び 2 級の一部程度） 月額 21,870 円

○ 葬祭料

死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給（その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によらないことが明らかなきときは支給されない） 206,000 円

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき該当する者には上記の手当等が支給されることになっており、受給者が死亡したり、受給要件から外れた場合には、受給が停止されるべきであるが、遺族等からの手続きが遅れるなどして、その後引き続き支給がなされ、その後返還に至っていないものが収入未済額となっている。

平成 29 年 3 月末現在、4 件の未返還案件が存在し、健康管理手当が 3 件、家族介護手当が 1 件で、収入未済額の合計は 1,159,340 円となっている。

2. 収入未済額の状況等

4 件の未返還案件のうち 3 件は、遺族や家族からの返還が毎月継続的にあっており、数年を要するものもあるが、全額回収が見込まれる状況である。

他の 1 件は健康管理手当の未返還額で、平成 28 年に受給者であった者の死亡の把握が遅れたために生じたもので、遺族も生活困窮者のため未だ返還に至っていない。

この者に対する収入未済額は 102,090 円である。

3. 県の対応状況等

通常の業務としては、受給者が死亡した場合の支給停止の手続きに関し、本来遺族が行うべき手続きではあるが、死亡者の把握が遅れないように県でも新聞の死亡記事を毎日確認するなど、出来るだけ手続き遅れが起こらないような対応を行っている。

実際に返還額が生じた場合には、遺族等と面会し説明して返還を受けるようにしている。また、返還すべき者が生活困窮者の場合は、分割納付等の対応も行っている。

4．実施した監査手続の状況

県の担当者に対してヒアリングを実施した。

5．監査意見等

【監査意見：15】返還額が生じた後の葬祭料等の支払について

上記の返還に至っていない1件については、死亡の把握が遅れたため継続して支給されてしまったものが収入未済額となったものである。その後遺族への葬祭料の支払いに際し、葬祭料を一旦振り込みの後に返納していただくように依頼し納得していただき、振り込みのタイミングに合わせて返納通知も行っていたが、実際には入金がなされず、結果として返納額以上の葬祭料が遺族に対して支払われている。遺族はその後、保健福祉事務所に来所し、返還についての相談も行っているが、資力もなく返還には至っていない。

このような場合、本来であれば葬祭料と返還額とを相殺し、相殺後の差引残額を遺族に支払うようにすべきであったと考えるが、これに対して県は、健康管理手当の受給者（死亡後の受取者）と、葬祭料の受給者（葬祭関係の費用を負担したもの等）とは必ずしも同一者とは限らないため、それぞれの手続きは別物であるという考えのもと、相殺は行われずに葬祭料が支給されたものであった。

遺族が多数いる場合にはそのような考えも成り立つかもしれないが、今回の事案は、遺族として同一の者に対して支給と請求がなされている。仮に制度上相殺ができないようになっていたとしても、葬祭料を実際に支給する際に、現金で支給するなどしてその場で同時に回収する等の対応を取るべきであるとする。

また、遺族が多数いるような場合でも同様のことで、県では返還額が生じている旨を遺族に説明し、実際に葬祭料と相殺した部分については、遺族間の問題として対応いただくようにすべきと考える。今後も同様のケースはあり得るところであり、十分に検討いただきたい。

16 児童福祉施設入所者に対する負担金

1．監査対象の概要（状況）

所管課等、係名： こども家庭課 児童福祉担当
総合福祉センター 総務課

制度の開始年度 昭和23年度

事業（制度）の内容

児童福祉施設入所者に対する負担金は、社会的養護を必要とする児童を児童福祉施設等に入所させる場合に、佐賀県は児童福祉法第 56 条の規定に基づく負担金徴収規則第 3 条第 1 項に規定する徴収金基準に基づき、本人又はその扶養義務者から負担金を徴することができることにより生じる。

児童福祉施設には次の施設がある。

(1) 児童養護施設

保護者のいない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を要する子ども(場合により乳児を含む)を入所させ養護し、その自立を支援する施設

(2) 乳児院

父母の死亡や入院、離婚等によって保護者のもとで養育を受けることが不適当な乳児(場合により幼児を含む)を入所させ保護養育する施設

(3) 児童自立支援施設

不良行為を行い、又は行うおそれのある子ども及び家庭環境その他の環境上の理由生活指導等を要する子どもを入所させ個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、また退所者への相談その他の援助を行う施設

(4) 母子生活支援施設

18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母及びその子どもを保護し、自立支援のための生活支援、また退所者への相談その他の援助を行う施設

(5) 助産施設

経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせる施設

注)上記(5)助産施設に関しては、本報告書次項目「17.児童福祉費負担金(助産施設)」において検討している。

佐賀県には下記児童相談所、県保健福祉事務所、市福祉事務所が窓口となり管理等を行い、児童養護施設や乳児院等との連携を図っている。

児童相談所

- ・ 佐賀県中央児童相談所
佐賀市天祐 1 - 8 - 5
- ・ 佐賀県中央児童相談所唐津分室
唐津市大名小路 3 - 1

○ 児童養護施設

- ・ 聖華園

佐賀市金立町大字金立 3 9 3 1

・ 済昭園

嬉野市塩田町大字五町田甲 3 4 4 3

・ 洗心寮

三養基郡基山町大字宮浦 8 2 3 - 2

・ 慈光園

唐津市十人町 9 5 - 1

・ 佐賀清光園

佐賀市呉服元町 5 - 1 8

・ 聖母園

唐津市鎮西町大字馬渡島 1 6 3 8

○ 乳児院

・ みどり園

佐賀市金立町大字金立 4 5 3

○ 児童自立支援施設

・ 虹の松原学園

唐津市浜玉町浜崎 2 1 3 7

○ 母子生活支援施設

・ 高木園

・ 双光園

・ 伊万里市立 母子生活支援施設

債権の内容

債権の種類 公債権

減免・軽減制度 あり

知事、保健福祉事務所長又は相談所長は、本人又は扶養義務者が次に掲げる理由により負担金を納入することが困難であると認めるときは、当該負担金の額を減額し、又は免除することができる。

災害を受けたとき。

死亡したとき。

その他やむを得ないと認められる事実が生じたとき。

時効期間 5年

時効根拠 地方自治法第 236 条第 1 項

延滞金の定め なし

債権管理の状況

滞納債権については、徴収の際は総合福祉センター総務課 1 名及び担当の相談課職員（児童福祉司）の 2 名体制で対応している。担当する児童福祉司が声かけを行うと回収率が上がる傾向にあるとのことである。

2. 収入未済額の状況

単位：千円

現年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	4,905	4,816	4,468	4,430	6,278
収入済額	2,627	2,817	3,038	2,820	3,834
収入未済額	2,277	1,998	1,429	1,610	2,444
収入率	53.6%	58.5%	68.0%	63.7%	61.1%

単位：千円

過年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	20,245	21,771	22,053	22,474	21,510
収入済額	621	1,377	457	736	465
収入未済額	19,624	20,393	21,595	21,737	21,045
収入率	3.1%	6.3%	2.1%	3.3%	2.2%

収入未済額が発生するのは、経済的に生活困窮しているケースが多く、また、児童を施設に入所させていることがそもそも扶養義務者の本意ではないとして支払いを拒否するケースも多いという。

3. 不納欠損処理の状況

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
不納欠損処理額 (千円)	1,239	130	338	551	1,837
件数(件)	268	39	155	83	316
納入義務者(名)	5	2	4	5	3

(1)地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により権利の放棄の議決があったとき、(2)債権の消滅時効が完成したとき、(3)前 2 号に定めるもののほか、法令又は条例の定めると

ころにより債権が消滅し、又は債権を消滅させたときには不納欠損処分を行う。

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

【監査意見：16】収入率が低水準であることについて

現年度並びに過年度共に、収入率は低水準で推移している（現年度 60%～70%程度、過年度 3%前後）。

もともと子供が施設に入ることが扶養義務者の本意ではないとして負担金の支払いに納得していないものが多数存在したり、不在や転居、祖父母が対応するなどその回収の環境は非常に厳しいものがある。また、生活困窮者も多く、支払いが困難なものには調査の上負担金減免の申請を促したり、児童福祉司との協力で資力調査等も行っている状況である。

難しい環境ではあることは理解するところではあるが、より一層の未収債権発生解消への努力を期待するものである。

1.7 児童福祉施設負担金（助産施設）

1. 監査対象の概要

所管課 こども家庭課

係名 児童福祉担当

制度の開始年度 昭和23年度

事業の内容

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦が入院し助産を受けることを目的としている。児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収規則第3条第1項に規定する徴収金基準に基づき、助産施設利用者より負担金を徴する。

佐賀県には下記の3施設があり、5つの県保健福祉事務所、10の市福祉事務所が窓口となり管理等を行う。

助産施設

・独立行政法人 国立病院機構 佐賀病院

佐賀市日の出一丁目20-1

- ・地方独立行政法人 佐賀県医療センター 好生館
佐賀市嘉瀬町中原 4 0 0 番地
- ・日本赤十字社 唐津赤十字病院
唐津市和多田 2 4 3 0

債権の内容

債権の種類 公債権

減免・軽減制度 あり

知事、保健福祉事務所長又は相談所長は、本人又は扶養義務者が次に掲げる理由により負担金を納入することが困難であると認めるときは、当該負担金の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害を受けたとき。

(2) 死亡したとき。

(3) その他やむを得ないと認められる事実が生じたとき。

時効期間 5年

時効根拠 地方自治法第 236 条第 1 項

延滞金の定め なし

2. 収入未済額の状況

単位：千円

現年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額					
収入済額					
収入未済額					

単位：千円

過年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	127	47	12		
収入済額	80				
収入未済額	47	47	12		

近年では収入未済額は発生しておらず、また過年度の収入未済額も平成 26 年度に不納欠損処理を行っており残高はない。

3. 不納欠損処理の状況

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不納欠損処理額			35	12	

(1) 地方自治法第96条第1項第10号の規定により権利の放棄の議決があったとき、(2) 債権の消滅時効が完成したとき、(3) 前2号に定めるもののほか、法令又は条例の定めるところにより債権が消滅し、又は債権を消滅させたときには不納欠損処分を行う。

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見

監査を実施した結果、適切に処理されているものと判断された。また、現在は収入未済額も存在せず、特段指摘すべき事項はなかった。

18 土地貸付収入

1. 監査対象の概要

所管課 こども家庭課

係名 児童福祉担当

事業の内容

財産の貸し付けについて、県は次のように定める。

財産管理者は、財産を借り受けようとする者については、行政財産使用許可申請書・公有財産借受申込書を提出させなければならない。財産管理者は、前項の申込書を受理したときは、行政財産使用許可・公有財産貸付調書を作成しなければならない。(佐賀県公有財産規則第23条1項2項)

なお、この「18. 土地貸付収入」で記載する未収金は、こども家庭課に関連する施設で、施設の一部を貸し出している場合の債権である。

また、用途指定の貸付けについて次のように定める。

財産管理者は、一定の用途に供させる目的をもって財産を貸し付けようとする場合は、

当該財産の用途並びに当該財産の用途開始の始期及び用途に供しなければならない期間を指定しなければならない。(同規則第 24 条)

貸付期間(同規則第 25 条)

区 分	貸付期間
1 建物の所有を目的とし、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 22 条に規定する定期借地権を設定して、土地及びその従物を貸し付けるとき	50 年
2 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とする土地及びその従物の貸し付けで借地借家法第 23 条の適用を受けるもの	50 年 未満
3 建物の所有を目的とする土地及びその従物の貸付けで前 2 号に掲げるもの以外のもの	30 年
4 植樹を目的とするための土地及びその従物の貸付け	20 年
5 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とするための土地及びその従物の貸付け	20 年
6 電柱、鉄柱、鉄塔その他これらに類するものの付設及び水道管、ガス管その他これらに類するものの埋設を目的とするための土地の貸付け	10 年
7 前号以外の目的のための土地及びその従物の貸付け	10 年
8 建物その他の財産の貸付け	10 年

貸付料は、月をもって定めたものについては毎月、年をもって定めたものについては毎年、それぞれ定期に納付させなければならない。ただし、その月分若しくは年分又は数月分若しくは数年分を前納させることを妨げない。(同第 26 条)

債権の内容

債権の種類 公債権

九州電力株式会社等に電柱等の埋設を目的とする貸付けを主としており、収入未済額が生じることは通常想定していない。

2. 収入未済額の状況

単位：千円

現年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額	33	33	37	22	22
収入済額	33	33	34	22	22
収入未済額			3		

単位：千円

過年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額				3	
収入済額				3	
収入未済額					

平成26年度に収入未済額が発生したのは、県担当者の引継ぎの際に少額の貸付先にまで意識が回らず失念してしたためである。

3. 不納欠損処理の状況

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不納欠損処理額					

4. 実施した監査手続きの状況

県の担当者に対してヒアリングを実施した。

5. 監査意見等

【監査意見：17】貸付収入の調定漏れについて

平成26年度において僅かに発生した収入未済額は、翌年度回収されているが、県担当者の引継が十分でなかったことから、当初調定がなされず生じてしまったものである。

事務取扱の十分な引継と、厳格な事務処理が必要である。

19 児童扶養手当返納金

1. 監査対象の概要

所管課 こども家庭課

係名 ひとり親家庭担当

制度の開始年度 昭和36年度

事業の内容

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童を養育している者に対し、生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給する手当である。この児童扶養手当の受給者が受給資格を喪失した場合に、必要な届出を故意または過失により怠り、不当に給付を受けるのが児童扶養手当返納金である。

県は、児童扶養手当受給者が資格を喪失した場合に、速やかに届出がなされることが過払いを防ぎ、債権が発生することを防ぐことになるとして、「児童扶養手当事務取扱い手引」を定め、債権の発生を未然に防止するための措置を講じている。

県は、受給者や新規請求者にリーフレット等を作成し、受給資格要件、届出義務の履行については周知徹底を図っている。

町に対しては、

- (1) 新規認定請求時等における面接・審査の充実
- (2) 町の関係各課・係との連携強化
- (3) 民生委員・福祉事務所のケースワーカーとの連携推進等による実態の把握の協力をお願いしているところである。

発生状況（発生原因）

婚姻

法律婚、事実婚

年金受給

施設入所

遺棄

拘禁

県外転出

県内住所変更

行方不明

定時払前における過払防止対策

町では、住民票検索による異動・同居・婚姻・世帯合併等の確認を行い、過払が生じる恐れがある者については、県に差し止め依頼書を送付する。

県は定時払分を差し止め、町は資格喪失届提出指導を行う。嫌疑がなくなり、資格続行となった者については差止解除依頼書を送付する。

職権による資格喪失

児童扶養手当の資格喪失が公簿等により明らかな場合で数度の資格喪失届の提出指導

にもかかわらず提出がなされないときは、職権による資格喪失ができる。職権により資格喪失できるのは、婚姻・児童の施設入所・児童の死亡・受給者の死亡等である。なお、受給者の指導を十分に行い職権での資格喪失は極力避けるようにしているとのことである。

債権の内容

債権の種類 公債権

減免・軽減制度 なし

時効期間 5年

時効根拠 児童扶養手当返納金債権の管理の事務処理について

延滞金の定め ・児童扶養手当法第23条

・児童扶養手当法第23条に規定する不正受給の具体例について

債権管理の状況

滞納債権については、ひとり親家庭担当者が二人一組となり各家庭に訪問する。訪問時に次回訪問の日程調整を行うなど、債権の回収を着実に実施できるよう努めている。

台帳整備は、債権整理簿及び表計算ソフトによって行っている。

2. 収入未済額の状況

単位：千円

現年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額	836	777	1,182	633	1,266
収入済額	254	443	441	331	427
収入未済額	582	334	741	302	838

単位：千円

過年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額	3,435	3,591	2,538	3,014	2,569
収入済額	425	212	265	550	702
収入未済額	3,009	3,378	2,273	2,464	1,866

収入未済額が発生するのは、児童扶養手当を受給する世帯が経済的に生活困窮を理由に受給するケースが多く、一度受給し過払を返還する際には既に費消しており返還が困難となるためである。

3. 不納欠損処理の状況

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不納欠損処理額	142	164	1,174	547	660

債権の消滅時効が完成したものであって、未収債権審査委員会(財政課)での審議の結果、不納欠損処分とすることが適当であると認められたものについて、不納欠損処理手続きを行う。

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

さらに当該債権の本来受給する資格がない者が不当に給付を受けるということが不当利得の性質を有しており、そのような債権を不納欠損処理することが妥当なのかどうかと考え、直近の不納欠損処理手続きを個別に検討した。

平成 28 年度 不納欠損処理額

単位：円

	収入未済額		債務の状況	
	発生年度	債務額	当初発生額	備考
A	H22～23	52,480	169,480	生活困窮
B	H22～23	34,000	296,590	生活困窮
C	H22～23	106,880	166,880	生活困窮
D	H22	467,410	629,410	生活困窮

上記の4件は、いずれも母子家庭等に支給する児童扶養手当過払いにかかる返納金であり、生活状況の調査(住所・家庭構成) 文書・電話等による督促、分割納入指導を実施したが、生活状況が不安定であるため、返納等による時効の中断をすることができず、時効が完成したものである。

5. 監査意見等

【監査意見：18】現状の各種対策の強化並びに督促の強化

この児童扶養手当返納金は、本来給付を受ける資格がないにもかかわらず、必要な届出を故意にまたは過失により怠り、不当に給付を受けることにより生じる。他の未収債権とは性質を異にし、このような不当利得としての性質を有する債権に対して、他の債権と同様に時効の完成を理由に不納欠損処理手続きを行うのは公平性・倫理性に著しく反するもので、出来るだけ不納欠損処理となることを避けるべきであると考えます。

平成 28 年度における不納欠損処理がなされた 4 件については前述 4 . のとおりであり、いずれも生活困窮者を債務者とするものである。その中には、ほとんどの金額が回収されたものもあれば、もともと高額の債権が発生し、その回収が 3 割未満であるようなものも存在する。

県では現在でも 1 . に記載のとおり発生を未然に防ぐ策を講じている。

また、実際の回収局面における債務者との接触については困難を伴うこともあり、現状では文書や電話等による督促が中心となっているが、債権の性質からしても定期的に面会を行うなどして督促の強化を図り、時効成立により不納欠損処理となることを極力避けるような努力を期待するものである。

20 母子父子寡婦福祉資金

1 . 監査対象の概要

所管課 こども家庭課

係 名 ひとり親家庭担当

制度の開始年度 昭和 28 年度

事業の内容

母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭、父子家庭及び寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために貸し付ける資金である。

県では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」のほか、「佐賀県母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領」及び「佐賀県母子父子寡婦福祉資金審査基準」に基づき貸付を行っている。

保健福祉事務所が行う業務

- (1) 母子父子寡婦福祉資金貸付に関する相談、調査、関係書類の受理・決定、決定通知書等の作成交付、貸付金交付（財務会計上の手続き含む。）
- (2) 母子父子寡婦福祉資金償還に関する相談、調査、納入通知書・督促状等の作成交付、償還指導。

県の保健福祉事務所の管轄区域は、以下のとおりである。

保健福祉事務所名	管 轄 区 域
佐賀中部保健福祉事務所	佐賀市 多久市 小城市 神崎市 神埼郡
鳥栖保健福祉事務所	鳥栖市 三養基郡
唐津保健福祉事務所	唐津市 東松浦郡
伊万里保健福祉事務所	伊万里市 西松浦郡

杵藤保健福祉事務所	武雄市	鹿島市	嬉野市	杵島郡	藤津郡
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

市が行う業務

- ア 母子父子寡婦福祉資金貸付に関する相談、調査、関係書類の受理・進達及び借受人等への決定通知書等の交付
- イ 母子父子寡婦福祉資金償還に関する相談、調査、関係書類の受理・進達及び借受人等への関係書類等の送付
- ウ 借受人等に関する情報の収集及び県子ども家庭課並びに県保健福祉事務所への情報提供

町が行う業務

- ア 母子父子寡婦福祉資金貸付に関する相談、調査、関係書類の受理・送付及び借受人等への決定通知書等の送付
- イ 借受人等に関する情報の収集及び県子ども家庭課並びに県保健福祉事務所への情報提供

対象者 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第 877 条の規定により 20 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 20 歳以上である子その他これに準ずるものを含む）

父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第 877 条の規定により 20 歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその 20 歳以上である子その他これに準ずるものを含む）

寡婦福祉資金：寡婦又は寡婦が民法第 877 条の規定により扶養している 20 歳以上である子その他これに準ずるもの
40 歳以上の配偶者のない女子であって民法第 877 条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く）

佐賀県母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

資金名	概要	貸付限度額	貸付対象	利子		据置期間
				連帯保証人		
				たてない	たてる	
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備費、備品等の購入資金	2,850,000 円	母、父	年 1.0%	無 利 子	1 年
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,430,000 円	母、父	年 1.0%	無 利 子	6 カ 月
修学資金	子供が高校・大学・短大・高等専門学校等で修学するために必要な資金（授業料、書籍代、交通費等）	月額 27,000 円から 96,000 円 まで（学校種別、学年ごとに異なる）	児童	無 利 子	無 利 子	6 カ 月
技能習得資金	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000（12ヶ月分を一括で貸付ける場合 816,000 円）、 運転免許の取得に必要な経費の場合 460,000 円	母、父	年 1.0%	無 利 子	1 年
修業資金	子供が事業開始又は就職するために知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円、 運転免許の取得に必要な経費の場合 460,000 円	児童	無 利 子	無 利 子	1 年
就職支度資金	就職をするのに必要な資金（被服、履物等の購入費）	100,000 円、	母、父 児童	年 1.0%	無 利 子	1 年
		通勤用自動車購入の場合 330,000 円		無 利 子	無 利 子	

医療 介護 資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金（医療保険の自己負担分、通院に必要な交通費） 当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る。	医療 340,000円（貸付申請者が所得税非課税の場合は480,000円） 介護 500,000円	母、父 児童	年 1.0%	無 利 子	6 カ 月
生活 資金	知識技能習得中の生活を安定・維持するのに必要な資金	月 額 141,000 円 （母、父が生計中心者でない場合には月額69,00円）	母、父	年 1.0%	無 利 子	6 カ 月
	医療・介護を受けている期間中の生活を安定・維持するのに必要な資金	月 額 103,000 円 （母、父が生計中心者でない場合には月額69,00円）				
	配偶者のない者となって7年未満の家庭の生活を安定・維持するのに必要な資金					
	失業中（1年以内）の貸付					
住宅 資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	1,500,000円、 災害等により必要と認められる場合 2,000,000円	母、父	年 1.0%	無 利 子	6 カ 月
転宅 資金	住居を移転するために必要な資金（住宅の賃借費、家財運搬費等）	260,000円	母、父	年 1.0%	無 利 子	6 カ 月
就学 支度 資金	小中学校、高校、大学等及び修業施設への入学・入所に要する資金	40,600円から 590,000円まで（学校種別、学年ごとに異なる）	児童	無 利 子	無 利 子	6 カ 月
結 婚 資金	子供が結婚するために必要な資金	300,000円	児童	年 1.0%	無 利 子	6 カ 月

債権の内容

債権の種類 私債権

減免・軽減制度 償還は、償還者が次の各号に該当する場合には、議会の議決を経て償還未済額の全部又は一部を免除することができる。

- 一 償還者が死亡したとき

二 償還者が精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、償還することができなくなったと認められるとき

ただし、他に連帯借受人がある場合に、その者が未済額を償還することができるのと認められる場合を除く。

また、償還者が死亡した場合、その相続人が償還できる場合も除く。

時効期間 10年（但し、事業開始資金及び事業継続資金については5年）

時効根拠 民法 167 条及び商法 522 条

違約金の定め 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令では、償還者が支払期日までに償還金を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年 5%（延滞期間が平成 27 年 3 月 31 日までのものについては年 10.75%）の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

債権管理の状況

滞納債権の管理は、こども家庭課のひとり親家庭担当者（2 名）及び各保健福祉事務所（3～4 名）で行う。

台帳の整備及び時効の管理は、母子父子寡婦福祉資金管理システムにより管理している。

1. 収入未済額の状況

・元本

単位：千円

現年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	166,354	138,287	119,423	104,581	83,591
収入済額	140,056	116,942	104,404	94,566	76,154
収入未済額	26,297	21,344	15,019	10,015	7,437

単位：千円

過年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	323,915	311,736	295,601	273,438	249,385
収入済額	38,475	37,272	37,181	34,068	32,314
収入未済額	285,439	274,463	258,420	239,370	217,070

・ 利子

単位：千円

現年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額	16	28	20	13	16
収入済額	16	28	20	13	16
収入未済額	0	0			

単位：千円

過年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額	1,406	1,327	1,189	1,129	1,110
収入済額	79	123	60	19	41
収入未済額	1,327	1,204	1,129	1,110	1,069

2. 不納欠損処理の状況

・ 元本

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不納欠損処理額			207		

・ 利子

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不納欠損処理額			14		

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

収入未済額の回収状況について

当該貸付金の回収状況については、2. に記載のとおり、毎年 現年度調定額のうち約 1割程度が収入未済額となり、その後翌年度以降に毎年 30 百万円～40 百万円の金額が回収されている。

県では自立支援を通じて回収の促進を図る一方で、一年以上滞納者や県外転出者に対しては、民間業者に回収を委託して一定の成果を得ている状況である。また、個別の管理を行い、数千円ずつでも回収したり、時効の直前では債務承認を得るなどの管理を行っており、

不納欠損処理となるものも非常に僅かである。

上記のような回収努力のなかで、収入未済額は着実に減少している状況であり、引き続き回収への努力を期待するものである。

【監査意見：19】違約金について

違約金については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令では、借受人が支払期日までに償還金を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年5%(延滞期間が平成27年3月31日までのものについては、年10.75%)の割合で計算した違約金を徴収するとされている。

しかし、母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領では、償還を完了した場合に違約金を徴収するとされており、施行令と事務取扱要領の2つの取扱いが異なっている。このため、施行令に則した要領の改正が必要である。

延滞が発生した場合、違約金は本来徴収すべきであるが、延滞・完済者の違約金の付加状況を確認したところ、違約金は付加徴収されていなかった。

また、違約金については、同施行令では、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、不徴収とすることができると規定されている。ただし、当該規定を適用して違約金を不徴収とするためには、本人からの申請書の提出を受け、内容を審査の上通知書を以って通知することになっているが、これらの申請書等が徴取されておらず、審査もなされていない。当該規定を適用して違約金を不徴収とする場合は、本人の申請書等の必要資料を徴取した上で、適切な事務処理を行う必要がある。

2.1 中小企業設備近代化資金貸付事業及び佐賀県中小企業高度化資金貸付事業

1. 監査対象の概要

所管課 経営支援課

係名 金融担当

事業(制度)の内容(目的、趣旨、根拠法令):

中小企業設備近代化資金貸付事業

国の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、中小企業者が施設を設置する場合において、当該施設の設置が中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるときは、佐賀県の予算の範囲内で佐賀県知事が必要と認めた金額の1/2以内で貸し付ける事業である(佐賀県中小企業近代化資金貸付規則)。

財源は国と佐賀県で1/2ずつを負担する。

主な条件は以下のとおりである。

貸付の対象者：中小企業者

資金使途：設備

貸付限度額：知事が必要と認めた金額の 1/2 以内

返済条件：5 年以内（据置期間は 1 年）に均等年賦

利子：無利子

担保・保証人：担保の提供又は連帯保証人 2 人以上

佐賀県中小企業高度化資金貸付事業

本事業は（独）中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）の中小企業高度化資金貸付事業で、下記の事業のための必要額の 80% を中小企業者に貸し付ける事業である（佐賀県中小企業高度化資金貸付規則）。

- ・ 経営革新計画承認グループ事業
- ・ 異分野連携新事業分野開拓承認計画認定グループ事業
- ・ 下請振興事業計画承認グループ事業
- ・ 総合効率化計画認定グループ事業
- ・ 施設集約化事業・・・など全 16 事業

財源は、中小機構 80% + 佐賀県 20%（または中小機構 70% + 佐賀県 30%）を負担する。

主な条件は以下のとおりである。

貸付の対象者：中小企業者

資金使途...上記事業の用に供する土地、建物、構築物、設備

返済条件：20 年以内（据置期間は 3 年以内）

利子：無利子または 0.45% 以内

貸付限度額：必要額の 80% または 90% 以内

担保・保証人：担保の提供及び連帯保証人 2 人以上

債権の内容（種類、特徴）、時効、延滞金の定め：

中小企業設備近代化資金貸付事業

私債権：事業者に対する事業資金の貸付金

時効期間：商事債権として 5 年（商法第 522 条）

違約金（延滞金）：滞納額の年 10.75%（中小企業近代化資金等助成法第 9 条）

佐賀県中小企業高度化資金貸付事業

私債権：事業者（組合、組合員を含む）に対する事業資金の貸付金

時効期間：民事債権として 10 年（民法第 167 条第 1 項）

違約金（延滞金）：滞納額の年 10.75%（佐賀県中小企業高度化資金貸付規則第 17 条）

管理台帳及び情報処理システム

中小企業設備近代化資金貸付事業

貸付金の基本データ（種類、期限等）及び取引データ（未回収残高等）については、小規模企業者等設備導入等事業支援システムで管理されている。また、折衝記録などの個別内容については、個別ファイルでデータ管理されている。

佐賀県中小企業高度化資金貸付事業

中小企業設備近代化資金貸付事業と同様に、小規模企業者等設備導入等事業支援システムにて管理されている。

2. 収入未済額の状況

収入未済額等の5年間の推移：

調定額、収入済額、収入未済額、収入率の5年間の推移は下記のとおり。中小企業設備近代化資金貸付事業の最終の貸付は平成11年度、高度化事業の最終の貸付は平成9年度となっており、それ以降の貸付実績はない。このため、それ以降の年度の佐賀県の業務としては回収業務のみとなっている（「現年」は、既存の貸付金に係る元本の返済期限の到来により請求可能額として確定した金額及び当年度の利子である。）

元本部分（中小企業設備近代化資金貸付事業及び佐賀県中小企業高度化資金貸付事業）

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
当年度分	435,905	434,527	1,378	99.7	277,364	260,200	17,164	93.8	226,848	226,848		100.0	172,676	171,646	1,030	99.4	85,792	85,792		100.0
過年度分	1,435,948	30,173	1,405,776	2.1	1,407,154	11,334	1,395,820	0.8	1,412,984	17,583	1,395,401	1.2	1,395,401	17,371	1,378,030	1.2	1,379,060	4,786	1,374,274	0.3
合計	1,871,853	464,700	1,407,154	24.8	1,684,518	271,534	1,412,984	16.1	1,639,832	244,431	1,395,401	14.9	1,568,077	189,017	1,379,060	12.1	1,464,852	90,578	1,374,274	6.2

利子部分（中小企業設備近代化資金貸付事業及び佐賀県中小企業高度化資金貸付事業）

(単位:千円)

	H24年度				H25年度				H26年度				H27年度				H28年度			
	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
当年度分	3,615	3,615		100.0	1,051	625	426	59.5	413	413		100.0	244	216	28	88.6				
過年度分	39,901	679	39,221	1.7	39,221		39,221		39,647		39,647		39,647	426	39,221	1.1	39,249	28	39,221	0.1
合計	43,515	4,294	39,221	9.9	40,272	625	39,647	1.6	40,060	413	39,647	1.0	39,891	642	39,249	1.6	39,249	28	39,221	0.1

収入未済額の状況（内容の分析・特徴）：

元本部分（中小企業設備近代化資金貸付事業及び佐賀県中小企業高度化資金貸付事業）

上記表の「過年」に記載の「収入未済額」の年度別推移は、平成26年度末時点1,395,401,109円、平成27年度末時点1,378,029,656円、平成28年度末時点1,374,273,656円と少しずつではあるが回収されている。

上記表の「現年」に記載の「収入未済額」は、平成 25 年度に 17,164,000 円及び平成 27 年度に 1,030,000 円発生している。いずれも該当年度中に回収されず、延滞債権になっているが現時点では回収されている。

利子部分（中小企業設備近代化資金貸付事業及び佐賀県中小企業高度化資金貸付事業）

上記表の「過年」に記載の「収入未済額」の年度別推移は、平成 26 年度末時点 39,647,036 円、平成 27 年度末時点 39,221,057 円、平成 28 年度末時点 39,221,057 円と少しずつではあるが回収されている。

上記表の「現年」に記載の「収入未済額」は、平成 25 年度に 425,979 円及び平成 27 年度に 27,810 円発生している。いずれも該当年度中に回収されず、延滞債権になっているが現時点では回収されている。

収入未済額徴収の状況（対策状況・回収状況 等）

平成 28 年度末時点で収入未済額として残っている元本 1,374,273,656 円及び利子部分 39,221,057 円は、いずれも過年度発生分である。

元本 1,374,273,656 円は、中小企業設備近代化資金貸付事業の元本 106,930,750 円と佐賀県中小企業高度化資金貸付事業の元本 1,267,342,906 円からなる。

利子 39,221,057 円は、中小企業設備近代化資金貸付事業が無利子であるため、全て佐賀県中小企業高度化資金貸付事業である。

中小企業設備近代化資金貸付事業の元本に係る収入未済額 106,930,750 円について、平成 26 年度から平成 28 年度までの直近 3 年間の回収額がゼロか否かにより区分すると、直近 3 年間回収ゼロの貸付先への収入未済額は 86,341,750 円で、直近 3 年間回収実績ありの貸付先への収入未済額は 20,589,000 円である。

佐賀県中小企業高度化資金貸付事業に係る収入未済額は元本と利子があるため、元本に係る収入未済額 1,267,342,906 円と利子に係る収入未済額 39,221,057 円を合計した 1,306,563,963 円について、貸付先別に平成 26 年度から平成 28 年度までの直近 3 年間の回収額がゼロか否かにより区分すると、直近 3 年間回収ゼロの貸付先への収入未済額は 315,993,194 円で、直近 3 年間回収実績ありの貸付先への収入未済額は 990,570,769 円である。

下記の表の右端の列に表記している「直近 3 年間の回収実績で今後も回収した場合、完済までに要する期間」は、下記の計算式により算定している（なお、直近 3 年間の回収実績がゼロの場合は「 」と表記している。）。

$$\frac{\text{平成 28 年度の収入未済額}}{\text{(平成 26 年度から平成 28 年度の収入未済額の合計) } \div 3 \text{ 年間}}$$

(単位：千円)

	貸付先	貸付年度	貸付金額	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		直近3年間の回収実績で今後も回収した場合、完済までに要する期間
				収入未済額	収入済額	収入未済額	収入済額	収入未済額	収入済額	収入未済額	収入済額	収入未済額	収入済額	収入未済額	収入済額	収入未済額		
設備近代化資金	A	昭和37年度	880	531	11	520	12	508	1	507		507		507		507	—	
	B	昭和39年度	1,040	500		500		500		500		500		500		500	—	
	C	昭和41年度	1,050	798		798		798		798		798		798		798	—	
	D	昭和44年度	4,500	4,208		4,208		4,208		4,208		4,208		4,208		4,208	—	
	E	昭和43年度	1,800	284	35	249	35	215		215		215		215	10	205	61年	
	F	昭和46年度	10,000	8,025		8,025		8,025		8,025		8,025		8,025		8,025	—	
	G	昭和47年度	3,900	1,217	39	1,178	36	1,142	36	1,106	36	1,070	33	1,037	39	998	28年	
	H	昭和50年度	3,510	1,275	60	1,215	60	1,155	60	1,095	60	1,035	35	1,000		1,000	32年	
	I	昭和53年度	5,520	4,924		4,924		4,924		4,924		4,924		4,924		4,924	—	
	J	昭和51年度	5,530	1,807		1,807		1,807		1,807		1,807		1,807		1,807	—	
	K	昭和53年度	4,000	2,233		2,233		2,233		2,233		2,233		2,233		2,233	—	
	L	昭和54年度	5,000	1,520	120	1,400	120	1,280	110	1,170	120	1,050	120	930	120	810	7年	
	M	昭和58年度	15,000	2,961	48	2,913	48	2,865	48	2,817	48	2,769	48	2,721	48	2,673	56年	
	O	昭和58年度	15,000	11,250		11,250		11,250		11,250		11,250		11,250		11,250	—	
	P	昭和56年度	4,010	480	50	430		430	50	380		380		380	20	360	54年	
	Q	平成3年度	9,880	5,942	35	5,907	35	5,872	20	5,852	235	5,617	10	5,607	30	5,577	61年	
	R	平成3年度	25,000	24,880		24,880		24,880		24,880		24,880		24,880		24,880	—	
	S	平成3年度	35,000	25,710		25,710		25,710		25,710		25,710		25,710		25,710	—	
	T	平成3年度	3,806	1,512	60	1,452	60	1,392	40	1,352	10	1,342	20	1,322	30	1,292	65年	
U	平成3年度	10,000	1,500		1,500		1,500		1,500		1,500		1,500		1,500	—		
V	平成11年度	6,000	5,720	180	5,540	85	5,455	60	5,395	60	5,335	60	5,275	60	5,215	87年		
W	平成11年度	21,990	5,030	500	4,530	400	4,130	600	3,530	540	2,990	240	2,750	290	2,460	7年		
設備近代化資金元金 小計				112,306	1,138	111,168	891	110,278	1,025	109,253	1,109	108,144	566	107,578	647	106,931		
高度化資金	イ	昭和52年度	45,920	9,917	20	9,897	12	9,885	12	9,873	18	9,855	17	9,838	26	9,812	483年	
	ロ	昭和44年度	4,427	132	10	122	5	117	5	112		112	5	107	5	102	30年	
	ハ	昭和51年度	217,310	56,412	2	56,410	2	56,408		56,408	4	56,404	2	56,402	2	56,400	21,150年	
	ニ	昭和50年度	181,820	50,922	100	50,822	50	50,772		50,772	2,366	48,406	1,024	47,382	115	47,267	40年	
	ホ	平成3年度	478,890	425,248	60	425,188	60	425,128	60	425,068	55	425,013	60	424,953		424,953	11,086年	
	ヘ	平成3年度	35,270	11,537		11,537		11,537	20	11,517	325	11,192	202	10,990	240	10,750	42年	
	ト	昭和63年度	374,220	122,463	2,400	120,063	2,400	117,663	2,400	115,263	2,400	112,863	2,400	110,463	2,400	108,063	45年	
	チ	昭和62年度	421,070	186,910	59,117	127,793		127,793		127,793		127,793		127,793		127,793	—	
	リ	平成2年度	875,880	148,979		148,979		148,979		148,979		148,979		148,979		148,979	—	
	ヌ	平成7年度	400,780	349,595	14,663	334,932	451	334,481	328	334,153	289	333,864	318	333,546	321	333,225	1,077年	
	高度化資金元金 小計				1,362,114	76,371	1,285,742	2,980	1,282,762	2,825	1,279,937	5,457	1,274,480	4,028	1,270,452	3,109	1,267,343	
	甲	—		19		19		19		19		19		19		19	—	
	乙	—		12,361		12,361		12,361		12,361		12,361		12,361		12,361	—	
	丙	—		258		258		258		258		258		258		258	—	
	丁	—		23,787		23,787		23,787		23,787		23,787		23,787		23,787	—	
戊	—		2,795		2,795		2,795		2,795		2,795		2,795		2,795	—		
高度化資金利子 小計				39,221	0	39,221	0	39,221	0	39,221	0	39,221	0	39,221	0	39,221		
高度化資金 合計				1,401,335	76,371	1,324,963	2,980	1,321,983	2,825	1,319,158	5,457	1,313,701	4,028	1,309,673	3,109	1,306,564		
総計				1,513,641	77,509	1,436,132	3,871	1,432,261	3,850	1,428,411	6,566	1,421,845	4,594	1,417,251	3,756	1,413,495		

上記の表の右端の列に表記している「直近3年間の回収実績で今後も回収した場合、完済

までに要する期間」により分析すると、「 」と表記されている貸付先や回収に 10 年以上を要することとなる貸付先がほとんどで平成 28 年度末の収入未済額残高の 99.77%を占める。他方、10 年以内に回収されることとなる貸付先は 2 社しかなく、しかもその 2 社の残高は極めて少額である。

今後の方針について確認したところ、回収手段については調査検討しながら、債務者からの任意償還を含め債権回収に努めるとともに、最終的には債権放棄を含めた適切な債権整理の方法について、関係部局とともに協議した上で検討していくとのことであった。

3．不納欠損処分の状況（内容の分析・特徴）

最近 5 年間では、不納欠損処分の実績はない。

4．実施した監査手続きの状況

本報告書「第 1 外部監査の概要 4．外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続のほか、「2．収入未済額の状況」に記載した分析的手続を実施した。

5．監査意見等

【監査意見：20】債権の整理も含めた収入未済額の今後の管理方針について

当該貸付金において十数億円の収入未済額が存在するなかにおいて、ここ数年間不納欠損処理が実施されていない。実際には回収が困難と思われる先でも、債務者からの時効の援用がなされなかったり、援用がなされても一部利害関係人が残っているなどして、最終的な整理にまでには至らず引き続き管理されているものが残っている状況のようである。

収入未済となっている貸付先への貸付年度がかなり以前のものが多く、その管理のためには多大な時間と労力を要することとなる。例えば、債務者本人や連帯保証人について相続が発生しているような場合には、相続人の確定に時間を要したり、回収を交渉する相手が複数人に拡散しているため、これまでの経緯や説明に時間を要するうえ、なかなか理解・納得してもらえない状況等も存在する。また、時効の援用を行おうとする場合でも、その手続きも進まない状況となっている。

さらに、不納欠損処理を行うためには、債権を放棄することについて議会の承認を得なければならない、このためには十分な調査確認が必要になってくることも不良債権の整理を難しくする理由の一つになっていると思われる。

多額の未収債権に関しては、その管理に関する手間や費用等も十分に考慮し、回収可能な債権の回収に注力するためにも、回収が難しいと思われる債権に対しては、ある程度の整理を行っていかざるを得ないものとする。そのためには、回収が困難と思われる収入未済額が、不納欠損処理がなされないまま長期間管理対象となることがないように、その処理方針等を十分に検討していく必要があると考える。

2.2 佐賀商工共済に係る元役員への求償

1. 監査対象の概要

所管課 経営支援課

係名 経営担当

佐賀商工共済協同組合は、累積欠損を抱え、粉飾経理を繰り返していたが、自主再建は不可能と判断し、平成 15 年 8 月に破産手続きを開始。最終的な組合員の被害額は三十数億円に及んだ。

平成 16 年 10 月（第一陣訴訟）と平成 18 年 8 月（第二陣訴訟）に、元組合員は、元組合役員及び、監督官庁である県を相手取り、損害賠償請求訴訟を提起。

平成 19 年 6 月の判決に基づき県は約 4 億 9 千万円を支払ったが、組合の経営破たんについて一時的責任を負うべきは、元組合役員であるとして求償請求を行い、判決を得て収入未済額として認識されている。

平成 29 年 3 月末現在での収入未済額は 489,729,758 円である。

2. 収入未済額の状況等

収入未済分として認識されている債権は当初 490,916,596 円であった。各役員は、元組合員からの強制執行等により、不動産等は処分がなされており、県が請求を行った時点では資産はほとんど保有していない状況であった。その様な状況のなかで、県でも強制執行を行い、それぞれの元役員から合計で 826,838 円の預金の回収を行った。そのほか各元役員との接触を通じ、二人の元役員からは月額 10,000 円～15,000 円の分割納付を受けているが、他の元役員は保有資産もなく、年金以外に収入はなく、納付には至っていない状況である。

3. 県の対応状況等

県から元組合役員への求償請求訴訟が終結する前に、元組合員と元組合役員間の訴訟が終結し、県より先に元組合員が強制執行を行った結果、県が強制執行を行った際には、回収できる資産がほとんど残されておらず、大きな回収には至っていない。

その後任意の回収に努めているものの、元組合役員は全員高齢であり、まとまった収入もないため回収は厳しい状況である。

4. 実施した監査手続の状況

県の担当者に対してヒアリングを実施した。

5. 監査意見等

【監査意見：21】元組合役員との接触等について

組合役員への求償請求訴訟の判決が出た後は、県も強制執行を実施しており、強硬な回収

手段も行使したところであるが、上記のような状況からほとんど回収にはつながらなかった。その様な状況のなかでいくらでも回収を行うためには、本人たちの収入からの入金を望むしかなく、各元役員の状況等は引き続き注視していかなければならない。

それぞれの元役員と接触は取れている状況であるが、それぞれの状況の変化を把握し適切に対応するためにも、定期的な面会を実施し、現在入金している者に対しては入金額の増額についての交渉を続けるとともに、そうでない者に対しては、いくらでも入金する余地はないかを継続的に把握していくようにしなければならないと考える。

2 3 就農支援資金特別会計（農業改良資金）

1. 監査対象の概要

所管課 生産者支援課
係 名 農林水産金融担当
制度の開始年度 昭和 31 年度

○ 事業（制度）の内容

農業改良資金助成法等の定めるところにより、農業の担い手が農業改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは新技術を導入する場合など高リスク農業にチャレンジするために都道府県が貸付を行い、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的とする。

○ 貸付方式には、直貸と転貸の 2 方式がある。

直貸は平成 22 年 10 月に法改正が行われ、県が直接資金を融資する方式から、県は貸付資格の認定審査を行い、融資は日本政策金融公庫が行う方式へと変更された。そのため、直貸で未収残高が増えることはなく回収による減少のみとなっている。

また、転貸は農業者等との間に融資機関（農協等）を介することにより行っていたが、来年度（平成 30 年度）をもって終了することが決定している。

○ 貸付対象者 次に該当する農業者又は農業者の組織する団体

- ・ 認定農業者
- ・ 認定就農者
- ・ 主業農業経営者
- ・ 準主業農業経営者
- ・ 部門経営の主宰権のある経営主以外の農業者
- ・ 別に定める要件を満たす団体

・エコファーマー

- 資金使途
 - ・新たな農業部門の経営の開始
 - ・新たな加工の事業の経営の開始
 - ・農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入
 - ・農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入
 - ・特定地域資金：地理的条件が悪く生産条件不利地域（26 地域）で農業改良措置を実施するのに必要な資金
 - ・「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令」に定める認定農業者（エコファーマー）の持続性の高い農業生産方式の導入

- 償還期間 10～12 年

- 貸付限度額 個人 1,800 万円
法人 5,000 万円

- 融資率
 - ・認定農業者 事業費の範囲内
 - ・認定農業者以外 事業費の 8 割以内

- 利子 無利子

- 保証人・担保 直貸 保証人
転貸 物的保証又は基金協会による保証

- 債権の種類 私債権
 - 減免・軽減制度 法的措置等強制的手段を含めた債権回収を実施しなければならず、債務者・連帯保証人の死亡かつ相続人の不在、破産法による債務免除等に限られる。
 - 違約金 延滞金額に対して 年 12.25%（農業改良資金助成法）

- 手続等の内容
 - 調定・収納事務 収納事務は佐賀県信用農業協同組合連合会に委託する。

- 債権管理の状況
 - 収入未済額の内容・特徴 収入未済額の多くは農作物の価格低迷等による経営不振が理由で償還できないものがほとんどである。そのため、

一括償還が困難であり分割納付となっていることが多い。
しかし、延滞元金には多額の違約金が課されるため、延滞
金を含めたトータルでの債務額がなかなか減らない状況
にある。

滞納債権の管理体制 農林水産金融担当係長 1 名と正副担当各 1 名が管理を行って
いる。

台帳の整備状況 表計算ソフトにより農業改良資金延滞一覧、延滞者整理票等
を作成している。

催告・督促

	平成 27 年度	平成 28 年度
文書による督促	3 回	0 回
電話による督促	75 回	31 回
訪問（面接）による督促	6 回	11 回

2. 収入未済額の状況

・元本

単位：千円

現年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	20,939	16,947	18,048	12,085	9,150
収入済額	20,070	16,947	18,048	12,085	9,150
収入未済額	869				
収入率	95.8%	100%	100%	100%	100%

単位：千円

過年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	51,903	51,254	49,489	47,205	44,012
収入済額	1,518	1,765	2,283	3,193	2,546
収入未済額	50,385	49,489	47,205	44,012	41,466
収入率	2.9%	3.4%	4.6%	6.8%	5.8%

・違約金

単位：千円

現年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額			441	2,030	

収入済額			3	10	
収入未済額			438	2,020	

単位：千円

過年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額	2,921	2,601	1,113	1,551	3,566
収入済額	320	1,488		6	123
収入未済額	2,601	1,113	1,113	1,545	3,443

3. 不納欠損処理の状況

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不納欠損処理額					

免除、債権放棄及び時効により債権が消滅したときは、不納欠損処理を行う（県財務規則第52条）。少額であっても分割返済を行ってもらうため、通常時効により消滅することもない。

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

収入未済額の回収状況について

ここ数年間、現年度調定額はすべて回収がなされ、過年度分の収入未済額も年々減少している状況である。

これは単純に回収業務を行うのではなく、回収担当者が営農の技術指導者に同行して債務者を訪ねて様々な指導を行ったり、直接接触することを重視して面談を行う等の工夫をすることにより債務者の返済意識を高めてきたことなども影響していると思われる。引き続き回収へ向けての努力を期待する。

2.4 林業・木材産業改善資金貸付金

1. 監査対象の概要

所管課 生産者支援課

係名 農林水産金融担当

制度の開始年度 昭和51年度

○ 事業の内容

県は、林業・木材産業改善資金助成法に基づき林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金の貸付けを行い、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

○ 貸付対象者 ・ 林業従事者たる個人

- ・ 木材産業に属する事業を営む者(資本金の額若しくは出資の総額が1千万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が百人以下の会社若しくは個人に限る。)
- ・ 前二号に掲げる者の組織する団体
- ・ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの(会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1千万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が3百人以下のものに限る。)
- ・ 認定中小企業者
- ・ 促進事業者

○ 資金使途 ・ 現在使用している機械・施設の改良や新たな機械・施設の購入に必要な資金

- ・ 造林を行うための資材の購入、作業道開設等に必要な資金
- ・ 森林の施業又は立木の管理を長期委託するのに必要な資金
- ・ 能率的な経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- ・ 経営の改善に必要な通信・情報処理機材の購入に必要な資金 等

○ 貸付限度額

・ 個人	1,500万円
・ 法人	3,000万円
・ 団体	5,000万円

ただし、木材産業に係る事業を実施する場合は1億円

○ 償還期間、保証人・担保

貸付金額	償還期間（うち据置期間）	保証人	担保
50万円以下	3年以内（なし）	1名以上	不要
50万円超 500万円未 満	5年以内（1年以内）	2名以上	
500万円以 上 1,000万円 以下	7年以内（2年以内）	2名以上	提供 （不動産）
1,000万円 超	10年以内（3年以内） ただし、規則第6条第1項ただし書 きに規定する資金については、た だし書きのとおりとする。		

注1．保証人 ・ 法人の場合は、代表者1名を連帯保証人に加えること
 ・ 保証能力があり、原則として県内に住所を有すること
 ・ 原則として、貸付申込者と生計を一にする親族でないこと
 ・ 原則として、貸付申込者間の相互保証でないこと

注2．償還期間については、H29.11.9付けで改正あり
 改正後は原則として貸付対象ごとの法定耐用年数以内で設定

○ 利子 無利子

○ 債権の種類 私債権

○ 減免・軽減制度 暴風雨、豪雨、地震等の自然災害、又は仮受者、その者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病若しくは負傷により、貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合に支払の猶予をすることができる。

○ 違約金 延滞金額に対して12.25%

○ 手続等の内容

調定・収納事務 県が調定を行い、借受者あてに納入通知書を送付する。佐賀県森林組合連合会は借受者に対して納入指導を行い、借受者から償

還金を収納後、現金払込書にて佐賀銀行に入金する。

○ 債権管理の状況

収入未済額の内容・特徴 収入未済額は現在一先のみであり、木材価格の下落等により事業不振に陥った事業者である。現在は、平成 25 年 8 月から中小企業再生支援協議会の支援を受けて開催されているバンクミーティングに出席し、各債権者の合意のもと債権割合に応じて年 2 回の償還を受けている。

滞納債権の管理体制 農林水産金融担当係長 1 名と正副担当各 1 名が、バンクミーティングへの出席を含め、管理を行っている。

台帳の整備状況 復命書により滞納者ごとに管理する。

2. 収入未済額の状況

・元本

単位：千円

現年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	6,760	4,350	1,350		840
収入済額	6,760	4,350	1,350		840
収入未済額					
収入率	100%	100%	100%		100%

単位：千円

過年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	5,900	4,400	3,400	3,388	3,376
収入済額	1,500	1,000	12	12	22
収入未済額	4,400	3,400	3,388	3,376	3,354
収入率	25.4%	22.7%	0.4%	0.4%	0.7%

・違約金

単位：千円

現年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
調定額	0.9				
収入済額	0.9				
収入未済額					

単位：千円

過年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
調定額	459	459	459		
収入済額			459		
収入未済額	459	459			

3. 不納欠損処理の状況

単位：千円

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
不納欠損処理額					

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

収入未済額の回収等について

ここ数年間、新たな収入未済額は発生していない。また、過年度の収入未済額が生じている相手先も1件のみで、これについては再生支援協議会の支援によるバンクミーティングにも参加し、その会議での合意に基づいた回収がなされている状況で、十分な対応は図られていると考える。

2 5 道路占用料

1 . 監査対象の概要

所管課 道路課、各土木事務所、有明海沿岸道路整備事務所

係 名 管理担当

(1) 事業の内容

道路上に電柱等の物件を設置し、継続して使用する(道路占用)際には、道路管理者(県)の占用許可が必要となる。県は道路法第 39 条の規定に基づき、道路占用料を徴収する。

(2) 債権の内容

債権の種類

公債権

時効

5 年 (道路法第 73 条第 5 項)

納期限及び延滞金

占用料は、占用の許可をし、又は当該占用の同意をした日から 2 月以内に納入通知書により一括して徴収する。

納期限までに完納しない場合は、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納額に年 10.75% の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

(3) 手続等の内容

道路占用許可手続は、土木事務所で実施される。

申請 ~ 許可

ア) 新規

申請者は、道路 (新規) 占用許可申請書を提出

記載内容に不備がなければ、受理

申請された内容について、場所・構造・工事実施の方法等を審査し、申請が適正であれば、占用料の算定を行い、工務・維持担当等関係部署に回議し、決裁承認を受ける。

決裁が下りたら、許可書・納付書を発行し、申請者に交付。

イ) 更新

更新許可とは、占用者が許可期間が切れた後も、継続して占用を希望する場合に申請を行い、それを許可する処理。(平成 24 年 4 月以降は、許可期間の末日を「9 月 30 日」としている。)

占有物件のうち、今年の9月30日許可が満了するものを拾い出し、更新の知らせを送付する。(7月頃)

占有者は、更新許可書を提出(前回から変更なければ、添付書面の提出は省略可)

記載内容に不備がなければ、受理

前回の許可から変更がない場合は、基本的に前回許可の情報で審査する。

決裁が下りたら、許可書・納付書を発行し、申請者に交付。

占有料算定手続

占有料は、道路占有許可システムで自動計算される。許可決裁の際には、道路占有料算定書と占有料算定根拠資料(佐賀県道路占有料条例別表等)が添付されている。

占有料 = 単価 × 数量 × 占有期間

占有料が100円未満の場合は、100円に切り上げる。

単価は、佐賀県道路占有料条例で定められている。

数量は、本数、面積、延長があり、m、㎡未満は切り上げ。

調定手続

基本的には許可書に記載された占有料で算定するが、占有料の算定誤りがないかを確認した上で、財務システムに調定を入力し、調定決議書で決裁する。

許可書、納付書発送手続

決裁が完了し、許可を決定した場合、許可書を発行する。許可書は道路占有許可システムから発行され、調定決議後に財務システムから発行される納付書を同封して発送される。

収納事務

収納は全て振込によって行われる。振込の情報は財務システムに反映されるため、財務システムで納入の有無を確認し、納入されたら債権整理簿に納入日を記載する。なお、道路占有料許可システムには債権整理簿のメニューも用意されているが、導入当初は不具合が相次いだことから一部の事務所では利用されておらず、エクセルファイルで作成された債権整理簿が用いられている。

⑥ 減免手続

占有料算定手続の中で、減免の有無が確認される。減免対象の場合はその根拠資料が決裁時に添付される。

(4) 債権管理の状況

債権管理体制

< 土木事務所 >

納付書の発行から収納という通常の債権管理は、土木事務所管理課の道路・開発担当（佐賀土木事務所は3名）が実施し、未収債権は、管理課の係長が取りまとめ、管理する。ただし、滞留が発生した場合の先方への連絡・督促等は各担当が実施する。

< 道路課 >

管理担当の主査が担当。

滞留債権の有無及び対応状況を土木事務所管理課の係長に対し定期的に確認している。

台帳の整備状況

土木事務所で債権整理簿が作成されており、この債権整理簿で回収管理、未収管理が行われている。

督促、滞納処理方針等

滞納が生じた場合には、土木事務所の管理課の道路・開発担当が電話連絡、督促状の送付、訪問を随時行う。ただし、未収金の大半は、既に破産した企業や個人事業主に対するものであり、5年の時効消滅を待つしかない場合も多い。

2. 収入未済額の状況

(現年)

(単位：千円)

現年	佐賀土木事務所					東部土木事務所					
	年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
				金額	件数				金額	件数	
H24年度	66,379	66,369	10	3	99.985%	24,205	24,205	0	0	100.000%	
H25年度	65,702	65,702	0	1	100.000%	24,499	24,499	0	0	100.000%	
H26年度	64,780	64,780	0	0	100.000%	23,495	23,495	0	0	100.000%	
H27年度	62,484	62,484	0	0	100.000%	27,667	27,609	57	2	99.793%	
H28年度	62,937	62,937	1	2	99.999%	23,627	23,627	0	0	100.000%	

現年	唐津土木事務所					伊万里土木事務所					
	年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
				金額	件数				金額	件数	
H24年度	26,310	26,269	41	2	99.844%	17,703	17,703	0	0	100.000%	
H25年度	25,336	25,309	27	2	99.892%	16,508	16,508	0	0	100.000%	
H26年度	26,124	26,104	20	1	99.925%	16,449	16,449	0	0	100.000%	
H27年度	25,267	25,227	40	1	99.841%	14,844	14,844	0	0	100.000%	
H28年度	25,650	25,650	0	0	100.000%	14,494	14,494	0	0	100.000%	

現年	杵藤土木事務所					有明海沿岸道路整備事務所					
	年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
				金額	件数				金額	件数	
H24年度	28,793	28,793	0	0	100.000%	27	27	0	0	100.000%	
H25年度	27,940	27,940	0	0	100.000%	80	80	0	0	100.000%	
H26年度	27,087	27,087	0	0	100.000%	74	74	0	0	100.000%	
H27年度	28,887	28,887	0	0	100.000%	105	105	0	0	100.000%	
H28年度	27,810	27,810	0	0	100.000%	604	604	0	0	100.000%	

現年	合計					
	年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
				金額	件数	
H24年度	163,416	163,365	51	5	99.969%	
H25年度	160,064	160,037	27	3	99.983%	
H26年度	158,009	157,990	20	1	99.988%	
H27年度	159,254	159,156	98	3	99.939%	
H28年度	155,123	155,122	1	2	99.9997%	

(過年)

(単位 : 千円)

過年	佐賀土木事務所					東部土木事務所						
	年度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
					金額	件数				金額	件数	
H24年度	374	31			343	11	8.334%	150	83	67	2	55.140%
H25年度	353	9	329		15	3	2.541%	67	0	67	2	0.000%
H26年度	15	1			14	3	7.883%	67	0	67	2	0.000%
H27年度	14	0			14	3	0.000%	67	0	67	2	0.000%
H28年度	14	0	14		0	1	0.000%	124	69	55	2	55.657%

過年	唐津土木事務所					合計						
	年度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
					金額	件数				金額	件数	
H24年度	0	0			0	0	0.000%	524	114	410	13	21.726%
H25年度	41	10	31		2	23.810%	462	19	329	114	7	4.059%
H26年度	59	59			0	0	100.000%	141	60	81	5	42.333%
H27年度	20	20			0	0	100.000%	101	20	81	5	19.338%
H28年度	40	0	40		1	0.000%	179	69	14	96	4	38.722%

伊万里土木事務所、杵藤土木事務所、有明海沿岸道路整備事務所は、過年分が発生していない。

収入未済額は、最も多かった年度（H24年度）で461千円（18件）と多額ではない。未済額は年々減少しており、H28年度では96千円（6件）となっている。

3．不納欠損処理の状況

過去5年間で不納欠損処理を行ったのは、上記2．収入未済額の状況の表に記載のとおり、H25年度329千円（9件）、H28年度14千円（2件）である。

H25年度の方は、2事業者に対するもの、H28年度の方は1事業者に対するもの。いずれも破産手続の終結もしくは廃止により債務者の商業登記が閉鎖され法人格が消滅したため。各年度の未収債権審査委員会に不納欠損見込案件として提出し、了承を得ている。

4．実施した監査手続きの状況

本報告書「第1外部監査の概要 4．外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5．監査意見等

【監査意見：22】使用料に関する県有財産の管理について

占用物件は許可台帳により管理されており、許可台帳と債権整理簿は整合性が確認され、許可に基づく占用料の管理は適切に行われている。また、許可物件の台帳と実際の所在との整合性も確認されている。

しかし、占用物件の許可の網羅性については確認されていない状況である。

職員による巡視等が行われているが、それは、占用物件の使用状況等を確認することに主眼がおかれているため、占用物件の実在性、網羅性の確保には繋がらないことが多い。また、人手不足もあり、巡視等にそこまでのことを求めるのは現実的ではない。

県が有する財産は、台帳等により財産の一つ一つが明確に整理され、所在地や面積、使用状況、さらには貸付の状況や使用料の収受の状況等がデータに一元化され、システム等によって総合的に管理されるべきである。今後においては、地図データと台帳をリンクさせたシステムを導入する等して、県有財産の管理が適切に行われることが望まれる。

2.6 工事契約解除に伴う違約金

1. 監査対象の概要

所管課 道路課
係名 管理担当

(1) 事業の内容

佐賀県建設工事請負契約約款第46条の2第1項第1号に基づく違約金
県が発注した工事に関し、受託業者が業績悪化を理由に工事請負契約を解除したことに伴い、約款に基づき違約金が発生したもの。(なお、工事着手前に業者が契約解除したため、県費の支出はない)

(2) 債権の内容

債権の種類

私債権

時効

3年 (民法第170条第2号)

調定金額及び納期限

平成23年8月10日工事請負契約(請負金額2,194,500円)の締結

平成23年10月12日工事続行不能届の提出

平成23年10月18日契約解除に伴う違約金を調定

納入期限 平成23年11月2日 調定金額 219,450円

(3) 手続等の内容

違約金の算定 約款に基づき算定

請負金額2,194,500円の1/10

(4) 債権管理の状況

債権管理体制

<東部土木事務所>

所管の東部土木事務所の副所長、総務課長が担当。

<道路課>

管理担当の主査が担当。

督促、滞納処理方針等

平成23年12月12日を初回として、幾度となく督促状を送付

訪問による催告7回、電話による催告3回

2. 収入未済額の状況

当初の納入期限平成23年11月2日より未済が続いている。

今後の対応について顧問弁護士に法律相談を行ったところ、会社法第429条により代表

取締役個人に対して責任を追及することは可能であるが、違約金が発生した後に代表取締役役に就任した者に対して責任を追及することはできず、違約金発生当時の代表取締役に責任を追及することは可能であるとのことであった。

そのため、平成 26 年 10 月から違約金発生当時の代表取締役に対し催告（面談、電話）を繰り返しており、平成 29 年に入ってから訪問し口頭催告したが、納付には至っていない。

3．不納欠損処理の状況

平成 26 年 6 月 1 日の内容証明郵便で時効の中断となり、3 年間時効が延長されることになったが、その延長された時効も平成 29 年 6 月 2 日をもって時効期間が経過している。

これまでの未収債権審査委員会の意見等も踏まえ、平成 29 年 11 月定例会で権利の放棄が議決されたため、平成 29 年度で不納欠損処理を行う予定。

4．実施した監査手続きの状況

本報告書「第 1 外部監査の概要 4．外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5．監査意見等

違約金発生当時の代表取締役に再三接触するなど、回収へ向けての努力はなされているが、時効期間の経過等もあり不納欠損処理もやむを得ないものとする。

債権の管理や事務処理等については、監査を実施した結果、特段指摘すべき事項は無かった。

2.7 県営住宅使用料

1. 監査対象の概要

所管課 建築住宅課

係 名 住宅管理担当

(1) 事業(制度)の内容(目的、趣旨、根拠法令、その他)

国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として公営住宅法(昭和26年法律第193号。)が定められており、その下で、佐賀県は県営住宅事業を実施している。

この事業において、県が供給する住宅のうち、公営住宅法の規定により、国の補助を受けて建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設を県公営住宅という。県公営住宅は、基本的に収入額が月158,000円以下の世帯が対象である(高齢者等、被災者等は214,000円以下)。さらに、県が住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)第17条の規定により改良地区に建設する住宅及びその附帯施設を県改良住宅という。こちらは、基本的に収入額が月114,000円以下の世帯が対象である(高齢者等は139,000円)。

県営住宅は低額所得者を対象とする住宅であるため、その家賃は、世帯の収入に応じた家賃算定基礎額に、住宅の規模、立地条件、築年数などの条件に応じて、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることになっている(佐賀県県営住宅条例第14条)。

(2) 債権の内容

債権の種類

県公営住宅等の賃貸借契約に基づく私債権

時効

5年(民法第169条)または10年(民法第174条の2(明渡訴訟、即決和解))

納期限

いずれの住宅においても、入居者は、毎月末日までにその月分の家賃を納付しなければならない(佐賀県県営住宅条例第17条、佐賀県県営住宅条例第53条)。

家賃を3ヶ月以上滞納した場合は、入居者に対し明け渡しを請求することができる。

(佐賀県県営住宅条例第40条第1項第2号)

(3) 手続等の内容

佐賀県では、平成21年度より、県営住宅等の管理を指定管理者に委託している。

佐賀・鳥栖地区：株式会社マベック

唐津・伊万里・武雄地区：川原建設株式会社

業務	県	指定管理者	入居者
募集事務	募集方法、募集団地決定	募集要領、申込のしおり作成、印刷	
		募集公報（市報、新聞広告）作成、掲載依頼	
		募集受付会場、抽選会場の手配	
		応募書類配付	申込
		受付、審査	
		申込内容のオンライン入力	
		抽選会実施	参加
		抽選結果のオンライン入力	
		抽選結果の通知	

業務	県	指定管理者	入居者	
入居事務		空室発生後、抽選結果順に予備者へ斡旋（電話、郵送による）	入居申込のため事務所へ来訪	
		入居申込手続について説明 入居申込書配布	添付書類用意	
		申込書審査・連帯保証人確認 不備書類の提出指導	申込書等提出	
		申込内容をオンライン入力		
		審査		
		建築住宅課へ進達		
		入居決定 決定通知書交付	申込者へ通知	入居手続のため事務所へ来訪
			入居手続について説明 敷金納付書、請書手渡し	敷金納付 請書記入
			敷金納付、請書の記入を確認の上 鍵及び家賃納付書交付	請書、敷金領収書 を持参
			請書等を建築住宅課へ進達	入居
入居事務処理状況報告（毎月）	全団地集計	月毎の入居者、待機者、空家数の集計、提出		

業務	県	指定管理者	入居者
収納事務	家賃調定	管理人、入居者へ配付	家賃納入
	納付書印刷、封詰め		
	口座振替推奨リーフレット作成	口座振替推奨	金融機関にて口座振替利用申込

口座振替の利用者は7割超

納付書は半年に一度(半年分ずつ)配付している。

佐賀県営住宅における家賃算定の基本的な考え方

県営住宅の家賃は、毎年度、公営住宅法施行令(以下「令」という。)第2条で定める方法で算定される。具体的には、以下の計算式により、入居者の本来家賃が算定される。

$$\text{(入居者の本来家賃)} = \text{(家賃算定基礎額)} * \text{(市町村立地係数)} * \text{(規模係数)} * \text{(経過年数係数)} * \text{(利便性係数)}$$

算定した額が近傍同種の住宅の家賃(近傍同種の住宅の時価、修繕費、管理事務費などを勘案して令第3条で定める方法により事業主体が定める額)を上回る場合は、近傍同種家賃額を本来家賃額とする。

入居者が実際に支払う家賃額は、個別の事情(減免の有無や収入超過年数など)によっては、上記の式で算定した本来家賃の額とは異なる場合がある。

上記計算式中の「家賃算定基礎額」とは、入居者及び同居者の過去1年間の所得税法第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額の合計から、令第1条第3号イ～ホに定める額(例：寡婦又は寡夫1人につき27万円など)を控除した額を12で除した額(収入額)に応じて、次のとおり定められている。(令第2条第2項)

入居者の収入	家賃算定基礎額
104,000円以下の場合	34,400円
104,000円を超え123,000円以下の場合	39,700円
123,000円を超え139,000円以下の場合	45,400円
139,000円を超え158,000円以下の場合	51,200円
158,000円を超え186,000円以下の場合	58,500円
186,000円を超え214,000円以下の場合	67,500円
214,000円を超え259,000円以下の場合	79,000円
259,000円を超える場合	91,100円

その他の係数は、令第2条第1項第1号～同第4号で、次のように定められている。

- ・ 「市町村立地係数」とは、公営住宅が立地する市町村の立地条件の偏差を表すものとして、国土交通大臣が市町村ごとに定める数値を指す。
- ・ 「規模係数」とは、当該公営住宅の床面積の合計を65㎡で除した数値を指す。
- ・ 「経過年数」とは、公営住宅の構造ごとに、建設時からの経過年数に応じて、国土交通大臣が定める数値を指す。
- ・ 「利便性係数」とは、事業主体が、公営住宅の立地区域及びその他周辺地域の状況、住宅設備その他の利便性の要素となる事項を勘案して定める数値を指す。

減免制度

- ・ 対象者

収入が著しく低額
 本人又は同居家族の病気
 災害により著しく損害をうけたとき

- ・ 期間
 1年以内とする。ただし、減免の理由が消滅するまでは更新することができる
- ・ 減免の基準
 収入月額が生活保護法に基づく最低生活費を基準とし、これを下回る場合に減免を受けることができる。
- ・ 申請手続
 減免申請書にその事実を証明する書類と誓約書を添付して納期限前に知事に申請

徴収猶予制度

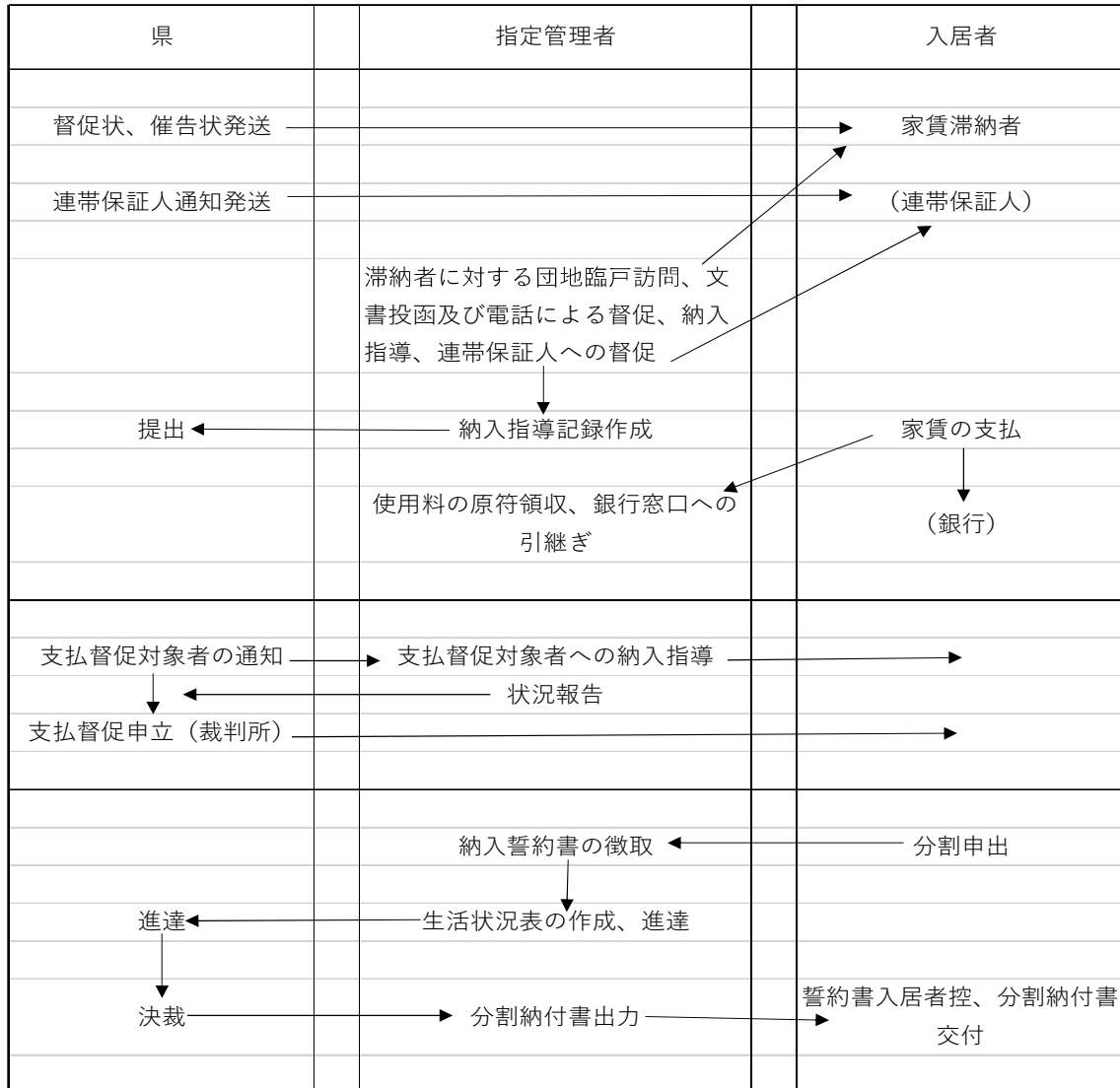
- ・ 対象者
 離職して収入が激減したとき
 本人又は同居家族の病気
 災害により著しく損害を受けたとき
- ・ 期間
 1ヶ月以上6ヶ月以内とする。ただし、期間満了の際、本人から申し出があって、知事がやむを得ないと認定した場合は、更新することができる。
- ・ 申請手続
 徴収猶予申請書にその事実を証明する書類を添付して事実の発生後速やかに知事に申請



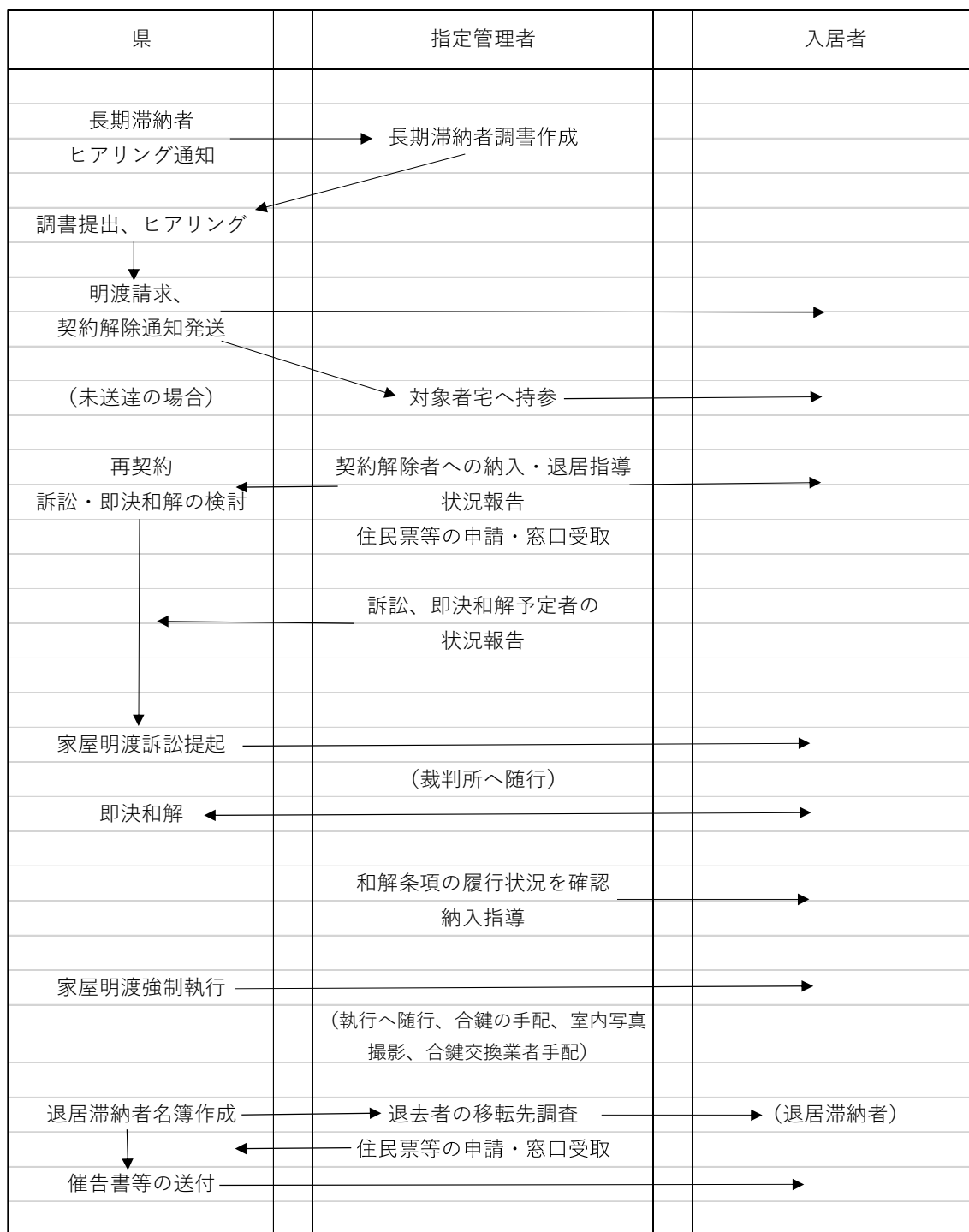
(4) 債権管理の状況

建築住宅課 7 名、指定管理者 A (6 名)、指定管理者 B (11 名) の体制で管理している。

滞納者 (1 月 ~ 5 月)



長期滞納者（6月～）



なお、退去後の滞納者への滞納家賃等の支払勧奨、滞納家賃等の収納代行等については、平成21年4月より日テレ債権回収(株)に委託している。(現在も委託中)
委託内容は、以下のとおり

退去滞納者への滞納家賃等の支払勧奨

退去滞納者及び連帯保証人に対し滞納家賃等の額を郵便とコールセンターからの電話によりお知らせし、支払方法を案内する。コールセンターは平日だけでなく土日祝日（年未年始は除く）8時から21時まで受付可能となっている。

退去滞納者からの滞納家賃等の収納代行

退去滞納者及び連帯保証人からの滞納家賃等について、銀行口座振込、郵便振替、コンビニエンスストア入金などの方法により収納する。

退去滞納者の居所調査

転居先不明の退去滞納者及び連帯保証人に係る住民票居所調査を行う。

2. 収入未済額の状況

住宅使用料

（単位：千円）

			調定額	収納済額	収納未済額	収納率				調定額	収納済額	収納未済額	収納率
佐賀	H25	計	879,571	802,920	77,860	91.29%	鳥栖	H25	計	255,781	238,837	17,266	93.38%
		現年	797,016	790,981	6,993	99.24%			現年	238,381	237,143	1,522	99.48%
		過年	82,555	11,939	70,866	14.46%			過年	17,401	1,694	15,744	9.73%
	H26	計	888,928	814,731	74,194	91.65%		H26	計	255,296	238,829	16,467	93.55%
		現年	811,068	805,351	5,714	99.30%			現年	238,030	236,318	1,712	99.28%
		過年	77,860	9,380	68,480	12.05%			過年	17,266	2,511	14,755	14.54%
	H27	計	893,175	822,387	70,788	92.07%		H27	計	251,230	235,241	15,990	93.64%
		現年	818,981	815,851	3,131	99.62%			現年	234,763	233,582	1,182	99.50%
		過年	74,194	6,536	67,658	8.81%			過年	16,467	1,659	14,808	10.07%
	H28	計	884,642	844,137	70,505	95.42%		H28	計	243,757	227,189	16,568	93.20%
		現年	813,854	810,516	3,338	99.59%			現年	227,767	226,250	1,517	99.33%
		過年	70,788	33,621	67,167	47.50%			過年	15,990	938	15,051	5.87%

			調定額	収納済額	収納未済額	収納率				調定額	収納済額	収納未済額	収納率
唐津	H25	計	276,857	243,026	34,004	87.78%	伊万里	H25	計	125,626	117,464	8,426	93.50%
		現年	243,220	242,052	1,331	99.52%			現年	116,866	116,672	447	99.83%
		過年	33,637	973	32,673	2.89%			過年	8,760	792	7,980	9.04%
	H26	計	274,600	240,616	33,985	87.62%		H26	計	121,670	113,623	8,047	93.39%
		現年	240,660	239,581	1,079	99.55%			現年	113,244	113,040	204	99.82%
		過年	33,940	1,034	32,906	3.05%			過年	8,426	583	7,843	6.92%
	H27	計	275,015	241,183	33,832	87.70%		H27	計	122,680	114,807	7,872	93.58%
		現年	241,030	240,134	897	99.63%			現年	114,632	114,524	108	99.91%
		過年	33,985	1,049	32,935	3.09%			過年	8,047	283	7,765	3.51%
	H28	計	276,463	242,653	33,809	87.77%		H28	計	124,397	116,552	7,845	93.69%
		現年	242,631	241,655	975	99.60%			現年	116,525	116,444	81	99.93%
		過年	33,832	998	32,834	2.95%			過年	7,872	108	7,765	1.37%

			調定額	収納済額	収納未済額	収納率				調定額	収納済額	収納未済額	収納率
武雄	H25	計	116,756	109,184	7,715	93.51%	合計	H25	計	1,654,591	1,511,431	145,270	91.35%
		現年	108,923	108,823	221	99.91%			現年	1,504,406	1,495,672	10,514	99.42%
		過年	7,833	360	7,494	4.60%			過年	150,185	15,758	134,757	10.49%
	H26	計	119,186	111,545	7,641	93.59%		H26	計	1,659,680	1,519,343	140,334	91.54%
		現年	111,471	111,296	175	99.84%			現年	1,514,473	1,505,586	8,884	99.41%
		過年	7,715	249	7,466	3.22%			過年	145,206	13,757	131,450	9.47%
	H27	計	120,018	112,308	7,710	93.58%		H27	計	1,662,118	1,525,925	136,193	91.81%
		現年	112,377	112,133	244	99.78%			現年	1,521,784	1,516,223	5,561	99.63%
		過年	7,641	175	7,466	2.29%			過年	140,334	9,702	130,632	6.91%
	H28	計	120,413	112,858	7,555	93.73%		H28	計	1,649,671	1,543,389	136,282	93.56%
		現年	112,702	112,614	89	99.92%			現年	1,513,479	1,507,480	5,999	99.60%
		過年	7,710	244	7,466	3.17%			過年	136,193	35,909	130,283	26.37%

弁償金

家賃を3月以上滞納したときや、県公営住宅又は共同施設を故意にき損したときなどは、県は当該入居者に対し、県公営住宅の明渡しを請求することができる。明渡しの請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該県公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(単位：千円)

			調定額	収納済額	収納未済額	収納率
合計	H24	計	69,738	515	69,223	0.74%
		現年	0	0	0	0.00%
		過年	69,738	515	69,223	0.74%
	H25	計	69,671	234	69,437	0.34%
		現年	448	0	448	0.00%
		過年	69,223	234	68,989	0.34%
	H26	計	69,485	259	69,226	0.37%
		現年	48	0	48	0.00%
		過年	69,437	259	69,178	0.37%
	H27	計	69,636	175	69,461	0.25%
		現年	410	0	410	0.00%
		過年	69,226	175	69,051	0.25%
	H28	計	69,085	214	68,871	0.31%
		現年	0	0	0	0.00%
		過年	69,085	214	68,871	0.31%

3. 不納欠損処理の状況

回収が見込まれない滞納家賃等については、佐賀県財務規則第 52 条に基づき不納欠損処分を行うことができる。(県営住宅家賃滞納整理事務処理要綱第 32 条)

ここ 6 年間は、不納欠損処理は行われていない。(最後に不納欠損処理を行ったのは、平成 22 年度)

4. 実施した監査手続きの状況

県有財産の使用料であるため、未収が生じることは、すなわち、県が得るべき使用料を逸することになるため厳しい回収が必要になるが、一方で個人の住生活に直接関わるものであるため、その回収には慎重な対応も必要になる。このため、滞納整理において、住民に対するヒアリング等きめ細かい手続きが慎重に実施されていることに留意して手続を行った。

また、指定管理者制度が導入されているため、債権管理において県と指定管理者の役割分担が明確になっており、適切に実施されていることに留意して手続を行った。

上記の点に留意しながら、本報告書「第 1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続、並びにその他の手続を実施した。

5. 監査意見等

【監査意見：23】債権回収の委託について

県営住宅使用料については、滞納先件数・金額ともに多く、長期間経過しているものもあり、その管理・回収は非常に難しい状況である。そのようななか、1. 外部監査対象の概要(4)に記載のとおり、退去後の滞納者に対しては債権回収会社に回収業務が委託されていて、委託先は公募型のプロポーザル方式によって決定される。委託料は徴収金額に対して委託料率を乗じた金額を支払うという成功報酬型の契約が結ばれる。

委託対象債権について、平成 24 年度までは制約が無かったのが平成 25 年度以降は法務省の指導により、個別の債権の回収の委託ができる期間が最長 2 年間に制限されたため、年間での委託対象債権の総額はそれまで 1 億円以上(その時点での未収債権額)だったのが、25 年度以降は 1 百万円から 3 百万円程度になっている。また、県営住宅使用料は貸付債権と異なり、債権管理回収業に関する特別措置法(いわゆる「サービサー法」)の適用対象外となっていることから、委託する業務内容も直接債務履行の請求は行えず、自主的納付を呼びかけることなどに限定されることから、なかなか有効な徴収手段となっておらず、ここ数年での徴収状況は年間で数万円程度である。

委託対象に対する制約や現在の回収状況からすると、現状での委託事業については、以下のような問題点が存在するものと考えられる。

- 対象金額が小さく事業として成り立つのか(委託先が十分な業務をしてくれるのか)
- 委託期間が制限されたため、一時的な対応に留まり、継続的な対応ができなくなった(委託するメリットのひとつが無くなった)

○ 委託期間終了後、一旦県の管理を離れたものへの対処が十分に行えるのか

県は、委託事業について当初の目的が十分に果たしているのか、十分な効果が得られているのかを事業実施後に十分に評価し、その後の業務にしっかりと反映させていくべきである。上記のような問題点を十分に踏まえ、退去滞納者に対する徴収事務については、委託方法等まで含め十分に検討されるべきであると考えます。

【監査意見：24】不納欠損処理について

県全体で1億円以上の住宅使用料滞納金が存在するなかにおいて、私債権であり時効の援用との関係等難しいところはあるが、ここ6年間、不納欠損処理が実施されていない状況である。

以前は、当該担当課独自の不納欠損処理基準を作成し、これに基づき不納欠損処理を行っていたが、全庁的に未収債権の整理をしやすくするために平成24年に財政課が作成した「債権放棄取扱要領」に基づいて処理を行うこととしたところ、従来の基準とは異なる運用により、逆に不納欠損処理の基準要件が厳しくなり、結果的にその後一度も処理が行われていないという状況であった。

「債権放棄取扱要領」が作成されたのは、もともと未収債権の整理をやりやすくするためであり、その趣旨からしても、不納欠損処理が後退してしまっている状況は改善すべきであると考えます。県が有する未収債権については、それぞれ多種多様な属性を持っているものが存在し、それぞれの債権に対しては、それぞれの属性に応じた回収方法や不納欠損処理のあり方があるものと考えます。例えば相手側の違法行為によって生じた債権と、生活困窮者支援の観点から生じた債権では、当然回収の注力度合いや債権放棄に関する考え方も違ってきます。「債権放棄取扱要領」は、債権放棄という特別な行為を行うに際しての原則的な基準をもたらずものではあるが、様々な属性を有する債権に対しては、それぞれに多少異なる対応が出てきてもやむを得ないものと考えます。当初の課独自の基準と「債権放棄取扱要領」との間で異なる取り扱いとなっている部分については、果たして「債権放棄取扱要領」によって処理するのが、この未収債権にとって適切な処理であるのかを十分に検討する必要があるものと考えます。

多額の未収債権に関しては、その管理に関する手間や費用等も十分に考慮し、回収可能な債権の回収に注力するためにも、回収が難しいと思われる債権に対しては、ある程度の整理を行っていかざるを得ないものと考えます。そのためには、回収が困難と思われる収入未済額が、不納欠損処理がなされないまま長期間管理対象となることがないように、その処理方針等を十分に検討していく必要があると考えます。

2 8 河川占用料

1 . 監査対象の概要

所管課等、係名： 河川砂防課（管理第一担当） 各土木事務所
現地調査は佐賀土木事務所

(1) 事業の内容

河川法第 23 条から第 25 条までの許可又は登録を受けた者（ ）からの流水占用若しくは採取料又は土地占用料の徴収。

河川の流水、河川区域内の土地を占有しようとする者及び河川区域内の土地において土石を採取しようとする者は、河川管理者の許可又は登録を受けなければならない。

(2) 債権の内容

債権の種類

公債権

時効

5 年（河川法第 74 条第 4 項、国税通則第 72 条第 1 項）

納期限及び延滞金

基本的に納入通知の日から 15 日以内の日を納入期限とする（佐賀県財務規則第 45 条）

納期限までに完納しない者は、その滞納額につき年 14.5%の割合で納期限の翌日から完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を納入しなければならない。

(3) 手続等の内容

河川占用許可手続は、土木事務所で実施される。

申請～許可

ア) 新規

申請者は、河川（新規）占用許可申請書を提出

記載内容に不備がなければ、受理

申請された内容について、場所・構造・工事实施の方法等を審査し、申請が適正であれば、占用料の算定を行い、工務・維持担当等関係部署に回議し、決裁承認を受ける

決裁が下りたら、許可書・納付書を発行し、申請者に交付

イ) 更新

更新許可とは、占有者が許可期間が切れた後も継続して占有を希望する場合に申

請を行い、それを許可する処理（許可期間の末日は3月31日）

占用物件のうち、許可が満了するものを拾い出し、更新の知らせを送付する

占用者は、更新許可書を提出(前回から変更なければ、添付書面の提出は省略可)

記載内容に不備がなければ、受理

前回の許可から変更がない場合は、基本的に前回許可の情報で審査する

決裁が下りたら、許可書・納付書を発行し、申請者に交付

占用料算定手続

占用料は、河川占用許可システムで自動計算される。許可決裁の際には、河川占用料算定書と占用料算定根拠資料(佐賀県流水占用料等徴収条例別表等)が添付されている。

占用料 = 単価 × 数量 × 占用期間

占用料が100円未満の場合は、100円に切り上げる。

単価は、佐賀県流水占用料等徴収条例で定められている。

数量は、水量、面積、本があり、m、㎡未満は切り上げ。

調定手続

基本的には許可書に記載された占用料で算定するが、占用料の算定誤りがないかを確認した上で、財務システムに調定を入力し、調定決議書で決裁する。

許可書、納付書発送手続

決裁が完了し、許可を決定した場合、許可書を発行する。許可書は河川占用許可システムから発行され、調定決議後に財務システムから発行される納付書を同封して発送される。

収納事務

収納は全て振込によって行われる。振込の情報は財務システムに反映されるため、財務システムで納入の有無を確認し、納入されたら債権整理簿に納入日を記載する。なお、河川占用料許可システムには債権整理簿のメニューも用意されているが、導入当初は不具合が相次いだことから一部の事務所では利用されておらず、エクセルファイルで作成された債権整理簿が用いられている。

⑥ 減免手続

占用料算定手続の中で、減免の有無が確認される。減免対象の場合はその根拠資料が決裁時に添付される。

(4) 債権管理の状況

債権管理体制

< 土木事務所 >

納付書の発行から収納という通常の債権管理は、土木事務所管理課の河川・建設業担当（佐賀土木事務所は3名）が実施し、未収債権は、管理課の係長が取りまとめ、管理する。ただし、滞納が発生した場合の先方への連絡・督促等は各担当が実施する。

< 河川砂防課 >

管理第一担当の副主査が担当。

滞納債権の有無及び対応状況を土木事務所管理課の係長に対し定期的に確認している。

台帳の整備状況

土木事務所で債権整理簿が作成されており、この債権整理簿で回収管理、未収管理が行われている。

督促、滞納処理方針等

滞納が生じた場合には、土木事務所の管理課の河川・建設業担当が電話連絡、督促状の送付、訪問を随時行う。ただし、未収金の大半は既に破産した企業や個人事業主に對するものであり、5年の時効消滅を待つしかない場合も多い。

2. 収入未済額の状況

河川占用料（現年）

（単位：千円）

現年	佐賀土木事務所					東部土木事務所					
	年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
				金額	件数				金額	件数	
H24年度	8,777	8,386	391	17	95.55%	3,878	3,878	0	0	100.00%	
H25年度	8,891	8,542	349	13	96.08%	4,004	4,004	0	0	100.00%	
H26年度	8,550	8,378	172	7	97.99%	1,143	1,143	0	0	100.00%	
H27年度	8,943	8,769	175	9	98.05%	4,042	2,574	1,468	1	63.68%	
H28年度	8,950	8,807	143	4	98.40%	4,149	2,681	1,468	1	64.61%	

現年	唐津土木事務所					伊万里土木事務所					
	年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
				金額	件数				金額	件数	
H24年度	1,143	1,143	0	0	100.00%	782	782	0	0	100.00%	
H25年度	1,426	1,426	0	0	100.00%	1,595	1,595	0	0	100.00%	
H26年度	1,612	1,612	0	0	100.00%	1,735	1,735	0	0	100.00%	
H27年度	1,464	1,464	0	0	100.00%	1,814	1,814	0	0	100.00%	
H28年度	1,535	1,533	1	1	99.91%	1,813	1,813	0	0	100.00%	

現年	杵藤土木事務所					合計					
	年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
				金額	件数				金額	件数	
H24年度	1,217	1,217	0	0	100.00%	15,796	15,405	391	17	97.53%	
H25年度	1,239	1,239	0	0	100.00%	17,155	16,806	349	13	97.97%	
H26年度	1,325	1,325	1	1	99.96%	14,364	14,192	172	8	98.80%	
H27年度	1,864	1,864	0	0	100.00%	18,127	16,484	1,643	10	90.94%	
H28年度	2,249	2,249	0	0	100.00%	18,696	17,083	1,613	6	91.37%	

河川占用料（過年）

（単位：千円）

過年	佐賀土木事務所						東部土木事務所					
	年度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
					金額	件数				金額	件数	
H24年度	895	270	72	552	23	30.19%	0	0	0	0		
H25年度	943	245	38	660	25	26.00%	0	0	0	0		
H26年度	1,002	386	32	584	14	38.56%	6	6	0	0	100.00%	
H27年度	756	181	2	574	14	23.87%	0	0	0	0		
H28年度	749	146	6	596	13	19.53%	1,468	0	1,468	1	0.00%	

過年	杵藤土木事務所						合計						
	年度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額		収入率
					金額	件数					金額	件数	
H24年度	0	0	0	0	0		895	270	72	552	23	30.19%	
H25年度	0	0	0	0	0		943	245	38	660	25	26.00%	
H26年度	0	0	0	0	0		1,009	393	32	584	14	38.95%	
H27年度	1	0	1	0	0	0.00%	757	181	2	574	14	23.86%	
H28年度	0	0	0	0	0		2,217	146	6	2,064	14	6.60%	

河川占用料延滞金（現年）

（単位：千円）

現年	佐賀土木事務所					東部土木事務所					
	年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
				金額	件数				金額	件数	
H24年度	44	44	0	0	100.00%	0	0	0	0		
H25年度	48	48	0	0	100.00%	1	1	0	0	100.00%	
H26年度	176	61	114	7	34.93%	0	0	0	0		
H27年度	125	26	99	7	21.08%	0	0	0	0		
H28年度	28	11	17	4	38.31%	0	0	0	0		

現年 年度	唐津土木事務所					杵藤土木事務所				
	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
			金額	件数				金額	件数	
H24年度	0	0	0	0		6	6	0	0	100.00%
H25年度	2	2	0	0	100.00%	1	1	0	0	100.00%
H26年度	1	1	0	0	100.00%	1	1	0	0	100.00%
H27年度	0	0	0	0	100.00%	1	1	0	0	100.00%
H28年度	15	15	0	0	100.00%	1	1	0	0	100.00%

現年 年度	合計				
年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
			金額	件数	
H24年度	50	50	0	0	100.00%
H25年度	52	52	0	0	100.00%
H26年度	177	63	114	7	35.51%
H27年度	126	27	99	7	21.75%
H28年度	44	27	17	4	61.71%

河川占用料延滞金（過年）

（単位：千円）

過年 年度	佐賀土木事務所					合計				
	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
			金額	件数				金額	件数	
H24年度	0	0	0	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%
H25年度	0	0	0	0	100.00%	0	0	0	0	100.00%
H26年度	0	0	0	0		0	0	0	0	
H27年度	114	1	114	4	0.49%	114	1	114	4	0.49%
H28年度	213	1	212	8	0.30%	213	1	212	8	0.30%

平成27年度から河川占用料の収入未済額が増加しているのは、東部土木事務所管内の企業Aの2年分によるものである。

3. 不納欠損処理の状況

過去5年間で不納欠損処理を行ったのは、上記2.収入未済額の状況の表に記載のとおりであり、佐賀土木事務所及び杵藤土木事務所管内である。

いずれも、未収債権発生後に督促状の送付、納付催告の電話及び訪問等を行うものの、音

信不通等により消滅時効によるものである。各年度の未収債権審査委員会に不納欠損見込案件として提出し、了承を得ている。

4．実施した監査手続きの状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4．外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5．監査意見等

【監査意見：25】使用料に関する県有財産の管理について

占有物件は許可台帳により管理されており、許可台帳と債権整理簿は整合性が確認され、許可に基づく占有料の管理は適切に行われている。また、許可物件の台帳と実際の所在との整合性も確認されている。

しかし、占有物件の許可の網羅性については確認されていない状況である。

職員による巡視等が行われているが、それは、占有物件の使用状況等を確認することに主眼がおかれているため、占有物件の実在性、網羅性の確保には繋がらないことが多い。また、人手不足もあり、巡視等にそこまでのことを求めるのは現実的ではない。

県が有する財産は、台帳等により財産の一つ一つが明確に整理され、所在地や面積、使用状況、さらには貸付の状況や使用料の収受の状況等がデータに一元化され、システム等によって総合的に管理されるべきである。今後においては、地図データと台帳をリンクさせたシステムを導入する等して、県有財産の管理が適切に行われることが望まれる。

2 9 建設工事請負契約違約金及び延納利子

1 . 監査対象の概要

所管課等、係名： 河川砂防課（管理第一担当） 各土木事務所
現地調査は佐賀土木事務所

(1) 事業の内容

佐賀県建設工事請負契約約款第 46 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく違約金
県が発注した工事に関し、受託業者が業績悪化等を理由に工事請負契約を解除したこ
とに伴い、約款に基づき違約金が発生したものを。

(2) 債権の内容

債権の種類

私債権

時効

3 年（民法第 170 条第 2 号）

納期限及び延滞金

基本的に納入通知の日から 15 日以内の日を納入期限とする（佐賀県財務規則第 45
条）

納期限までに完納しない者は、その滞納額につき年 14.5%の割合で納期限の翌日か
ら完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を納入
しなければならない。

(3) 手続等の内容

契約解除が明らかになった場合、適時に違約金を調定し、納付書を送付する。工事請負
金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金となる

(4) 債権管理の状況

債権管理体制

< 土木事務所 >

土木事務所等の担当職員、総務課係長

< 河川砂防課 >

管理第一担当の副主査が担当

督促、滞納処理方針等

土木事務所等の担当が、電話連絡、督促状の送付、訪問を随時行う

2. 収入未済額の状況

建設工事請負契約違約金及び延滞利子（現年）

（単位：千円）

現年	佐賀土木事務所					唐津土木事務所					合計					
	年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
				金額	件数				金額	件数				金額	件数	
H24年度	226	226	0	0	100.00%	0	0	0	0		226	226	0	0	100.00%	
H25年度	0	0	0	0		1,447	1,447	0	0	100.00%	1,447	1,447	0	0	100.00%	
H26年度	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		
H27年度	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		
H28年度	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0		

建設工事請負契約違約金及び延滞利子（過年）

過年	佐賀土木事務所						東部土木事務所						合計					
	年度	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額		収入率	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
					金額	件数					金額	件数				金額	件数	
H24年度	326	0	0	326	1	0.00%	67	0	0	67	1	0.00%	392	0	392	2	0.00%	
H25年度	326	0	0	326	1	0.00%	67	0	67	0	0	0.00%	392	0	326	1	0.00%	
H26年度	326	0	326	0	0	0.00%	0	0	0	0	0		326	0	0	0	0.00%	
H27年度	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0		
H28年度	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	0	0		

3. 不納欠損処理の状況

過去5年間で不納欠損処理を行ったのは、上記2.収入未済額の状況の表に記載のとおりであり、佐賀土木事務所及び東部土木事務所管内である。

いずれも、未収債権発生後に督促状の送付、納付催告の電話及び訪問等を行うものの、実質的倒産等により地方自治法施行令第171条の5第1号（財産の価額が強制執行の費用を超えない）、第3号（債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない）により徴収停止を行っており、債権回収が不能であるため、不納欠損処分を行っている。各年度の未収債権審査委員会に不納欠損見込案件として提出し、了承を得ており、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、債権放棄が県議会で議決されている。

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4.外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

監査を実施した結果、適切に処理されているものと判断された。また、現在は収入未済額も存在せず、特段指摘すべき事項は無かった。

30 学習用パソコン購入費貸付金

1. 監査対象の概要

所管課 教育総務課

係名 総務調整担当

(1) 事業の内容

内容

佐賀県が先進的に取り組む ICT 利活用教育に使用する学習用パソコンの円滑な導入を図るために行う学習用パソコン購入費の貸付け。

学習用パソコン

学習用パソコンとは、教育の情報化を推進し、効果的な教育活動を実現するために必要な機能及び性能を有するパーソナルコンピューターで、佐賀県教育委員会が指定するものをいう。

貸付額

48,000 円（平成 28 年度までは 50,000 円）

貸付の対象者

佐賀県立高等学校の第 1 学年に在学する生徒で、入学、転入学、編入学及び留年により学習用パソコンを購入する必要がある者（育英資金の貸与のうち学習用パソコン購入費の貸与を受けない者）

貸付けの決定

貸付けを受けようとする者（申請者）により提出された申請書の教育長による審査により決定される。

⑥ 貸付金の支払

学習用パソコン指定納入業者が提出する学習用パソコン引渡報告書を確認後、貸付金を学習用パソコン指定納入業者に支払う。

返還

借受人は、授業用等納付口座による口座振替により月賦で 2,000 円ずつ返還しなければならない（返還の期間は 24 月）

希望により一括返還も可能。

転学又は退学したときには貸付残額を指定期間内の一括返還しなければならない。

⑧ 返還猶予

借受人が生活保護を受けることとなった場合、休学する場合には、返還猶予を受けることが出来る。

(2) 債権の内容

債権の種類

私債権

時効

10年（民法第167条）

延滞金等の定め

なし

（3）貸付金額等の推移

	（単位：千円）			
年度	期首残高	貸付額	返還金	期末残高
H24年度	0	0	0	0
H25年度	0	0	0	0
H26年度	0	42,750	16,107	26,643
H27年度	26,643	28,400	30,688	24,355
H28年度	24,355	29,500	30,814	23,041

（4）手続等の内容

貸付申請

制度利用者は、各県立高校で開催される「合格者説明会」で申請書類を提出。申請書類の受付時に「学習用パソコン引換券」が発行される。

学習用パソコン購入

制度利用者は、各県立高校が指定するパソコン販売会時に「学習用パソコン引換券」を使い学習用パソコンを購入

学習用パソコン購入費貸付決定

佐賀県立高校に入学を確認し、貸付の決定を行う。

借用証書の提出

制度利用者は、借用証書及び連帯保証人の印鑑登録証明書を提出

返還の開始

入学年度の7月から返還開始（授業料等口座振替指定預金口座から返還終了まで月々2,000円（計24回）引落し）

（5）債権管理の状況

債権管理体制

各県立高校担当者・教育総務課担当者1名

台帳の整備状況

貸付整理台帳（エクセルファイル）にて管理

転学又は退学（一括返還）

- ・転学又は退学したときは、購入費の貸付残額を一括して返還しなければならない。
 - ・このため、この場合、教育総務課で貸付管理台帳を一括返還に変更の上、各県立高校へ送付
 - ・教育総務課で、貸付残額を一括調定し、納付書を借受人に送付
督促、滞納処理方針等
- 納入期限までに納付しない者に対し、20 日以内に督促状を作成し発送する（佐賀県財務規則 169 条）
- また、電話・文書催告・訪問による回収を図る。

2. 収入未済額の状況

（現年）

（単位：千円）

年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
			金額	件数	
H24年度					
H25年度					
H26年度	16,162	16,107	55	8	99.66%
H27年度	30,928	30,688	240	45	99.22%
H28年度	31,000	30,702	298	50	99.04%

平成 26 年度に制度開始

（過年）

（単位：千円）

年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
			金額	件数	
H24年度					
H25年度					
H26年度					
H27年度	55	12	43	2	21.8%
H28年度	283	112	171	9	39.6%

3. 不納欠損処理の状況

平成 26 年度に制度が開始されており、これまで不納欠損処理を行ったことはない。

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第 1 外部監査の概要 4. 外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5. 監査意見等

【監査結果：2】借用証書の未提出について

学習用パソコン購入費貸付を受ける借受人は、在籍する県立高校を經由して、借用証書を提出しなければならないが、提出されていないケースが見られ、そのうち未収債権となっているものもある。

県は資金を貸与するわけであるから、借用証書は確実に入手すべきであり、そうすることが、未収債権発生防止や、未収となった場合の確実な回収に繋がるものとする。

なお、このあと県では、パソコンの購入資金を県が貸与するのではなく、県がパソコンを購入し貸与する（卒業時には返却する）という制度に変更することが検討され、平成 30 年度からの実施に向け議会において承認されたところである。

3.1 佐賀県育英資金

1. 監査対象の概要

所管課 教育総務課
係名 総務調整担当

(1) 事業の内容

目的

向学心に富み、有能な素質を有する生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に
対し、育英資金を貸与するものとする。

資金の種類

佐賀県育英資金には、出願基準が異なる 2 つの資金がある

種 類	高等学校育英資金	高等学校奨学資金
出願基準	家計及び成績基準	家計基準のみ

対象者

次の資格、基準にすべて該当している者

ア) 高等学校等 () に在学している生徒 (未成年者に限る)

() ・ 高等学校 ・ 中等教育学校後期課程

・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程

イ) 親権者(父母)又は未成年後見人等が佐賀県内に居住していること

ウ) 勉学意欲があり、育英学生としてふさわしい生徒

エ) 下表の基準に該当していること

基準	高等学校育英資金	高等学校奨学資金
家計	学費の支払が困難であること (1月当たりの所得が生活保護 基準の3倍以下)	学費の支払が著しく困難であること (1月当たりの所得が生活保護 基準の1.5倍以下)
成績	学力が優れていること(中学 の成績が3.5以上又は高校の 成績が3.0以上)	成績要件なし

貸与

ア) 貸与月額

区分	基礎額	私立学校加算額	高額通学費加算額
国公立	18,000円	なし	20,000円
私立	18,000円	12,000円	20,000円

金額は、いずれも上限額(平成24年度から適用)

私立学校加算額は、私立学校に在籍する学生対象

高額通学費加算額は、毎月の通学費(JRやバスの定期券、スクールバス等)が5,000円を超える場合にその超える額

イ) 貸与期間

在学している学校の正規の修学期間が満了する月まで。

ウ) 貸与方法

毎月、生徒本人名義の口座への振込

返還

ア) 返還方法

貸与終了月から6ヶ月を経過した時から、月賦(口座振替)による返還(その他、年賦・半年賦による方法や納入通知書による返還も可)

イ) 返還期間

貸与総額を下表の返還基準月額で除した月数(端数切り上げ)以内で返還

貸与総額	～108万円	～132万円	132万円超
返還基準月額	4,500円	5,500円	貸与総額の1/240 (千円未満切り上げ)

最長20年

ウ) 連帯保証人及び保証人

返還が滞った場合、連帯保証人や保証人に対し、返還を請求することがある。

エ) 延滞利息

正当な理由がなく納期限までに返還されなかった場合は、延滞利息を徴収する。

オ) 返還猶予

進学等の理由により返還が困難な者については、願出により返還を猶予することができる。

カ) 返還免除

死亡、心身障害等による返済免除制度のほか、卒業後佐賀県内に居住し、就業する等の要件を充たすことにより一部返還を免除する制度がある。

(2) 債権の内容

債権の種類

私債権

時効

10年(民法第167条)

延滞利息

育英資金の貸与を受けた者が、正当な理由なく育英資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を徴収する。

(3) 貸付金額等の推移

(単位:千円)

年度	期首残高	貸付額	返還金		期末残高
	金額		金額	収入額	免除額
H24年度	5,388,557	705,907	582,673	8,242	5,503,550
H25年度	5,503,550	763,248	593,397	8,893	5,664,508
H26年度	5,664,508	873,106	623,539	7,080	5,906,995
H27年度	5,906,995	855,081	643,454	3,607	6,115,015
H28年度	6,115,015	810,063	658,661	3,074	6,263,343

(4) 手続等の内容

募集

ア) 予約募集(高等学校等進学予定者対象:中学校3年生を対象に9月頃に募集)

イ) 在学募集(高等学校等在学生対象:新年度入学者を含めて4月頃に募集)

ウ) 随時募集 (高等学校等在学生対象)

出願 (学生 学校)

育英学生願書に住民票謄本、保護者の所得証明書等を添付して応募期間内に在学している学校に提出

書類提出 (学校 教育庁)

出願者から提出された書類を審査のうえ、学校で「育英学生推薦願書」を作成し、教育庁教育総務課へ提出 (推薦)

審査 (教育庁)

学校から推薦のあった者について、内容を審査し、出願基準を満たしている者を育英学生候補者として内定 (予約募集) 又は育英学生として決定 (在学募集、随時募集)

内定通知 (予約募集のみ)

内定通知を中学校あて 12 月上旬までに送付。学校から出願者に通知

⑥ 誓約書等の提出

進学先の報告 (予約募集) 及び借入のための誓約書等を学校を通じて県に提出

進学先の確認及び育英学生決定・貸与開始

進学先の高校への入学が確認できれば (予約募集)、候補者を育英学生として正式に決定し、育英学生に対し高校を通じて採用決定通知を送付し、貸与を開始 (予約募集の初回振込は 4 月末)

⑧ 調定及び返還

育英資金の返還期限が到来する者に対し、県は年度ごとに調定し、返還開始前月を目処に「返還開始のお知らせ」を送付。

原則口座振替とするが、納入通知書による納入も可

返還の頻度は、月賦による返還を原則とし、合理的な理由がない限り年賦、半年賦の返還は避ける

ア) 口座振替

- ・本人 (もしくは連帯保証人) の口座を指定
- ・振替日 (毎月 25 日) の 1 週間前に口座引落データを作成し、各金融機関に渡す。

イ) 納入通知書

- ・月賦: 4 月、10 月の 2 回に分けて半年ずつまとめて発送 (納期限: 各月末)
- ・年賦・半年賦: 当該月の月上旬に発送 (納期限は当該月末)

(5) 債権管理の状況

債権管理体制

副課長、係長、主査、非常勤職員 3 名の計 6 名体制

長期化している未収債権の一部については、平成 20 年度より債権回収業者へ委託している。

台帳の整備状況

育英資金管理システムにより管理されている。

督促、滞納処理方針等

ア) 未納者に対する督促状

当月期限の未納者に対し、翌月 20 日以内に督促状を作成し発送する（佐賀県財務規則 169 条）。

* 口座振替による返還者

再振替後の未納者を抽出し、納入通知書を添えた督促状を発行する。

* 納付書による返還者

未納者を抽出し、督促状を発行する（納入通知書は重複しないよう送付しない）。その際、口座振替へ切り替えるよう促す。

イ) 返還金額の変更

* 毎回の金額を変更

変更時期を確認し、規則で定める下表の返還基準月額を下限とし、変更することができる。

貸与総額	返還基準月額
108万円以下の場合	4,500円
108万円を超え132万円以下の場合	5,500円
132万円を超える場合	貸与総額の1/240の額

年賦、半年賦の場合は、それぞれ12月分、6月分が下限となる。

* 残額一括返還への変更

残額を一括で返還する時期を確認し、書面を提出させる。

ウ) 分割納付

調定金額どおりに支払うことが困難である場合は、分割した納付書を発行できる。

なお、分割納付の期間設定は、返還期間が20年を超えないようにする。

エ) 返還の猶予

債務者本人が返還を行うことが困難な状況で猶予の申請があった場合は、条例、規則及び「佐賀県育英資金返還猶予の取扱について（内部規定）」（平成24年3月1日付）に基づき、猶予申請を審査のうえ、猶予を承認する。

オ) 返還の免除

債務者本人が死亡、もしくは障害・疾病等により稼働能力が喪失した状況で免除の申請があった場合は、条例及び規則に基づき、返還すべき額の免除を承認する。

カ) 連帯保証人、保証人の変更

死亡や破産などの理由により連帯保証人等が返還できない状態になった場合は、代替りの連帯保証人等を立てるよう変更させる。

2. 収入未済額の状況

(現年)

(単位 : 千円)

年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
			金額	件数	
H24年度	599,523	559,516	40,008	4,813	93.33%
H25年度	604,565	566,521	38,044	5,152	93.71%
H26年度	615,133	583,508	31,625	4,538	94.86%
H27年度	632,721	599,633	33,088	5,077	94.77%
H28年度	671,220	631,320	39,900	6,282	94.06%

収入率は、概ね 93% ~ 95% で推移している。

(過年)

(単位 : 千円)

年度	調定額	収入済額	収入未済額		収入率
			金額	件数	
H24年度	130,453	23,157	107,296	9,392	17.75%
H25年度	147,187	26,876	120,311	11,778	18.26%
H26年度	157,758	40,031	117,727	11,967	25.37%
H27年度	148,891	43,821	105,070	11,210	29.43%
H28年度	138,157	27,341	110,816	12,943	19.79%

平成 20 年度より、長期化している未収債権の一部については債権回収業者に委託している。その効果もあり、過年分については収入率がアップしている。

なお、平成 28 年度は、抽出された委託対象債権の金額/件数が少なく、債権回収業者の回収率も低下している。

3. 不納欠損処理の状況

過去において、不納欠損処理は行われていない。

「債権放棄取扱要領」において、債務者が死亡、行方不明又は破産による免責のいずれかに該当し、時効期間が経過した場合は、議会の議決を経て債権放棄を行うことが可能であるが、具体的な取組方針の策定には至っていない。

4. 実施した監査手続きの状況

本報告書「第1 外部監査の概要 4 .外部監査の着眼点及び主な監査手続」に記載の監査手続を実施した。

5 . 監査意見等

【監査意見：26】延滞利子について

佐賀県育英資金貸与条例には、「育英資金の貸与を受けた者が、正当な理由なく育英資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収する（第9条）」とあるが、実際は延滞利子の徴収は行われていない。

育英資金が未収となった場合、元本の回収でも困難が伴い、延滞利子の回収までは現実的ではないということは理解できるが、条例において定めてある以上は、正当な理由がある場合を除いて、延滞利子の徴収を行う必要がある。生活困窮や死亡・心身障害等により延滞利子を徴収しないのであれば、「佐賀県育英資金延滞利子徴収取扱要領」の規定に基づき、延滞利子免除願の提出が必要であるが、全てを「提出が著しく困難な場合」とし、調書をもって代える事務処理となっている。債務者ごとの状況を確認し、正当な理由に該当するかどうかを確認する事務処理を行う必要があると考える。

【監査意見：27】不納欠損処理について

「3 .不納欠損処理の状況」に記載のとおり、過去において不納欠損処理は行われておらず、その理由を確認したところ、時効期間が経過しても債務者が時効を援用しない限り県は請求権を有しており、まじめに返還している債務者との均衡上、安易に放棄すべきではないとの見解であった。

ただ、一方で、制度が始まってから随分経っており、債務者が死亡、行方不明となっているものも存在する。今後、不納欠損処理を行わないまま長期に及ぶ滞留債権を管理するのは大変であるとともに、将来的に不納欠損処理を行う必要が出てくるのは明らかである。

「債権放棄取扱要領」において、債権放棄を行うことができる場合は示しており、その場合に応じて不納欠損処理を行う必要があると考える。また、同取扱要領に全て委ねることができない場合であっても、育英資金未収債権に対する不納欠損処理の具体的取組方針を策定する必要があると考える。

【監査意見：28】別法人による運営についての検討

佐賀県においては、育英資金制度の運営を県が直接行っているが、同様に県が直接運営を行っているところは、九州では熊本県と宮崎県で、九州の他の県では、別法人（公益法人等）が行っている状況である。別法人による運営は、回収のノウハウの蓄積が得られ、滞納者への継続した対応や指導が行いやすいこと、さらには別法人の裁量により任意に法的措置に着手できる等のメリットが存在すると思われる。

佐賀県では、長期債権の一部を債権回収会社に委託する等の施策も実施しているが、九州

においては、別法人ではなく県直営の方が少数派となっている状況からすれば、別法人で運営している他県の状況（メリット・デメリット、どのような法人形態がよいのか等）を研究するなどして、別法人による運営の検討を一度は行う必要があると考える。

3 2 職員給与費返還金

1. 監査対象の概要

所管課 教職員課

係 名 給与担当

県教職員の給与に関する返還事案で、平成 29 年 3 月末現在で収入未済額として残っているものが 3 件存在する。

いずれも既に退職した者で、欠勤から退職になった者の最後の欠勤部分の給与からの減額控除部分が、給与計算の仕組み並びに支給時期の関係等から控除できないままに一旦支給され、その後返還がされていないものである。

平成 29 年 3 月末現在、3 件で 427,057 円である。

2. 収入未済額の状況等

3 件のうち 2 件は、金額が僅少ではあるが入金がなされている。この 2 件のうち 1 件は、平成 29 年 12 月に解消済みであるが、他の 1 件は収入未済額が三十数万円に対し、月 3,000 円の納付を申し出て、返納されている状況である。

さらにもう 1 件は、訪問等を行っても本人と連絡が取れず回収はできていない。

3. 県の対応状況等

比較的高額の対象者 1 名については県外在住者であるが、出張の際に担当者以外の課員も含め接触を図るなどして、課全体で回収に取り組んでいる。

連絡が取れない 1 名については、親族の現住所を調査し、文書にて親族への協力を要請したが連絡はなく、訪問を予定している。

4. 実施した監査手続の状況

県の担当者に対してヒアリングを実施した。

5. 監査意見等

【監査意見：29】債務者との接触・交渉等について

月 3,000 円の入金を行っている者は県外に在住しているが、定職には就いていて、接触は取れている状況である。現在月に 3,000 円ほどの入金がなされているが、このペースで行け

ば約 10 年間回収を続けていかなければならず、県外在住のため接触するにも大きな負担となっている。もともと、懲戒解雇となった者で、欠勤期間分に支給された給与としては当然に返還すべきものであり、このような回収を 10 年間も続けていくのは、本来の業務への妨げにもなる。本人は仕事にも就いているため増額の余地はあるものと思われるし、法的手段も含めもっと強硬な態度で早期回収を図るべきと考える。

また、本人と連絡が取れない件に関しては、県が行おうとしている親族者への協力要請について、早急に実施されることを期待するものである。

3 3 吉野ヶ里遺跡高床倉庫売却代金

1. 監査対象の概要

所管課 文化財課

係 名 吉野ヶ里遺跡担当

吉野ヶ里遺跡の国定公園化に向け、それまで県が設置していた高床式倉庫を撤去し、当該物件を一般競争入札により平成 14 年 6 月 4 日に売却したが、売却代金の一部が購入者（新潟県：ホテル経営の法人）の事業不振のため支払われず、未収となったもの。

平成 29 年 3 月末現在での収入未済額は、1,596,850 円である。

2. 収入未済額の状況等

契約額(落札額)は、3,496,500 円で、一割の 349,650 円を契約保証金として先に預かり、売却された平成 14 年度に 1,150,000 円の回収がなされ、平成 15 年度には、300,000 円の回収がなされている。なお、平成 15 年度回収額 300,000 円のうち、200,000 円は、実際に相手先を訪問し回収されたものである。その後平成 16 年度に 100,000 円が回収され、それを最後に残りの 1,596,850 円が未収となっている。

3. 県の対応状況等

平成 17 年 2 月以降、購入者との連絡が取れない状態となり、ホテルの建物は平成 19 年 1 月 11 日に特別売却により処分されている。

平成 20 年度以降、年数回、代表者に督促文書を送付しているが、配達の確認はできるものの、相手方からの連絡はない。直接住所地の訪問も行ったが、本人が住んでいる形跡はなく、接触は出来なかった。

当該債権は私債権で、平成 29 年 1 月 5 日で時効が成立したため、平成 29 年度議会において、不納欠損処理を行うための債権放棄に関する議案の承認を受けたところである。

4．実施した監査手続の状況

県の担当者に対してヒアリングを実施した。

5．監査意見等

【監査結果：3】物件売却時の対応について

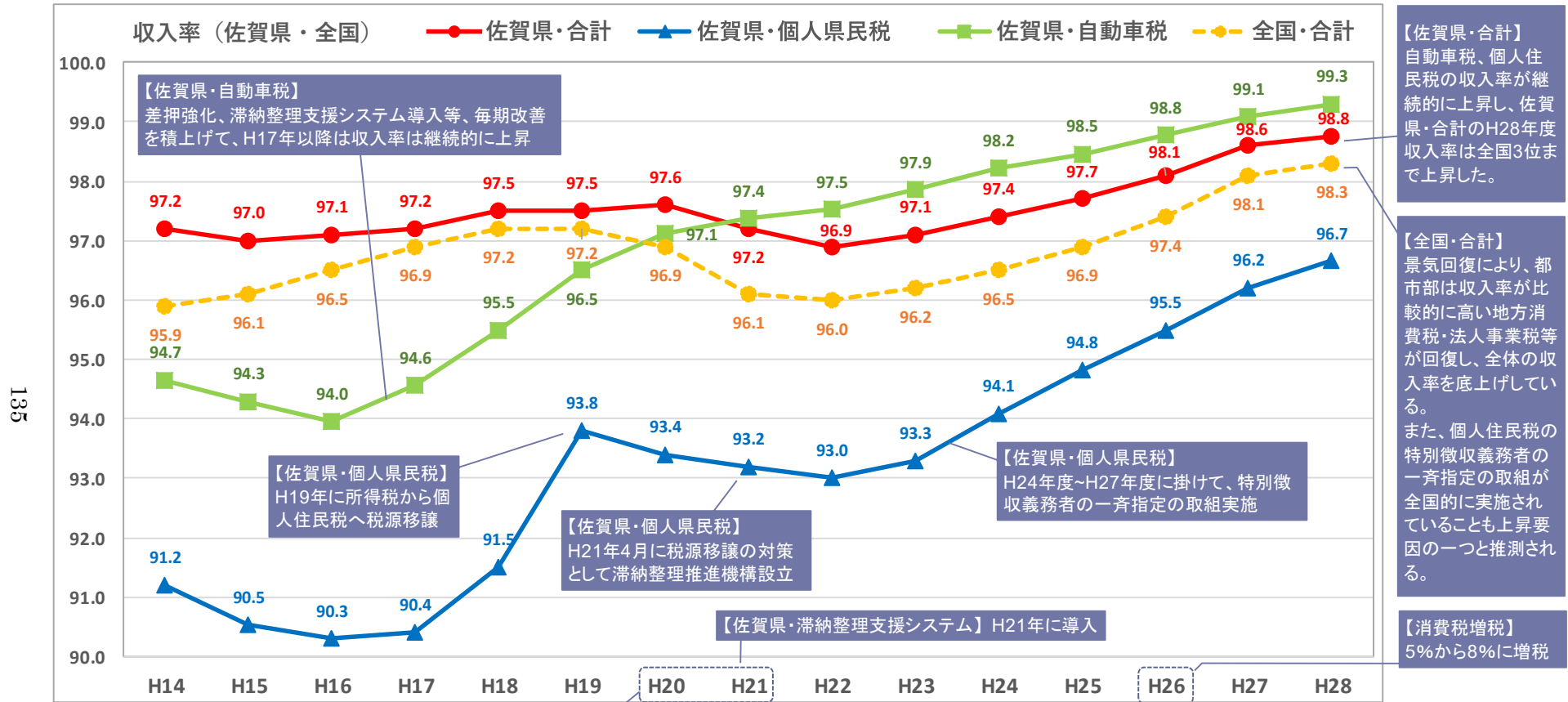
当該債権は物件の売却代金であり、契約書においては代金入金後の引き渡しが定められていたが、国定公園化へ向けて撤去が急がれる状況であったため、実際には入金を待たずして先に撤去した物件の引き渡しが行われており、このことが収入未済額の発生につながっている。

当初契約では一括入金の予定であったはずのものが、先に物件を引き渡したのちに、購入者側から分割での支払いの申出があり、結果として未収となる結果を招いている。購入者の急激な経営悪化によって支払が厳しくなったのかもしれないが、そうであったとしても、契約書通り入金があってから物件を引き渡すようにしていれば、未収金は生じなかったわけである。

早期に撤去して移動させる必要性から時間的余裕が無かったことに起因するもので、十分に時間的余裕を持った事業を実施すべきであるし、契約事項を遵守すべきことは当然のことである。

第5 税債権に関する監査報告

1. 佐賀県及び全国の過去15年間の収入率推移



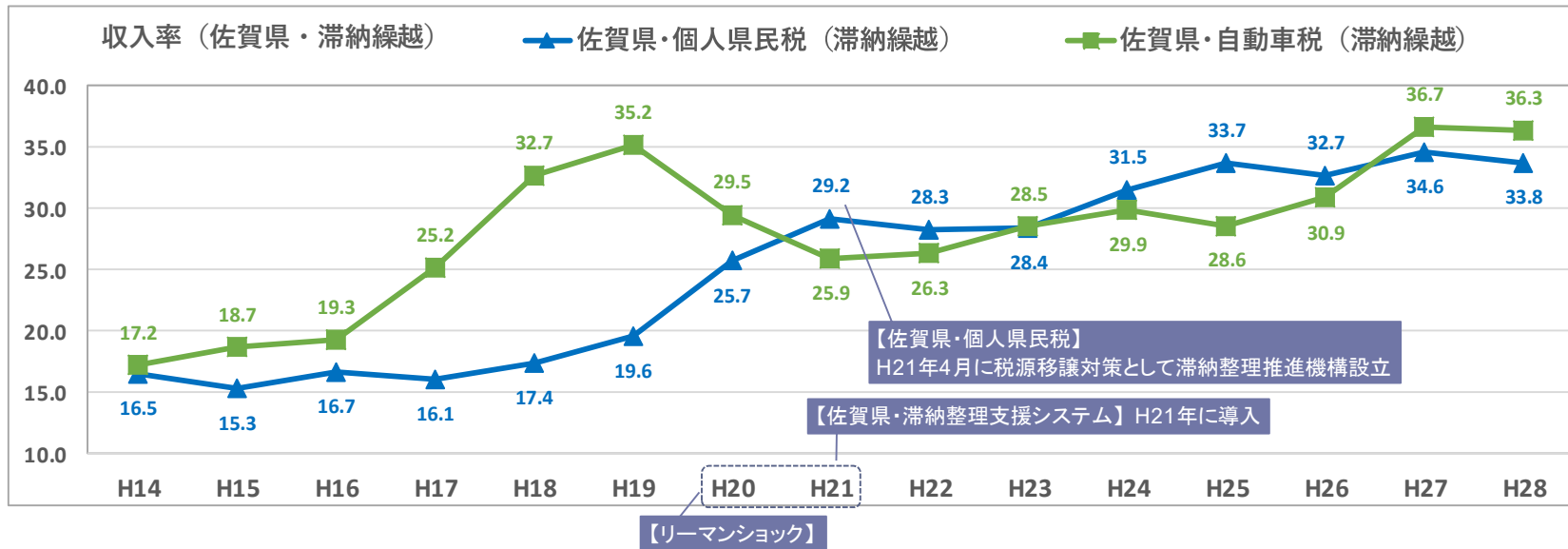
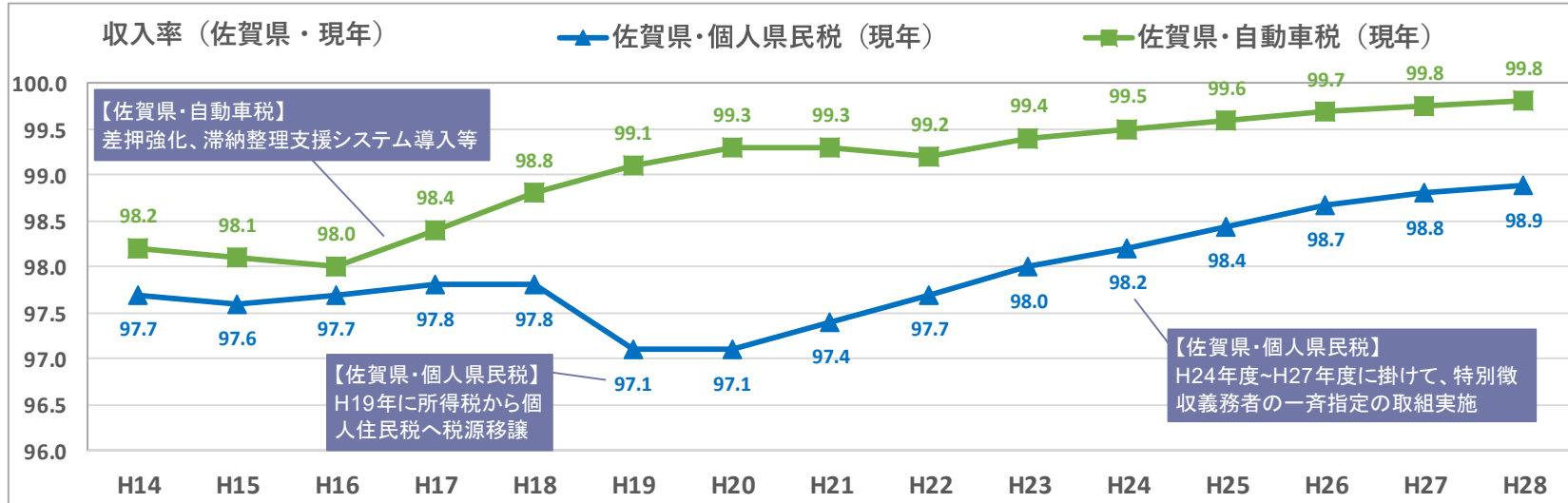
佐賀県収入率の全国順位

【リーマンショック】全国的に収入率が低下したが、地方消費税・法人2税シェアが高い都市部の収入率が特に低下

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
県税合計	9	14	15	19	17	18	12	6	10	9	6	6	6	3	3
個人県民税	29	32	34	35	35	32	29	17	15	14	6	6	5	4	4
自動車税	31	33	36	35	28	19	14	13	14	14	14	15	13	10	7

※個人県民税の収入率及び全国順位は、個人県民税（均等割・所得割）の収入率及び全国順位

佐賀県における個人県民税及び自動車税の現年分収入率・滞納繰越分収入率の推移は、下表のとおりである。



2. 佐賀県と主要都府県・近隣県の比較

平成27年度収入率（総務省平成29年4月公表）は、下表のとおりである。近年の景気回復により都市部の地方消費税及び法人2税（法人事業税・法人県民税）が増加し、主要都府県では税合計に占める当該税目シェアが高くなっている状況が伺える。地方消費税及び法人2税は、その申告・配分方法により基本的には収入率は高く、99%～100%（地方消費税）となっており、当該税目シェアの上昇は必然的に税合計収入率の上昇をもたらすこととなる。

佐賀県は、下表のとおり当該税目シェアが5都府県の中では最も低い40.0%であるにも関わらず、税合計収入率は5都府県の中では最高値となる98.6%を示している。前頁記載のとおり、個人県民税・自動車税の収入率改善施策の効果によるものと考えられる。

都府県	H27年度収入率順位	東京都 7位			大阪府 21位			福岡県 35位			長崎県 20位			大分県 33位			佐賀県 3位			
		税目	単位：億円	調定額	シェア	収入率	調定額	シェア	収入率	調定額	シェア	収入率	調定額	シェア	収入率	調定額	シェア	収入率		
一	普通税		39,144	99.9%	98.5	14,533	100.0%	98.2	6,379	100.0%	97.9	1,159	99.9%	98.2	1,222	99.4%	98.4	843	99.9%	98.6
	1 法定普通税		39,144	99.9%	98.5	14,533	100.0%	98.2	6,379	100.0%	97.9	1,159	99.9%	98.2	1,222	99.4%	98.4	824	97.7%	98.5
	(1) 道府県民税		12,075	30.8%	96.3	4,481	30.8%	96.1	2,121	33.2%	95.2	453	39.0%	96.2	394	32.1%	96.2	277	32.8%	96.8
	個人均等割・所得割		8,528	21.8%	95.1	3,304	22.7%	94.8	1,726	27.0%	94.3	379	32.7%	95.5	328	26.7%	95.6	230	27.2%	96.2
	法人県民税		2,471	6.3%	98.8	759	5.2%	99.5	266	4.2%	99.2	51	4.4%	99.6	48	3.9%	99.1	32	3.8%	99.6
	利子割		363	0.9%	100.0	81	0.6%	100.0	21	0.3%	100.0	4	0.3%	100.0	4	0.3%	100.0	3	0.3%	100.0
	配当割		358	0.9%	100.0	160	1.1%	100.0	56	0.9%	100.0	10	0.9%	100.0	8	0.6%	100.0	7	0.8%	100.0
	株式等譲渡所得割		354	0.9%	100.0	177	1.2%	100.0	52	0.8%	100.0	9	0.7%	100.0	7	0.6%	100.0	5	0.6%	100.0
	(2) 事業税		9,516	24.3%	99.0	3,088	21.2%	99.7	1,154	18.1%	99.3	201	17.3%	99.7	211	17.2%	99.2	159	18.9%	99.8
	個人分		504	1.3%	97.5	151	1.0%	97.1	67	1.0%	96.6	13	1.1%	97.3	10	0.8%	94.6	9	1.0%	97.5
	法人分		9,013	23.0%	99.1	2,937	20.2%	99.9	1,087	17.0%	99.5	188	16.2%	99.8	201	16.3%	99.4	150	17.8%	99.9
	(3) 地方消費税		14,941	38.1%	100.0	5,074	34.9%	100.0	1,839	28.8%	100.0	253	21.8%	100.0	329	26.8%	100.0	155	18.4%	100.0
	(4) 不動産取得税		798	2.0%	97.3	409	2.8%	87.6	161	2.5%	95.1	25	2.1%	95.3	31	2.6%	98.3	16	1.9%	96.6
	(5) 道府県たばこ税		179	0.5%	100.0	122	0.8%	100.0	65	1.0%	100.0	17	1.4%	100.0	14	1.1%	100.0	11	1.3%	100.0
	(6) ゴルフ場利用税		6	0.0%	100.0	15	0.1%	99.1	10	0.2%	99.9	3	0.3%	100.0	4	0.3%	100.0	3	0.3%	100.0
	(7) 自動車取得税		138	0.4%	100.0	81	0.6%	100.0	48	0.8%	100.0	9	0.8%	100.0	10	0.8%	100.0	7	0.8%	100.0
	(8) 軽油引取税		423	1.1%	96.5	463	3.2%	98.6	386	6.0%	97.9	70	6.1%	99.0	85	6.9%	98.9	94	11.1%	98.6
	(9) 自動車税		1,067	2.7%	99.0	799	5.5%	97.8	594	9.3%	98.6	129	11.1%	99.1	143	11.6%	98.7	103	12.2%	99.1
	(10) 鉦区税		0	0.0%	100.0	0	0.0%	100.0	0	0.0%	67.9	0	0.0%	97.3	0	0.0%	97.9	0	0.0%	100.0
	2 法定外普通税		0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%		0	0.0%		19	2.2%	100.0
二	目的税		21	0.1%	100.0	0	0.0%	100.0	2	0.0%	99.0	1	0.1%	100.0	7	0.5%	40.3	1	0.1%	100.0
三	旧法による税		0	0.0%	15.0	7	0.0%	3.4	0	0.0%	0.0	0	0.0%	0.0	1	0.1%	0.0	0	0.0%	1.1
四	合計		39,164	100.0%	98.5	14,540	100.0%	98.2	6,381	100.0%	97.9	1,160	100.0%	98.2	1,230	100.0%	97.9	844	100.0%	98.6
	地方消費税 + 法人2税		26,425	67.5%		8,770	60.3%		3,192	50.0%		491	42.4%		578	47.0%		338	40.0%	

平成27年度（総務省平成29年4月公表）の都道府県税合計収入率、個人都道府県民税収入率、自動車税収入率の上位10位及び下位10位の都道府県は、下表のとおりである。都道府県税合計において最高シェア（地方消費税は除く）となる個人都道府県民税収入率が高い都道府県は、合計収入率上位に位置している。佐賀県は、個人都道府県民税収入率4位、自動車税収入率10位、都道府県税合計収入率3位となっている。

平成27年度 上位10都道府県

税目		項目										上位10	① - ②
都道府県税合計	収入率	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	平均	差異
		島根	新潟	佐賀	鳥取	京都	香川	東京	山口	愛媛	高知	98.6	1.1
		99.1	98.8	98.6	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.4	98.4	98.6	1.1
個人都道府県民税 (均等割・所得割)	収入率	島根	京都	高知	佐賀	新潟	鳥取	神奈川	長野	岩手	香川	平均	差異
		97.7	96.8	96.3	96.2	96.1	95.9	95.8	95.8	95.8	95.6	96.2	2.7
	滞納繰越	35.4	45.5	36.3	34.6	25.7	27.4	33.2	30.4	30.0	31.1	33.0	6.4
	現年	99.2	98.6	98.8	98.8	99.0	98.9	98.6	98.8	98.9	98.6	98.8	0.5
自動車税	収入率	新潟	鳥取	岩手	山口	宮崎	山形	長崎	島根	三重	佐賀	平均	差異
		99.7	99.6	99.3	99.2	99.2	99.1	99.1	99.1	99.1	99.1	99.3	1.7
	滞納繰越	21.6	42.6	38.8	33.1	29.2	20.4	29.0	25.7	27.8	36.7	30.5	2.5
	現年	99.9	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.7	99.8	99.8	99.8	0.6

平成27年度 下位10都道府県

税目		項目										下位10
都道府県税合計	収入率	38位	39位	40位	41位	42位	43位	44位	45位	46位	47位	平均
		静岡	岐阜	茨城	石川	栃木	北海道	滋賀	千葉	奈良	埼玉	97.5
		97.9	97.7	97.7	97.6	97.6	97.5	97.4	97.4	97	96.9	97.5
個人都道府県民税 (均等割・所得割)	収入率	福岡	茨城	静岡	石川	福井	群馬	青森	埼玉	栃木	千葉	平均
		94.3	94.0	93.9	93.9	93.6	93.5	93.2	93.1	92.6	92.4	93.5
	滞納繰越	36.3	29.4	27.3	25.7	24.2	23.4	21.5	26.6	24.2	27.2	26.6
	現年	97.9	98.5	98.3	98.5	98.3	98.4	98.4	98.2	98.3	98.0	98.3
自動車税	収入率	兵庫	鹿児島	岐阜	北海道	大阪	京都	高知	茨城	奈良	千葉	平均
		98.0	97.9	97.9	97.8	97.8	97.4	97.4	97.2	97.2	97.0	97.6
	滞納繰越	40.7	31.5	38.3	23.8	42.6	38.6	32.0	21.6	29.7	30.6	32.9
	現年	99.2	99.4	99.2	99.4	99.1	99.0	99.2	99.4	99.2	99.1	99.2

上表で特徴的なことは、自動車税の滞納繰越分収入率は下位平均32.9%よりも上位平均30.5%の方が低いということであるが、これは上位都道府県は現年中の早期徴収に注力するため、滞納繰越分は下位よりも徴収難易度が高いためと推測される。

3. 佐賀県の税目別調定額及び収入率（平成14年度と平成28年度の比較）

（1）平成14年度と平成28年度の比較

佐賀県の税目別調定額及び収入率に関する平成14年度と平成28年度の対比表は、下記の通りである。15年前の平成14年度県税合計収入率は97.2%であり、翌年の平成15年度には97.0%まで低下した。更に平成21年にはリーマンショックの影響等により96.9%まで低下したが、平成23年以降は6期連続で上昇し、平成28年度では98.8%となっている。

平成14年度97.2%から平成28年度98.8%への収入率改善幅は1.6%であるが、平成28年度県税合計調定額85,771百万円×収入率改善幅1.6%により試算した改善額は1,372百万円ということになる。

税目	佐賀県H14年度			佐賀県H28年度			- 増減		
	調定額	シェア	収入率	調定額	シェア	収入率	調定額	シェア	収入率
個人県民税	11,614	15.2%	91.2	24,032	28.0%	96.7	12,418	12.8%	5.6
法人県民税	3,136	4.1%	99.4	2,971	3.5%	99.6	165	-0.6%	0.1
県民税利子割	2,147	2.8%	100.0	215	0.3%	100.0	1,932	-2.6%	0.0
個人事業税	1,065	1.4%	90.5	895	1.0%	97.3	170	-0.3%	6.9
法人事業税	16,817	22.0%	99.8	17,083	19.9%	99.9	266	-2.1%	0.1
地方消費税	7,959	10.4%	100.0	15,173	17.7%	100.0	7,214	7.3%	0.0
不動産取得税	2,544	3.3%	90.3	1,820	2.1%	97.9	724	-1.2%	7.7
県たばこ税	1,773	2.3%	100.0	1,047	1.2%	100.0	726	-1.1%	0.0
ゴルフ場利用税	669	0.9%	100.0	282	0.3%	100.0	387	-0.5%	0.0
自動車税	12,237	16.0%	94.6	10,240	11.9%	99.3	1,998	-4.1%	4.7
鉦区税	1	0.0%	100.0	0	0.0%	100.0	1	0.0%	0.0
自動車取得税	2,182	2.9%	100.0	746	0.9%	100.0	1,436	-2.0%	0.0
軽油引取税	11,314	14.8%	99.4	9,308	10.9%	98.8	2,006	-3.9%	-0.6
狩猟税				9	0.0%	100.0	9	0.0%	
核燃料税	737	1.0%	100.0	1,867	2.2%	100.0	1,130	1.2%	0.0
産業廃棄物税				84	0.1%	100.0	84	0.1%	
固定資産税	2,262	3.0%	100.0				2,262	-3.0%	
その他	52	0.1%	57.6	1	0.0%	65.2	52	-0.1%	7.6
県税合計	76,507	100.0%	97.2	85,771	100.0%	98.8	9,264	0.0%	1.6

なお、消費税率10%への引上げにより、地域間税収格差が更に広がることが予想されている。そのため、消費税率引上げ時には、法人住民税率（県税・市町村民税）を引下げ、一方で地方法人税率（国税）を引上げて、それにより得られた国の財源を基に地方交付税交付金により再配分を行うこととされている。また、法人事業税（県税）が都道府県ごとの偏在性が強いことから、偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として暫定的に設けられていた地方法人特別税（国税）は、法人事業税（県税）に復元されることとなっている。

消費税率10%への引上げ前後における法人の法定実効税率変更見込は、下表のとおりである。

法人の法定実効税率の改正見込（佐賀市所在の3月末決算法人の場合）

税目	区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
法人税	国税	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%	23.2%	23.2%
地方法人税	国税		4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	10.3%
法人県民税	標準税率	-	5.0%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	1.0%
	佐賀県超過分	-	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
法人市民税	市税		12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	12.1%	8.4%
法人住民税	-	20.5%	16.1%	16.1%	16.1%	16.1%	16.1%	10.2%
法人事業税	県税	5.3%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	9.6%
地方法人特別税	国税	81.0%	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	43.2%	
法人事業税等	-	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
法定実効税率		36.8%	35.0%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%	34.5%

現行法に基づく消費税増税は平成31年10月1日であり、同日以降開始する法人の事業年度から地方法人税率、法人住民税率、法人事業税率が改正される。

（２）県税事務所の沿革

過去 15 年間における県税事務所の主な沿革を下表に纏めた。

年度	区分	沿革
平成14年 ～ 平成16年	徴収	自動車税滞納繰越分の収入率が全国最下位クラスとなる。
		自動車税計の平成16年度収入率は、94%（全国36位）の水準まで低下した。
		収入率改善を図るべく、課税課（賦課）から納税課（徴収）への人員配置換えを実施し、また、特に自動車税収入率改善のために差押え強化を開始した。
平成17年	徴収	自動車税のコンビニ収納が導入される。
平成19年	税源	所得税（国税）から個人住民税（地方税）へ税源移譲される。
平成21年	徴収	滞納整理支援システムを導入した。それまでは紙面（滞納管理カード）上の滞納管理であったが、システム導入により、滞納者の時系列管理、部署内の情報共有促進、上席者による管理強化等が図られることとなった。
	徴収	上記税源移譲の対策として、県内市町と連携して「佐賀県滞納整理推進機構」を設立し、県税事務所（佐賀・武雄）内に「滞納整理特別対策室」が設置される。同対策室の直近人員は、県職員4名、市町職員14名で構成されている。
	賦課	行政改革に伴う県税事務所配属職員の減少に伴い、課税事務一元化を図った。法人2税、軽油引取税、産業廃棄物税、ゴルフ場利用税、鉦区税に関する全県下の賦課事務を佐賀県税事務所に一元化を図った。
平成24年	徴収	平成24年度～平成27年度に掛けて、個人住民税の特別徴収義務者一斉指定の取組を実施した。
平成28年	徴収	自動車税以外の全ての税目（一定の要件あり）にまでコンビニ収納対象税目が広がった。

(3) 県税合計収入率上昇の主要因

過去 15 年間に於ける県税事務所の沿革を踏まえてみると、佐賀県の県税合計収入率上昇の主要因は下記のとおりと考えられる。

➤ 個人県民税（均等割・所得割）の収入率改善 : 91.2% ➡ 96.7%

平成 19 年の税源移譲により、個人県民税の調定額シェアが平成 14 年度 15.2% から平成 28 年度 28.0% まで上昇するなかで、その対策として平成 21 年に滞納整理推進機構を設立し、また、平成 24 年度からは特別徴収義務者一斉指定の取組も開始された。滞納整理推進機構は滞納繰越分収入率改善に、特別徴収義務者一斉指定は特別徴収率のアップ（平成 24 年度 69.96% から平成 27 年度 78.79% にアップ）を通じて現年分収入率改善に、それぞれ繋がったものと考えられる。

個人県民税（均等割・所得割）の収入率は、平成 14 年度 91.2%（現年分 97.7%、繰越分 16.5%）から平成 28 年度では 96.7%（現年分 98.9%、繰越分 33.8%）まで上昇したが、賦課・徴収を法定委任している各市町での徴収強化、佐賀県が主導した滞納整理推進機構設立及び特別徴収義務者一斉指定等が主要因になったものと考えられる。

なお、佐賀県の平成 28 年度県税合計に占める税目別シェアでは、個人県民税シェアが 28.0% と最も高く、財源として最重要税目との位置づけになっている。その様な状況の中で、佐賀県の個人県民税（均等割及び所得割）収入率は同税の全国収入率よりも高い水準（平成 28 年度同税収入率の全国順位は 4 位）とはなっているが、一方で佐賀県の他税目よりも比較的低い 96.7% に留まっている。

今後の佐賀県税合計の収入率を更に効率的に改善していくという観点からは、上記の個人県民税シェア、税目別収入率等を踏まえた場合は、やはり個人県民税は最も注力すべき税目ということになるものと考えられる。今後も更なる高みを目指して、下記 ~

の施策等により収入率アップを図ることが、県としての重要課題の一つになるものと考えられる。なお、個人県民税収入率が年度当り 0.73% 改善した場合（0.73% は滞納整理推進機構設立後かつ特別徴収義務者一斉指定期間である平成 24 年度から平成 27 年度の対前年度改善幅の平均）、平成 28 年度の個人県民税調定額 24,032 百万円で試算した収入増加額は 175 百万円ということになるが、これは平成 28 年度末の収入未済額 156 百万円（個人県民税及び徴収猶予が多く基本的には翌年度には回収される軽油引取税を除く）を上回る程の水準に達するものである。

滞納整理推進機構等の枠組みを活用した県市町連携の強化（特に滞納整理推進機構に不参加市町への参加要請等）

市町支援の強化（特に滞納整理推進機構が目標値達成により解散となった場合）

給与所得者の特別徴収率（平成 27 年度 78.79% は全国 31 位）の継続的改善に向けた取組（特別徴収率が低い市町との連携（特別徴収義務者指定強化等）による県全体の特別徴収率底上げ、近隣県との連携協力による県外勤務者の特別徴収率改善、等）

上記の様な観点から、後述の「12. 個人県民税」において意見を述べているので参考にさせていただきたい。

➤ 地方消費税の調定額シェアの上昇 : 10.0% ➡ 17.7%

平成 26 年に消費税率が 5% から 8% に上昇したこと等により、県税合計に占める地方

消費税の調定額シェアが平成 14 年度 10.0%から平成 28 年度 17.7%まで上昇した。地方消費税は収入率が 100%となるため、県税合計収入率が必然的に上昇した。

➤ 自動車税の収入率改善 : 94.6% ➡ 99.3%

平成 14 年度～平成 16 年度に掛けては、自動車税滞納繰越分の収入率が全国最下位クラスとなり、また、繰越・現年計の平成 16 年度収入率が 94.0%（全国 36 位）まで低迷するといった不名誉な状態に陥ったが、平成 17 年度以降の収入率は、平成 28 年度まで 12 期連続で前期を上回って改善しており、平成 28 年度収入率は 99.3%（全国 7 位、現年分 99.8%、滞納繰越分 36.3%）まで上昇した。

平成 17 年以降、目標徴収率の設定を行ったうえで差押え強化等の諸施策を積み重ねていったこと、及び平成 21 年度に滞納整理支援システムを導入して滞納者の時系列管理、所内関係者間でのタイムリーな情報共有等、効率的管理が実施可能となったことが収入率改善の主要因と考えられるが、12 年間に於いて人事異動・退職等により責任者・担当者が変わる中で、このような改善が毎期継続的かつ着実に実施されたことは賞賛すべきものと思われる。

なお、今回県税事務所に往査した際に、平成 29 年度から実施された「自動車税差押予告通知書の圧着式ハガキ化による効果」を確認したが、平成 29 年度自動車税の 9 月末徴収率は近年で最高値を示しており、13 期連続で前期を上回る可能性が高い状況となっていた。

4．県税債権の債権管理手続

(1) 自治体債権分類による法的効果の相違点

公債権は、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に区分されるが、県税債権は強制徴収公債権に該当する。強制徴収公債権と他の自治体債権（非強制徴収公債権、私債権）との法的効果の相違点は下表のとおりである。

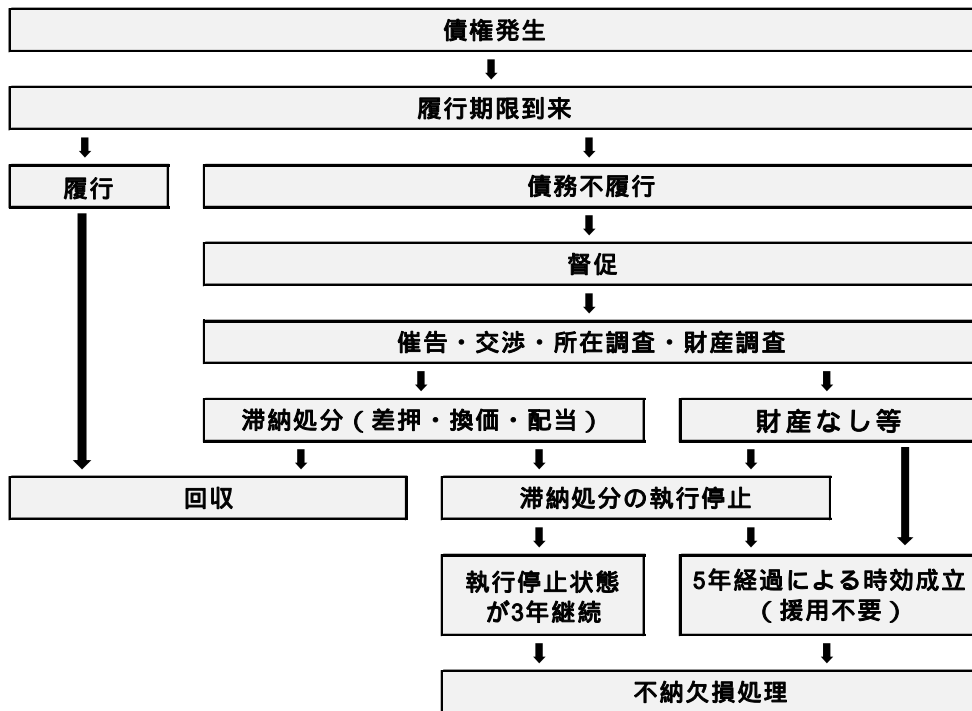
債権区分	発生	督促	催告	回収	消滅
強制徴収公債権	<ul style="list-style-type: none"> 公法上の原因（賦課処分等） 不服申立可 	<ul style="list-style-type: none"> 時効中断の効果 不服申立可 督促手数料等徴収可能 	<ul style="list-style-type: none"> 随時可 時効中断には別途手続きが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納処分 	<ul style="list-style-type: none"> 時効期間の経過により消滅
非強制徴収公債権				<ul style="list-style-type: none"> 提訴等、訴訟手続きによる回収 	
私債権	<ul style="list-style-type: none"> 私法上の原因（契約等） 不服申立不可 	<ul style="list-style-type: none"> 時効中断の効果 不服申立不可 督促手数料等徴収不可 			<ul style="list-style-type: none"> 時効の援用又は債務免除、債権放棄により消滅

私債権と比較した場合の強制徴収公債権の特徴は、訴訟手続きによらずに滞納処分手続きにより強制徴収が可能（自力執行権）、時効期間（5 年）経過により消滅し時効の援用を要しない、などである。

強制徴収公債権となる県税債権は滞納処分が可能であり、国税徴収法に規定されている滞納処分の例により、督促、財産差押、換価、配当がなされることになる。

(2) 強制徴収公債権の債権管理手続き

強制徴収公債権の債権管理手続きのフローは、下表のとおりである。



上表のうち、滞納処分(差押)については「15. 差押」、滞納処分の執行停止及び不納欠損処理については「17. 滞納処分執行停止及び不納欠損処理」を参照していただきたい。

5. 佐賀県の税務行政運営の基本方針

佐賀県が策定した「税務行政運営の基本方針」では、「納税関係」及び「税務職員の育成」について下記のとおり記載されている。

(1) 納税関係

納期内納付の促進については、ラジオ、県民だより等の各種広報媒体を利用し、納税意識を高め、納期内納付の向上を図る。

個人県民税については、県と17市町で設立している滞納整理推進機構において、徴収率の向上を図るとともに、市町滞納整理アドバイザーが直接市町に出向き滞納整理の進行管理を支援する。

収入未済額の縮減については、納税秩序の維持と県税の確保を図るため、「県税等未収金処理審査会」及び「県税徴収対策会議」等を開催し必要な対策を講じるなど、大口滞納や徴収困難事案の処理に積極的に対処する。

(2) 税務職員の育成

管理監督者は、部下職員の能力開発・人材育成は管理監督者の重要な責務であるということ
を認識し、部下職員の能力開発が、日常的に職場において行われるような職場環境づくりを推
進していく。

具体的には、賦課徴収に関する専門的な知識や経験の習得、継承のための職場内研修(OJT)
を積極的に実施する。また、全国地方税務協議会、自治大学校等における職場外の専門研修に
も積極的に参加させるなど、税務職員の資質向上に努める。

6．県税徴収対策

税収を確保し税負担の公平を図るため、県税徴収対策の実施に必要な事項を定め、収入率の向
上及び収入未済額のなお一層の縮減に努めることを目的として「県税徴収対策実施要領」が定め
られている。当該要領における主な記載項目は、下記のとおりである。

(1) 滞納整理の推進

課税部門との連携

- ✓ 課税時の納税指導・納税相談
- ✓ 高額課税分の納税状況把握・督促状送付前の早期接触

新規発生滞納の早期整理等

- ✓ 滞納は長期化すればその整理が困難となるので、新規発生段階での確に整理
- ✓ 自動車税は、車検期限又は1人当り滞納台数の多寡による分類による優先順位を設け、
効率的な執行に努める

滞納繰越分の滞納整理の促進

- ✓ 滞納者の状況変化等に応じた処理方針の再検討を行う
- ✓ 未処理の滞納繰越事案について、事由調査、速やかな進展を図る
- ✓ 時効中断措置を要するものについては、直ちに時効中断措置(差押等)を講じる
- ✓ 換価(公売)以外に途のないものについては、換価の速やかな実現を図ること
- ✓ 優先債権等があり換価しても配当が見込めず換価を見合わせているものについては、
他の財産等の調査を行い、差押換え等の措置を講じる
- ✓ 滞納処分すべき財産がないもの、生活困窮のもの、又滞納者・財産ともに不明のもの等、
滞納処分の執行停止の要件に該当すると認められるものは、執行停止処分の適切な執
行に努める

年間業務計画、滞納整理方針の策定及び整理目標の設定と進行管理

- ✓ 地域及び事務所の実情に応じた年間業務計画及び滞納整理方針を策定するとともに、
収入未済件数や徴収率等の具体的な整理目標を設定し、滞納整理に努める

県税事務所徴収対策会議等の開催

- ✓ 高額又は徴収困難と認められる滞納者等に対し、効果的な滞納整理を図るために、県税
事務所徴収対策会議を定期的開催(月1回は開催)し、事案ごとに具体的に検討し、
滞納整理方針の策定、整理目標の設定等を行う

⑥ 行政対象暴力への対応

- ✓ 行政対象暴力に対しては、管理・監督者を中心にして組織的に対応すること
 - ✓ 管理・監督者は職場を指揮し、担当者任せにせず、担当者が臨戸催告する場合には1人で行かせないなど、できるだけ情報共有し担当者が孤立することがない様に努める
- 各県税合同事案検討会の開催
- ✓ 各県税事務所の高額又は徴収困難な滞納者の滞納整理の方針について検討するため、年2回程度税政課主催の県税合同事案検討会議を開催する

⑧ 各県税事務所における具体的な実施方法

- ✓ 財産の差押は、換価性の高い預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金等の債権の差押えを優先して検討する
- ✓ 換価性が高い債権等の財産が発見できない場合や高額、悪質な滞納者には、タイヤロックによる自動車・軽自動車の差押、不動産の差押、捜索による動産の差押等を検討する
- ✓ 差押財産の公売処分は、対象となった滞納者のみならず、他の滞納者への波及効果も大きいことから、納税意思のない悪質な滞納者については、差押財産の換価を積極的に進めること
- ✓ 管外滞納者については、徴収嘱託制度を活用し、それぞれの受託した県税事務所で積極的に徴収業務に当たる
- ✓ 倒産等の兆候を確認した場合は、短期間で調査し処分する必要がある、繰上徴収や債権保全のための差押、交付要求等が必要となり、平素より滞納案件に関する経営状況の把握や課税課との情報共有に努めておく

滞納整理強化月間の実施

- ✓ 滞納繰越分滞納整理強化月間
- ✓ 自動車税滞納整理強化月間
- ✓ 滞納処分強化月間

徴収技術の向上

- ✓ 納税職員研修の内容充実を図り、OJTを実施し、全国地方税務協議会や自治大学校が実施する徴収事務職員研修の受講終了者による伝達研修、職場研修を実施し、徴収担当職員一人ひとりの意識高揚及び徴収技術の向上を図る

(2) 個人県民税の徴収対策

県税収入未済額に占める割合が大きい個人県民税の収入率の向上については、県税全体の収入率の向上に大きく影響することから、徴収対策に積極的に取り組む必要があり、県と市町が一体となった積極的な取組みが必要である。

しかしながら、個人県民税は、市町村において賦課・徴収を行うため市町の滞納整理を推進するための体制を整備し、県と市町が一体となった住民税の収入未済額の縮減に向け取り組む。

また、市町の滞納整理の体制づくりを推進するため、県税事務所、滞納整理特別対策室に市町が派遣する職員を受入れ、住民税等の滞納案件の滞納整理にあたらせることで、人材の育成を図る。

さらに、市町における組織的な滞納整理を推進するため、各市町において年間業務計画、滞納整理方針を策定することとし、管理・監督者を対象とした滞納整理実践研修会を開催する。

また、市町に職員を派遣し、市町の滞納整理の進め方等への指導、助言など市町の組織づくりに協力・支援する。

(3) 滞納整理支援システムの活用

平成 21 年度に滞納整理支援システムを導入したことで、滞納整理にあたる職員が、各滞納事案の処理状況、折衝履歴等の情報入力し、担当者以外の職員もそれらの情報を共有できるようになった。

特に滞納整理支援システムでは、完納した後も一定期間データを保有しているため、新たな滞納税が発生した場合においても、過去に収集した情報を活用でき、他事務所が収集した情報であっても活用できるなどの利点もある。

【監査意見：30】県税徴収対策実施要領の改訂等について

県税徴収対策実施要領は、佐賀県の税収を確保し税負担の公平を図るために、県税徴収対策の実施に必要な事項を実施要領に定め、収入率の向上及び収入未済額のなお一層の縮減に努めることを目的として、平成 16 年 5 月に制定され、平成 26 年 7 月 28 日に改正されている。

しかし現状では、要領で定められている月一回の県税事務所徴収対策会議の開催や滞納整理強化月間の実施が事務所によってはなされなくなったり、管外滞納者について徴収囑託制度を活用し、徴収業務に当たることなどが定められているが、現状では行われなくなっている。

佐賀県の各県税事務所の徴収状況については、それぞれに効果を達せられているところであるが、実施要領自体が実態に合っていない状況となっている。各県税事務所の実態に合った表現・内容に改定する等の措置が必要である。

【監査意見：31】イニシアティブをとる組織の必要性について

今回、佐賀県の税債権について確認をさせてもらうに際して、総務部税政課、佐賀県税事務所、武雄県税事務所、唐津県税事務所及び佐賀県滞納整理特別対策室にお話を伺ったが、それぞれの部署でそれぞれの業務に対して実直に取り組まれており、その結果が全国的にも上位の収入率に繋がっている。

現状、各部署間の連携、取り纏めとしては、税政課を事務局とした各種合同会議や合同研修会等が年に数回、県税等未収金処理審査会が年 1 回、開催されてはいるが、当該合同会議等は、各県税事務所及び佐賀県滞納整理特別対策室のそれぞれが一定の独立性を持ちかつ並列的組織として存在することを前提として開催されており、それぞれの組織は連携や協力は行うものの、基本的には独立した組織として存在し機能している。この様な組織形態及び会議形態は、各県税事務所が独自の方針で業務に当たり、そのことが県税事務所間の良好な競争関係に繋がるという点では有意義なことであるが、例えば、県全体を考えた場合に、各県税事務所での最適な人員配分を検討したり、各県税事務所での業務の良否の比較による評価や、悪い点の原因分析、さらにはそれらを踏まえた指導等が行われるような態勢にはなっていない状況であった。現状徴収率等は他

県に比べ良好な状態ではあるが、これを今後さらに改善し、しかも佐賀県のみでなく佐賀県内の市町をも含めて県内自治体の税務業務全体を効率的に実施していくためには、この並列的な各組織を統括する権限を持ち、かつ、全体を最適な方向へ導くためにより積極的なイニシアティブをとって各県税事務所、佐賀県滞納整理特別対策室及び佐賀県内の市町等の調整を行う部署が必要であると考ええる。

現状が比較的優れているので、今後の検討の必要性は低いものとされがちであろうが、佐賀県としていかに税務行政を行っていくかを総括的に検討することによって、今後さらなる改善と良好な状態が持続するものと考ええる。

7. 平成 28 年度税務行政の運営

佐賀県が策定した「平成 28 年度の税務行政の運営について」では、徴収業務について下記のとおり記載されている。

(1) 県税の徴収強化

自動車税については、これまで県税の重点税目として位置づけ、3 カ年計画（平成 16 年～平成 18 年）に引続き、新 3 カ年計画（平成 19 年～平成 21 年）を平成 18 年度に策定し、目標徴収率の設定を行い、徴収の強化に取り組んだ結果、平成 21 年度には、徴収率において全国上位の水準となり、一定の成果を上げた。

また、平成 22 年度以降も着実に徴収率は向上しており、平成 28 年度もこれまでに築き上げてきた滞納整理のスキルやノウハウを活かし、現行水準の維持、向上に努める。

さらに、自動車税以外の諸税についても未収債権の縮減に取り組み、徴収率の向上に努める。具体的には、年間業務計画の確実な実施、納期内納付率の向上、財産調査・滞納処分の強化、県税徴収対策会議等による進行管理の徹底、インターネット公売の実施、タイヤロックの効果的活用である。

(2) 個人県民税の徴収対策

個人県民税については、所得税から個人住民税への税源移譲が実施され、収入未済額に占める割合が 7 割近くあるなど、対策強化が必要であるが、市町に賦課徴収を法定委任していることから、市町との連携をより一層強化し、市町の実情に応じて積極的な支援を行っていく。

その対策として、平成 21 年度から県内市町と「佐賀県滞納整理推進機構」を設置し、収入未済額の縮減に取り組む、目標額を大きく上回る成果があったことから、さらに機構全体の達成目標を設定し、目標達成まで機構を存続することで、更なる収入未済額の縮減を図っている。

具体的には、各市町が設定した目標徴収率を達成するために、滞納整理特別対策室と市町が一体となった組織的な滞納整理の推進や差押強化月間を設定し、差押予告の一斉発送などを行うこととしている。また、総務部長が県税事務所職員を市町滞納整理アドバイザーに指名し、重点的に支援する市町に派遣したうえ、指導・助言を行い、滞納整理の進行管理の徹底を図る取組みを継続する。

さらに、納税義務者が納めやすい環境を整えて滞納を未然に防止し、ひいては税負担の公平性を確保するため、市町による住民税の特別徴収適正化の取組みを支援する。

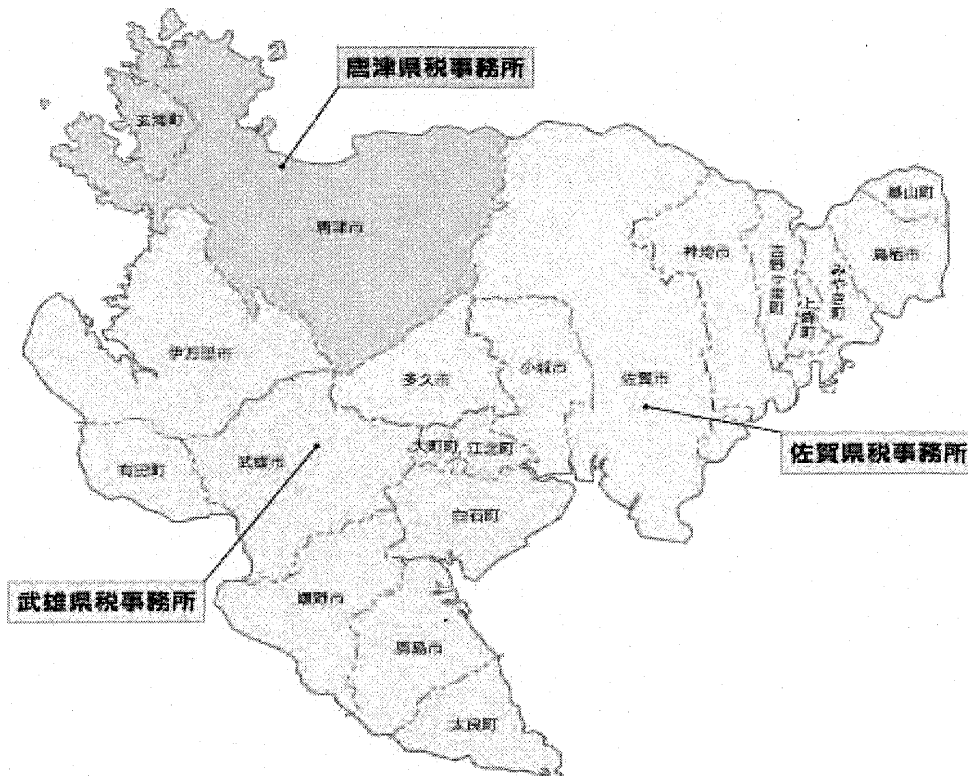
(3) 滞納整理支援システムの十分な活用

平成 21 年度から導入した滞納整理支援システムを十分に活用することにより、徴収業務の効率化・情報の共有化を図り、併せて進行管理を徹底することにより更なる徴収業務効率化を図る。

8. 県税事務所

(1) 県税事務所の管轄区域

県内には佐賀県税事務所、唐津県税事務所、武雄県税事務所の 3 つの県税事務所があり、それぞれの管轄区域は、以下のようになっている。



県税事務所の管轄区域について、佐賀、唐津及び武雄ごとに、市郡名、面積、人口及び世帯数は以下のようにになっている。

県税事務所の管轄区域等

(平成27年1月1日現在)

県税事務所	市郡名	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
佐賀	佐賀市	431.84	236,372	93,306
	鳥栖市	71.72	72,902	27,630
	多久市	96.96	19,749	6,847
	小城市	95.81	44,259	14,769
	神埼市	125.13	31,842	10,913
	吉野ヶ里町	43.99	16,411	5,891
	三養基郡 *1	86.86	52,062	18,219
計		952.31	473,597	172,575
唐津	唐津市	487.58	122,785	43,872
	玄海町	35.92	5,902	1,918
計		523.5	128,687	45,790
武雄	伊万里市	255.25	55,238	19,698
	武雄市	195.4	49,062	16,932
	鹿島市	112.12	29,684	10,124
	嬉野市	126.41	27,336	9,214
	有田町	65.85	20,148	6,900
	杵島郡 *2	135.54	40,301	13,038
	太良町	74.3	8,779	2,838
計		964.87	230,548	78,744
合計		2,440.68	832,832	302,109

*1 三養基郡(基山町、みやき町、上峰町)

*2 杵島郡(大町町、江北町、白石町)

(2) 県税事務所別の調定額及び収入率

平成28年度における佐賀県全体の税債権調定額を現年度分及び滞納繰越分について、県税事務所管轄分とそれ以外(個人県民税、地方消費税)に区分すると、下表ようになる。また、県税事務所管轄分については、さらに各事務所(佐賀、唐津、武雄)管轄分に区分すると下表ようになる。

県税等調定額状況（平成 28 年度決算）

（単位：千円、％）

		調定額	収入率	県税合計 割合	
県税合計	現	84,667,175	99.48	100.00	
	滞	1,103,989	42.98	100.00	
	計	85,771,165	98.75	100.00	
個人県民税	現	23,228,052	98.91	27.43	
	滞	803,456	33.75	72.78	
	計	24,031,507	96.73	28.02	
地方消費税	現	15,173,117	100.00	17.92	
	滞	-	-	-	
	計	15,173,117	100.00	17.69	
その他 事務所合計	現	46,266,006	99.60	54.64	
	滞	300,533	67.66	27.22	
	計	46,566,540	99.39	54.29	
佐賀 県税事務所	現	37,059,534	99.54	43.77	(80.10)
	滞	243,872	72.10	22.09	(81.15)
	計	37,303,405	99.36	43.49	(80.11)
唐津 県税事務所	現	2,905,958	99.72	3.43	(6.28)
	滞	22,412	50.18	2.03	(7.46)
	計	2,928,370	99.34	3.41	(6.29)
武雄 県税事務所	現	6,300,515	99.85	7.44	(13.62)
	滞	34,250	47.47	3.10	(11.40)
	計	6,334,765	99.57	7.39	(13.60)

*（ ）内の割合は、その他事務所合計に対する各事務所の割合

佐賀県全体の税債権調定額に対する県税事務所の管轄分の占める割合は、約 54.29%でそのうち佐賀県税事務所管轄分が 80.11%、唐津県税事務所管轄分が 6.29%、武雄県税事務所管轄分が 13.60%となっている。なお、佐賀県全体の税債権調定額に対する各県税事務所の管轄分が占める割合は、佐賀県税事務所管轄分が 43.49%、唐津県税事務所管轄分が 3.41%、武雄県税事務所管轄分が 7.39%となっている。

(3) 県税事務所の徴収に係る職員数及び職員一人当り収入未済額

職員数（滞納整理特別対策室及び納税課） 人

事務所	滞納整理特別対策室			納税課					
	県	市町	計	課長	滞納整理		収納管理		計
					一般	非常勤	一般	非常勤	
佐賀	2	5	7	1	13	1	5	5	25
武雄	2	9	11	1	8	1	3	0	13
唐津	-	-	-	1	5	1	2	1	10
県合計	4	14	18	3	26	3	10	6	48

各県税事務所の徴収に係る職員数（滞納整理特別対策室及び納税課）は、上表のとおりである。滞納整理特別対策室（県4人、市町14人、計18名）は、地方税法48条（市町から県への引受け）に基づく個人住民税の県による直接徴収及び市町村税の滞納整理、滞納整理事務に関する市町への助言、市町職員研修等の業務を担っている。納税課は、個人県民税以外の県税の徴収及び滞納整理等を担うセクションである。

収入未済額（その他）/納税課職員数 千円 千円/人

事務所	H28年度末 収入未済額					一人当り収入未済額	
	②					÷ その他	÷ 内自動車税
	県税合計	個人住民税	軽油引取税	= - - その他	内自動車税		
佐賀	594,344	367,822	112,353	114,169	45,517	4,567	1,821
武雄	229,428	204,555	-	24,873	11,234	1,913	864
唐津	161,006	143,385	-	17,621	7,236	1,762	724
県合計	984,778	715,762	112,353	156,663	63,986	3,264	1,333

徴収に係る職員一人当りの収入未済額は、上表のとおりである。職員一人当り収入未済額は、収入未済額（個人県民税、軽油引取税は除外）を納税課職員数で割って算出している。なお、個人県民税は、徴収は基本的には市町に法定委任されており、県・市町職員で構成される滞納整理特別対策室は、市町から引受けた案件等を担当しており、個人住民税の収入未済額の全てを担当しているものではない。また、軽油引取税の収入未済額は、大部分は現年分の徴収猶予制度に基づくものであるため除外している。

【監査意見：32】効率的な業務の実施について

県は、収入未済額を減らすべく様々な対策を講じており、その結果近年では他の都道府県と比較しても上位の徴収率を保っており、収入未済額も毎年減少している。この対策の効果を今後持続させるとともに効率よく発揮させるためには、配分可能な限られた資源を重要なポイントに重点的に講ずるなどして、効率的な徴収が行われることが重要である。

そのためには、各県税事務所での業務状況や人員の配置状況、税目ごとの徴収率の分析、地域（各市町）ごとの徴収率等を十分に検討分析し、その分析に基づいた対応が十分に行われるようにすべきである。

（この観点からの監査意見として、監査意見33.「効率的徴収に向けた人員配置について」及び監査意見35.「効率的な個人住民税の徴収について」を記載しているので参照されたい。）

【監査意見：33】効率的徴収に向けた人員配置について

上表のとおり、県税事務所別の納税課職員一人当たり収入未済額は、佐賀 4,567 千円、武雄 1,913 千円、唐津 1,762 千円となっており、佐賀は相対的に納税課職員数が不足している状況が伺える。また、重点税目とされている自動車税収入率は、平成 28 年度では佐賀 99.20%、武雄 99.52%、唐津 99.34%となっており、過去 5 期を通じても佐賀は武雄及び唐津よりも低い傾向となっている。当該傾向の要因としては様々なものが考えられるが、佐賀の納税課職員数が相対的に不足していることは要因の一つであると監査の際に感じたところである。

県税事務所への配属職員数は、県の政策・人事方針に基づき決定されるものではあるが、今後の県人事においては、佐賀県税事務所の納税課職員数が相対的に不足していると思われる状況も考慮しつつ、全体としてより効果的な徴収が行えるように検討いただきたいと考える。

【監査意見：34】徴収業務ノウハウの承継、エキスパート職増員の必要性について

税務業務、特に滞納徴収業務については、専門的な知識や技術を必要とし、そのノウハウの蓄積には時間がかかることも多く、マニュアル等にて文書化しにくい部分も多いため、他の税外の部署と異なり専門性に長けた人材の必要性が高い。また、それらの人材がいることによって、県職員と違い比較的税外部署等に異動になる可能性が高い佐賀県内の市町職員に対しても、個人住民税徴収支援等を通じてノウハウを伝授し、収入未済額の縮小等の効果を生み出すことができる。

その様な意味で、平成 17 年以降、12 期連続して佐賀県の県税合計収入率が改善してきたなかで中心的な役割を担ってこられた人材、毎期試行錯誤しながら積み重ねられてきたノウハウは、県税事務所の貴重な財産である。

現在、佐賀県ではエキスパート職（専任職）制度が設けられている。当該制度は、職員のエキスパート職就任申請に対して県が認定することにより、専任職として特定部門に継続的に配属される制度であるが、県税事務所のノウハウを承継していくためにはエキスパート職位は重要な位置付けになるものと考えられ、今後は、これまで中心的な役割を担ってきた人材から新たなエキスパートにノウハウを承継していくことが必要と考えられる。現状の税務職員の体制によると同時期に複数の主要役職者、エキスパートが定年を迎えることが見込まれており、その様な状況に対して早急にエキスパート職の増員等の対応が望まれる。なお、エキスパート職の選任については、少なくとも、本人が継続的に税務業務に携わりたいと希望している様なケースがある場合で、選任するに相応しい人材であれば、極力、その意思を尊重する必要があるのではないだろうか。

また、エキスパート職の発令は制度上では係長職以上となっているが、県税事務所の発令実績としては係長としての発令はなく、副課長職以上となっている。県税事務所の専任職に相応しい人材を中長期的視点で育成していくという観点からは、発令実績を係長職まで拡げるなどして、より承継が進むような検討もしていただきたいと考える。

9. 県税事務所別の平成 28 年度滞納整理基本方針

県税事務所別に定められた「平成 28 年度納税課滞納整理基本方針」において、徴収対策については下記のとおり記載されている。

(1) 佐賀・武雄の双方で記載されている徴収対策

給与所得者には給与差押を優先的に行う。

高額年金受給者には年金差押を優先的に行う。

売掛金・家賃等の継続する債権を発見した場合は、その差押を行う。

毎年、預貯金差押により完納となっている案件は、預貯金によらない差押を検討する。

(2) 佐賀のみに記載されている徴収対策

年間最低 1 回は、担当案件から搜索等（タイヤロックも可）を実施する。

(3) 武雄のみに記載されている徴収対策

反対債権がある預貯金についても他の財産がない場合は差押を行う。

確定延滞金のみの案件についても滞納処分の対象とする。(1)

給与支払報告書の勤務先を退職している場合は、翌年の給与支払報告書を待つことなく年金事務所へ勤務先調査を行う。

(4) 唐津のみに記載されている徴収対策

現年分の財産調査は年度の早い時期から適宜実施。

相続案件の相続調査など基本調査を行う。

延滞金のみ未納分は滞納処分しない。(2) 他

各県税事務所の平成 28 年度滞納整理基本方針（徴収対策）のうち、延滞金への滞納処分方針（1、2）は明らかに武雄と唐津で異なっている。延滞金の滞納処分方針の相違については、「16. 延滞金」において記載しているので参照していただきたい。

10. 過去 5 年間における収入額及び収入率

佐賀県全体の税債権収入額を現年度分及び滞納繰越分について、過去 5 年間分の推移は、下表のとおりである。

県税収入額の推移（H24 年度～H28 年度）

（単位：百万円）

税目		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
県税合計	現	69,288	71,939	76,042	82,574	84,227
	滞	724	679	684	636	474
	計	70,011	72,618	76,726	83,210	84,702

百万円未満四捨五入のため計と一致しない場合がある。

佐賀県全体の税債権収入額は、過去5年間毎期増加しており、平成28年度においては、平成24年度の121.5%となっている。平成24年度の佐賀県全体の税債権調定額が71,850百万円、平成28年度の調定額が85,771百万円で調定額119.3%の増加の影響以外に徴収率向上の結果であると思われる。同時期の収入率の推移は、下表のとおりである。

県税収入率の推移（H24年度～H28年度）

（単位：％）

税目		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
県税合計	現	99.07	99.06	99.19	99.45	99.48
	滞	37.80	39.65	43.34	45.90	42.98
	計	97.44	97.69	98.06	98.57	98.75
全国平均		96.50	96.95	97.45	98.08	98.33
順位		6位	6位	6位	3位	3位

百万円未満四捨五入のため計と一致しない場合がある。

佐賀県全体の収入率は、過去5年間毎年向上しており、その徴収状況も毎年全国都道府県の平均値を上回り、全国順位は上位となっている。特に平成27年度及び平成28年度においては、全国3位の収入率となっている。以下、全国都道府県の過去4年間の収入率、全国順位及び平成18年度の収入率、全国順位を記載している。

（単位：％）

都道府県名	平成18年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	収入率	順位	収入率	順位	収入率	順位	収入率	順位	収入率	順位
北海道	96.9	31	96.0	41	96.4	42	97.0	41	97.5	43
青森県	98.2	2	97.2	10	97.4	13	97.7	19	98.2	23
岩手県	98.0	7	97.5	5	97.6	7	98.0	7	98.3	13
宮城県	97.0	30	96.8	21	97.3	15	97.9	15	98.3	16
秋田県	97.7	15	96.7	26	97.1	27	97.4	32	98.1	25
山形県	98.1	5	96.9	19	97.1	24	97.9	11	98.4	12
福島県	98.2	3	97.1	15	97.3	18	97.7	20	98.1	27
茨城県	96.3	39	95.9	42	96.2	43	96.8	43	97.7	40
栃木県	96.6	36	95.4	45	96.0	45	96.7	44	97.6	42
群馬県	97.5	19	95.7	43	96.8	38	97.4	33	97.9	36
埼玉県	96.0	41	94.9	47	95.5	47	96.1	47	96.9	47
千葉県	96.2	40	95.3	46	95.8	46	96.6	45	97.4	45
東京都	97.9	10	96.8	25	97.3	19	97.7	22	98.5	7
神奈川県	97.3	23	96.6	28	97.1	28	97.5	27	98.0	28
新潟県	98.5	1	98.0	2	98.1	2	98.4	2	98.8	2
富山県	97.9	12	97.2	13	97.4	12	97.7	21	98.0	29

石川県	97.5	18	96.4	37	96.7	39	97.1	40	97.6	41
福井県	92.6	47	97.1	14	97.3	17	97.7	18	98.2	24
山梨県	95.8	43	96.3	39	96.8	35	97.5	29	97.9	34
長野県	97.3	22	97.2	12	97.6	9	98.0	8	98.4	11
岐阜県	96.8	34	96.4	36	96.7	40	96.9	42	97.7	39
静岡県	97.1	26	96.0	40	96.6	41	97.3	38	97.9	38
愛知県	97.7	14	96.6	31	97.1	26	97.8	17	98.3	14
三重県	97.5	20	97.0	16	97.3	16	97.9	14	98.3	17
滋賀県	97.0	29	96.5	33	96.8	37	97.1	39	97.4	44
京都府	98.1	4	97.3	9	97.5	11	98.0	9	98.5	5
大阪府	96.7	35	96.3	38	96.8	36	97.4	31	98.2	21
兵庫県	96.0	42	96.6	32	97.0	31	97.5	28	98.0	31
奈良県	95.4	46	95.6	44	96.1	44	96.5	46	97.0	46
和歌山県	96.8	33	97.2	11	97.6	10	97.9	10	98.3	18
鳥取県	97.9	9	97.8	3	98.0	3	98.2	3	98.5	4
島根県	98.0	6	98.3	1	98.5	1	98.8	1	99.1	1
岡山県	97.0	27	96.9	17	97.2	22	97.7	23	98.1	26
広島県	97.4	21	96.7	27	97.1	29	97.5	30	98.0	30
山口県	97.9	11	97.4	7	97.7	5	98.1	5	98.5	8
徳島県	97.8	13	97.3	8	97.6	8	97.9	13	98.2	22
香川県	98.0	8	97.7	4	97.9	4	98.2	4	98.5	6
愛媛県	96.6	37	96.8	22	97.2	23	97.6	26	98.4	9
高知県	95.6	45	96.9	18	97.4	14	97.9	12	98.4	10
福岡県	96.5	38	96.6	29	96.8	34	97.3	37	97.9	35
佐賀県	97.5	17	97.4	6	97.7	6	98.1	6	98.6	3
長崎県	97.0	28	96.8	24	97.1	25	97.6	24	98.2	20
熊本県	97.2	25	96.4	35	96.8	33	97.3	36	97.9	37
大分県	97.6	16	96.5	34	96.9	32	97.4	34	97.9	33
宮崎県	97.3	24	96.8	20	97.2	21	97.6	25	98.2	19
鹿児島県	96.8	32	96.6	30	97.0	30	97.4	35	98.0	32
沖縄県	95.7	44	96.8	23	97.3	20	97.8	16	98.3	15
合計	97.2		96.5		96.9		97.4		98.1	

佐賀県全体の収入率は、平成 18 年度は 17 位で真ん中上位であったが、過去 4 年間においては上位へ飛躍的に上昇している。

11. 収入未済額

佐賀県全体の税債権収入未済額を税目ごとに現年度分と滞納繰越分に区別した、過去5年間分の推移は下表のとおりである。

佐賀県税目ごとの収入未済額（H24～H28年度）（単位：千円）

税目		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
個人県民税	現	385,950	336,729	286,270	264,810	253,532
	滞	883,273	748,714	636,456	538,576	462,230
	計	1,269,223	1,085,442	922,726	803,385	715,762
法人県民税	現	8,027	7,132	5,072	3,838	5,529
	滞	11,380	9,362	8,580	7,930	5,754
	計	19,407	16,494	13,651	11,768	11,284
個人事業税	現	7,194	10,994	4,635	10,179	11,316
	滞	23,676	17,466	15,531	11,220	10,923
	計	30,869	28,459	20,167	21,399	22,238
法人事業税	現	5,371	4,698	3,930	3,905	13,050
	滞	13,492	12,472	12,147	11,862	9,009
	計	18,862	17,170	16,077	15,767	22,059
不動産取得税	現	24,385	40,060	38,084	17,408	24,272
	滞	28,086	20,521	25,353	37,891	12,523
	計	52,471	60,581	63,437	55,299	36,795
自動車税	現	52,226	42,068	32,871	24,778	20,244
	滞	118,133	97,181	81,084	59,708	43,742
	計	170,359	139,249	113,955	84,487	63,986
軽油引取税	現	158,696	244,417	247,589	131,156	112,090
	滞	3,407	2,274	1,310	710	263
	計	162,103	246,690	248,898	131,866	112,353
その他	現	0	0	0	0	0
	滞	2,752	927	871	861	300
	計	2,752	927	871	861	300
県税合計	現	641,848	686,097	618,451	456,074	440,033
	滞	1,084,200	908,916	781,331	668,758	544,745
	計	1,726,047	1,595,014	1,399,782	1,124,832	984,778

佐賀県全体の税債権収入未済額については、現年度分は景気や市況に大きく影響を受ける事業税（法人・個人）不動産取得税、軽油引取税の増減はあるものの毎年比較的緩やかに減少し、滞納繰越分については、毎年120百万以上の減少となっている。

12. 個人県民税

(1) 個人県民税収入未済額

上記、税目ごとの収入未済額のうち比較的大きなウェイトを占める個人県民税について、平成28年度については以下のようになっている。

個人県民税とは、県内に住んでいる人や県内に事業所などを設けている人が、市町民税と一緒に各市町に納める税金で、市町民税をあわせて一般に住民税と呼ばれている（均等割・所得割）。課税や納税の手続きは、市町が一緒に取り扱っている。

県税合計に占める個人県民税収入未済

額の割合 (単位：千円)

税目		H28 年度	
		残高	率
個人県民税	現	253,532	57.62%
	滞	462,230	84.85%
	計	715,762	72.68%
県税合計	現	440,033	
	滞	544,745	
	計	984,778	

佐賀県全体の税債権収入未済額のうち、大部分を占めているのが個人県民税の残高であり、平成28年度の県全体の収入未済額に占める個人県民税の割合は、現年度分で57.62%、滞納繰越分で84.85%、合計でも72.68%となり収入未済額の4分の3近くを占めており、個人県民税の徴収状況が県全体の収入率にも大きな影響を与えるものとなっている。特に滞納繰越分については、個人県民税が県税合計の大部分(84.85%)を占めており、この部分の徴収率の向上が、現年度分の徴収が改善されている現状においては、大きな意味を持ってくるものであると思われる。

佐賀県全体の税債権収入未済額に占める個人県民税について、現年分と滞納繰越分に区別した、過去5年間分の推移は下表のとおりである。

収入未済額の佐賀県税合計に占める個人県民税 (単位：千円)

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
現 年 度	個人県民税	385,950	336,729	286,270	264,810	253,532
	県合計	641,848	686,097	618,451	456,074	440,033
	率	60.13%	49.08%	46.29%	58.06%	57.62%
滞 納 繰 越 分	個人県民税	883,273	748,714	636,456	538,576	462,230
	県合計	1,084,200	908,916	781,331	668,758	544,745
	率	81.47%	82.37%	81.46%	80.53%	84.85%

県全体の収入未済額に占める個人県民税の金額が占める割合が高い状況については、県とし

ても把握しており、特に個人県民税については、平成 19 年度より所得税から個人住民税への財源移譲が実施され、市町に賦課徴収を法定委任していることから、市町との連携をより一層強化し、市町の実情に応じて積極的な支援を行っていくことが、個人県民税の徴収対策としては必要であると認識している。その対策として、平成 21 年度から県内市町と「佐賀県滞納整理推進機構」を設置し、収入未済額の縮減に取り組んでいる。以下、「佐賀県滞納整理推進機構」(実質的な行動部隊は「滞納整理特別対策室」であり、体制としては、東部は佐賀県税事務所、西部は武雄県税事務所に設置している。)について見ていくことにする。

(2) 佐賀県滞納整理推進機構

佐賀県滞納整理推進機構とは

個人住民税及びその他市町村税に係る滞納整理の推進及び市町徴収職員の人材育成を目的として、平成 21 年度に県と市町で設置した任意組織である。

機構設置の経緯

- () 所得税から個人住民税への税源移譲(平成 19 年度)により、個人住民税が増加し、県・市町とも税の徴収対策の重要性が高まったこと。
- () 平成 19 年度の県税の収入未済額のうち、個人県民税が約 6 割となっており、その縮減を図る必要があったこと。
- () 市町から徴収職員の人材育成について要望があったこと。

機構の設置目的

- () 個人住民税の収入未済額の縮減
 - 県：個人県民税の収入未済額の縮減
 - 市町：個人市町村民税、その他市町村税の収入未済額の縮減
- () 人材育成及び滞納整理手法の実践を目指す組織の確立

機構の主な業務内容

- () 個人住民税の滞納整理の推進
- () 個人住民税と併せて滞納している市町村税の滞納整理の推進
 - ・滞納整理の実務を通じ、市町派遣職員の徴収技術を向上
 - ・当該年度に職員を派遣する市町の事案について実施
 - ・1 市町当たり 180 件程度の滞納者の事案を処理
- () 市町の滞納整理支援業務
 - 市町の滞納事案の進行管理に、滞納整理特別対策室及び県税事務所職員が市町滞納整理アドバイザーとして出向き、支援を実施する。
- () 平成 28 年度対象市町 ... 9 市町
 - 唐津市、伊万里市、多久市、武雄市、鹿島市、嬉野市、神崎市、基山町、みやき町
- () 滞納整理実践研修会の開催
 - 市町の管理・監督者、中堅職員を対象にした、滞納整理の実践的な研修会を開催する。(平成 28 年度は 6 回開催)

() 目標徴収率の設定、進捗管理

各市町及び機構全体で目標徴収率を設定し、毎月進捗管理を実施する。

設置期間

設置要綱に基づく機構の設置期間は、機構運営委員会委員長の定める到達目標を達成した年度までとなっており、同委員長が別途定めた到達目標は、「機構参加市町における個人住民税の現年当初調定合計額に対する滞納繰越調定合計額の割合が3.0%以下」とされている。

佐賀県滞納整理推進機構の実施体制

- () 個人住民税等の滞納整理の実働班として、県税事務所に滞納整理特別対策室を設置。
() 滞納整理特別対策室は、滞納事案を効率的に滞納整理するため、佐賀県税事務所に東部地区班、武雄県税事務所に西部地区班を設置する。
() 機構参加市町の状況

第 期 平成 21 年度から平成 23 年度（3 年間）

17 市町（佐賀市、鳥栖市、基山町除く）が機構に参加

・ 東部地区（6 市町）

多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町

・ 西部地区（11 市町）

唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

第 期 平成 24 年度から平成 26 年度（3 年間）

19 市町（佐賀市除く）が機構に参加

・ 東部地区（8 市町）

鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町

・ 西部地区（11 市町）：上記と同じ

第 期 平成 27 年度～

平成 27,28 年度 18 市町（佐賀市、鳥栖市除く）が機構参加

・ 東部地区（7 市町）

多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町

・ 西部地区（11 市町）：上記と同じ

平成 29 年度 17 市町（佐賀市、鳥栖市、吉野ヶ里町除く）が機構参加

・ 東部地区（6 市町）

多久市、小城市、神崎市、基山町、上峰町、みやき町

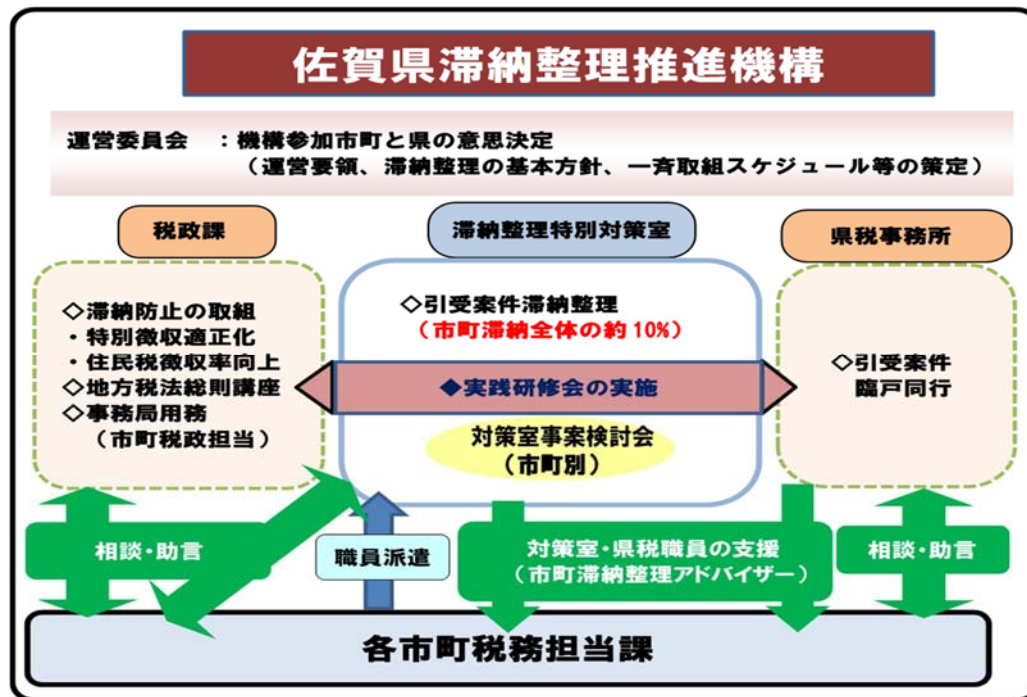
・ 西部地区（11 市町）：上記と同じ

() 相互併任方式

県職員 市町職員を併任

市町職員 県職員及び他市町の職員の身分を併任

佐賀県滞納整理推進機構の体制図



(3) 個人県民税収入率の推移

佐賀県全体の個人県民税収入率を現年度分及び滞納分に区別した、過去5年間分の推移は下表のとおりである。なお、比較検討するため佐賀県全体の税債権収入率についても同様に記載している。

個人県民税収入率の推移 (H24年度～H28年度) (単位：%)

税目	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
個人県民税	現	98.22	98.52	98.75	98.86	98.91
	滞	31.53	33.69	32.68	34.63	33.75
	計	94.16	95.07	95.76	96.40	96.73
県税合計	現	99.07	99.06	99.19	99.45	99.48
	滞	37.80	39.65	43.34	45.90	42.98
	計	97.44	97.69	98.06	98.57	98.75

過去5年間の収入率については、滞納繰越分については波があるものの、現年分及び合計では毎年改善している。その年の景気状況や外部経営環境等の影響もあり一概には言えないところはあるのかもしれないが、佐賀県滞納整理推進機構の効果が直接的あるいは間接的に反映してきているものであると思われる。

(4) 市町別個人県民税収入額の推移

佐賀県全体の個人県民税収入額(均等割・所得割)を佐賀県内市町ごとに現年度分及び滞納繰越分に区別した、過去5年間分の推移は下表のとおりである。なお、平成28年度の収入合計

額上位 10 市町の合計金額及び佐賀県全体に占める率についても記載している。

市町別 個人県民税収入額推移

(単位：百万円)

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
		収入額	収入額	収入額	収入額	収入額
佐賀市	現	6,946	7,082	7,078	7,243	7,433
	滞	107	94	75	64	54
	計	7,053	7,176	7,153	7,307	7,487
鳥栖市	現	2,038	2,078	2,126	2,170	2,236
	滞	48	48	33	32	32
	計	2,085	2,125	2,159	2,202	2,267
多久市	現	394	393	391	399	410
	滞	7	8	7	9	6
	計	402	401	398	409	417
小城市	現	1,084	1,099	1,110	1,126	1,171
	滞	30	27	22	20	13
	計	1,113	1,126	1,132	1,145	1,184
神埼市	現	824	815	808	818	852
	滞	18	15	18	12	10
	計	843	831	826	830	862
吉野ヶ里町	現	455	441	435	451	455
	滞	7	6	4	4	4
	計	463	447	439	455	460
基山町	現	543	518	521	519	522
	滞	5	5	5	10	5
	計	549	523	526	529	527
上峰町	現	252	251	250	255	263
	滞	4	4	3	3	4
	計	256	255	253	258	268
みやき町	現	618	601	603	607	625
	滞	17	16	13	13	11
	計	635	618	616	620	636
唐津市	現	2,714	2,719	2,760	2,840	2,909
	滞	69	83	67	60	52
	計	2,783	2,802	2,828	2,900	2,961
玄海町	現	120	118	122	127	138
	滞	2	1	1	1	1
	計	122	119	123	129	139

伊万里市	現	1,241	1,242	1,246	1,281	1,342
	滞	34	34	31	32	26
	計	1,275	1,276	1,278	1,314	1,368
武雄市	現	1,176	1,140	1,151	1,186	1,211
	滞	27	26	26	19	15
	計	1,203	1,166	1,177	1,205	1,225
鹿島市	現	617	643	632	655	686
	滞	20	22	16	14	14
	計	636	665	648	670	700
嬉野市	現	560	576	578	603	603
	滞	16	15	11	9	10
	計	576	591	589	612	613
有田町	現	404	403	401	409	425
	滞	10	8	5	4	3
	計	414	411	406	413	427
大町町	現	138	128	127	131	130
	滞	3	1	2	2	2
	計	141	130	129	133	132
江北町	現	220	226	212	228	238
	滞	5	6	3	3	2
	計	225	232	215	231	240
白石町	現	537	568	521	562	588
	滞	11	7	9	6	5
	計	548	575	530	568	592
太良町	現	140	146	162	160	178
	滞	3	2	2	1	1
	計	143	148	164	161	180
計	現	21,022	21,188	21,234	21,770	22,415
	滞	443	428	355	320	271
	計	21,465	21,617	21,588	22,090	22,686
上位10市町 (占有率)	現	17,818	17,995	18,092	18,529	19,068
	滞	386	380	312	275	237
	計	18,202	18,376	18,406	18,805	19,303
		84.80%	85.01%	85.26%	85.13%	85.09%

平成28年度においては、佐賀県全体の個人県民税収入額（均等割・所得割）については、佐賀市、鳥栖市及び唐津市の3市で佐賀県全体の金額の半分以上を占める結果となっている。上位10市町で佐賀県全体の85.09%を占めることになる。

(5) 市町別個人県民税収入率の推移 (収入額上位 10 市町)

上記において、佐賀県個人県民税収入額 (均等割・所得割) については、金額上位 10 市町で佐賀県全体の大部分を占める結果となる。上位 10 市町の現年度分収入率の過去 5 年間分の推移は以下のとおりである。

現年度収入率推移

(単位 : %)

収入額順	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	
	収入率	収入率	収入率	収入率	収入率	順位
佐賀市	98.82	98.97	99.20	99.34	99.37	1
唐津市	97.36	97.91	98.18	98.25	98.34	9
鳥栖市	97.83	97.98	98.10	98.19	98.41	8
伊万里市	97.60	97.73	98.06	98.37	98.60	6
武雄市	98.00	98.30	98.67	98.71	98.79	4
小城市	97.94	98.41	98.68	98.88	98.95	3
神崎市	98.38	98.53	99.08	99.01	99.02	2
鹿島市	97.14	97.14	98.04	98.41	98.67	5
みやき町	97.75	98.26	98.32	98.54	98.60	6
嬉野市	97.47	98.28	98.20	98.09	97.97	10
県合計	98.20	98.44	98.67	98.80	98.88	-

上位 3 市 (佐賀市、鳥栖市、唐津市) の合計で、佐賀県全体の個人県民税収入額 (均等割・所得割) の半分を占めるのであるが、佐賀市については、毎年 1 位でしかも他の市町とは一つ抜けた収入率であり問題ないが、唐津市及び鳥栖市については、毎年上位 10 市町の下位で、県合計の収入率以下の収入率となっている。なお、神崎市及び小城市がここ数年は、収入率上位を維持している。

次に上記と同様、上位 10 市町の滞納繰越分収入率の過去 5 年間分の推移は下表のとおりである。

滞納繰越額収入率推移

(単位 : %)

収入額順	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	
	収入率	収入率	収入率	収入率	収入率	順位
佐賀市	45.43	50.00	50.61	52.31	53.58	1
唐津市	24.15	29.63	29.00	31.98	33.35	7
鳥栖市	23.94	25.02	19.50	19.34	19.38	10
伊万里市	26.97	29.27	29.52	34.99	34.42	5
武雄市	26.53	28.69	35.32	33.42	28.24	8
小城市	32.49	33.61	33.64	40.63	34.41	6
神崎市	40.77	38.82	48.07	45.02	48.05	2
鹿島市	25.82	33.79	28.31	30.23	35.65	4
みやき町	37.37	38.77	38.50	43.51	46.80	3
嬉野市	26.98	26.43	23.26	22.29	23.74	9
県合計	31.53	33.69	32.68	34.63	33.74	-

現年分と同様、佐賀市については、滞納繰越分についても毎年1位でしかも他の市町とは一つ抜けた収入率であり問題ないが、唐津市及び鳥栖市については、毎年上位10市町の下位で、県合計の収入率以下となっている。唐津市については、直近年度において改善の兆しが表れているが、鳥栖市については、他の市町と一つ抜けて悪い収入率となっている。神埼市については、ここでも佐賀市に次いで収入率上位を維持している。

(6) 機構目標の進捗状況

18市町（機構不参加の佐賀市及び鳥栖市を除く）の個人住民税の調定割合（滞納繰越 / 現年度）の推移は以下となる。

（単位：百万円）

	個人住民税の18市町合計調定額		(B) / (A)
	現年分 (A)	滞納繰越分 (B)	
平成26年度	30,113	1,616	5.37%
	(29,035)	(1,595)	(5.49%)
平成27年度	30,843	1,371	4.45%
	(29,729)	(1,346)	(4.53%)
平成28年度	31,814	1,140	3.58%
	(30,689)	(1,118)	(3.64%)

* 下段（ ）は吉野ヶ里町（平成29年度より不参加）を除く17市町

設置要綱に基づく機構の設置期間は、「機構参加市町における個人住民税の現年当初調定合計額に対する滞納繰越調定合計額の割合が3.0%以下」の到達目標を達成した年度までとされているが、上表のとおり機構としての目標の達成が近づいているといえる。

(7) 年度別引受額収入状況推移

佐賀県滞納整理推進機構参加市町から機構が引き受けた税債権についての収入状況について、過去3年間分の推移は、下表のとおりである。

（単位：千円）

	区分	住民税	住民税以外の市町村税	督促手数料	滞納金計
平成26年度	引受額	189,386	426,286	3,629	619,302
	収入済額	147,891	235,011	2,430	385,331
	収入未済額	41,495	191,276	1,199	233,970
	収入率	78.09%	55.13%	66.96%	62.22%
平成27年度	引受額	176,784	389,101	3,396	569,280
	収入済額	138,806	213,277	2,301	354,384
	収入未済額	37,978	175,824	1,095	214,896
	収入率	78.52%	54.81%	67.76%	62.25%

平成 28 年度	引受額	144,917	324,960	2,912	472,789
	収入済額	102,118	154,558	1,706	258,382
	収入未済額	42,799	170,401	1,206	214,407
	収入率	70.47%	47.56%	58.58%	54.65%

平成 27 年度から平成 28 年度にかけて引受額が 176,784 千円から 144,917 千円へ大きく減少している。収入率についても、平成 27 年度 62.25%から平成 28 年度 54.65%へと減少している。

【監査意見：35】効率的な個人住民税の徴収について

徴収業務の効率性の観点から税目に着目すると、個人県民税の収入未済額が県全体の税債権収入未済額のうち 70%強を占めており、これを減少させることが最重要事項と考える。そのためには県全体の個人県民税調定額の半分程度を占める佐賀市、鳥栖市、唐津市の収入未済額を減少できるかということが重要なポイントになり、当該ポイントに対して重点的に対策を講ずることができれば、より効率的な徴収が可能となる。

個人県民税については、平成 19 年度に所得税から個人住民税への税源移譲が実施され県税における徴収対策の重要性が増したが、一方で、市町に賦課徴収を法定委任していることから、県が直接的に納税者から徴収することはできず、個人住民税の収入未済額を減額するためには市町との連携が不可欠である。

当該状況に対して、県は、平成 21 年度に佐賀県滞納整理推進機構（以下この項では、「機構」という。）を設置し市町との連携により徴収に当たっているが、機構の設置要綱においては、機構の設置期間は設定された目標を達成した年度までとされている。平成 29 年度では目標値に近い水準になっているため、平成 30 年度においては当該目標を達成する可能性が高い状況となっている。目標を達成した場合には、設置要綱規定に基づき機構を解散させることとなるが、今後は解散後の県から市町への支援方針等について県市町間で協議を行うものとされている。

（佐賀県滞納整理推進機構参加市町について）

上記のように目標達成により、機構は解散することとなるが、今後同様の事業を行ったり、組織を設置するような場合には以下のような事項に留意すべきと考える。

この機構は任意組織であり、県内の市町に参加を強制できるものではなく、それぞれの市町の方針や人材等の資源配分余力等の状況によって、参加する市町と参加しない市町が存在している。

参加しない市町は必ずしも徴収率がよい市町というわけではなく、佐賀県全体の平均的な収入率を満たしていない市町も存在する。県全体の収入未済額を減少させるためには、徴収率が他の市町より低いにもかかわらず機構に参加していない市町に対して、強力に参加を要請することは非常に重要なことであり、市町側で参加できない状況があればその要因を十分に検討し、仮に全面的に参加するのが困難であれば、部分的にでも参加できるような制度を構築することも必要であると考えられる。

また逆に、佐賀市のように現年分及び滞納繰越分いずれにおいても県内上位の徴収率で全国的にも高い徴収率を維持している市町については、その良好な徴収率の原因を分析し、その蓄積されたノウハウや対応状況等参考になる部分を、同じ個人住民税の徴収で苦労している他の市町に

伝えたり広げていくことができるような関係性や連携体制を築き、県として県全体での個人住民税の収入未済額が減少するような体制を構築すべきであると考えます。

（機構を設置した本質的目的の達成が不十分である点）

機構設置の目的には、個人住民税の収入未済額の縮減及び市町における徴収に関する人材育成がある。全ての市町が機構に参加し、全体的な改善がなされていけば目的は十分に達成されたと言えようが、人口も多く徴収率が他の市町よりも低い水準でありながら、機構への参加が無い市町が存在するなかでは、機構参加市町のみで一定の目標水準に達したとしても、県全体の効率的な徴収に向けての改善の余地は依然として残されているものと考えます。

（連携制度、連携組織の必要性）

また、解散されることとなった場合、県全体の税債権収入未済額のうち70%強を占める個人県民税の縮減については、県内の各市町における税業務に携わる職員等の徴収能力や市町において蓄積されたノウハウ等に基づくことになる。市町の場合、税外部署との職員の異動も多く、徴収ノウハウ等も時代とともに変化することもあり、単独の市町単位では徴収に関する技術やノウハウが開発・承継され難い組織構造となっている。このため、個人住民税の縮減を行うには、ノウハウ集約・承継という機能を果たすことができる県市町の連携制度・組織は継続していただきたいものと考えます。機構は解散されるとしても、県が中心となって結びつきの強い会議体を構築するなどして市町との連携を図り、機構設置によってもたらされた徴収率の改善状況を維持しさらに高めていくような工夫や努力が必要であると考えます。

（アドバイザー機能の強化）

県は従来から、滞納整理特別対策室及び県税事務所の職員が市町滞納整理アドバイザーとして担当市町に実際に出向き滞納整理進行管理支援を行っている。この支援業務は、市町の業務を支援する側面のほかに、委任している賦課徴収に係る市町の滞納整理の状況を把握できる側面も有している。市町における人材育成やノウハウ蓄積に有益なのはもちろんのこと、各市町の調定額や収入率等を把握し、必要と思われる市町に対して重点的に対策を講ずることもできる。

機構が解散した後は、機構に参加しなかった市町や、収入率が悪化しているような市町に対して、市町の実情に応じた積極的な支援を行っていくことが必要であり、県としてのアドバイザー機能を強化し、徴収率の改善に向けての更なる対応が必要になってくるものと考えます。

（県からの新たなノウハウの伝授・承継等）

機構が設置されてから8年が経過しているが、当初は納税資力があると思われるものへの対応など、より徴収効率を上げる観点から比較的効率的処置が可能な案件から対応がなされ、これについてある程度は回収も進み、機構参加の各市町において徴収ノウハウも蓄積されてきたところであろうが、今後は比較的徴収困難な案件についても対応することが出てくるであろうし、このような特殊なノウハウについても各市町への伝授・承継を心がけていく必要があると考えます。

13. 自動車税

(1) 賦課・徴収概要

自動車税は毎年4月1日現在の所有者（登録名義者）に課税され、課税額は車種・用途・排気量等の区別に定められており、県税事務所から送付される納税通知書に基づいて5月31日までに納付しなければならない。また、4月1日以降に新規・抹消の登録を行う場合は、運輸支局での登録の際に県税事務所宛の申告書を提出し、月割税額が課税される。

なお、車検証の有効期限に係わらず、原則として抹消登録がなされるまでは所有者に対して課税がなされることとなるが、登録自動車のうち所在が不明で一定の要件（初度登録から7年以上経過し、かつ車検期限後6ヶ月経過した自動車、等）を満たした自動車は課税が保留されることになる。

(2) 自動車税の調定額・収入率等の推移

自動車税		単位：千円				
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
調定額	現	10,366,687	10,303,987	10,189,415	10,149,705	10,158,635
	滞	194,899	166,737	136,447	109,958	81,192
	計	10,561,587	10,470,723	10,325,863	10,259,663	10,239,827
収入額	現	10,314,456	10,261,861	10,156,541	10,124,790	10,138,362
	滞	58,256	47,709	42,093	40,333	29,481
	計	10,372,712	10,309,571	10,198,634	10,165,123	10,167,843
不納欠損額	現	5	57	3	136	29
	滞	18,510	21,847	13,270	9,917	7,969
	計	18,515	21,904	13,274	10,053	7,998
収入未済額	現	52,226	42,068	32,871	24,778	20,244
	滞	118,133	97,181	81,084	59,708	43,742
	計	170,359	139,249	113,955	84,487	63,986
収入率	現	99.50	99.59	99.68	99.75	99.80
	滞	29.89	28.61	30.85	36.68	36.31
	計	98.21	98.46	98.77	99.08	99.30
不納欠損額÷調定額		0.175%	0.209%	0.129%	0.098%	0.078%
対前年度増減						
調定額増減	現	-	62,701	114,571	39,711	8,930
		増減率	-0.60%	-1.11%	-0.39%	0.09%
	滞	-	28,162	30,290	26,489	28,766
		増減率	-14.45%	-18.17%	-19.41%	-26.16%
	計	-	90,863	144,861	66,200	19,836
収入率増減	現	-	0.09	0.09	0.07	0.05
	滞	-	1.28	2.24	5.83	0.37
	計	-	0.25	0.31	0.31	0.22

自動車税の現年分調定額は、エコカー減税実施状況等の影響をある程度受けるものと考えられるが、過去5年間においては他税目ほどの増減は見受けられない。

自動車税収入率は、平成16年度に94.4%（全国順位36位）まで低下したが、平成17年度以降は平成28年度まで12期連続で前期を上回る改善となっている。直近5期においても每期改善を行い、各期0.22%～0.31%の幅で収入率が上昇している。

なお、今回県税事務所に往査した際に平成29年度から実施された「自動車税差押予告通知書の圧着式ハガキ化による効果」を確認したが、H29年度自動車税現年分の9月末徴収率96.51%

は対比した過去 8 期では最高値を示しており、13 期連続で前期を上回る可能性が高い状況となっていた。

平成 28 年度以前

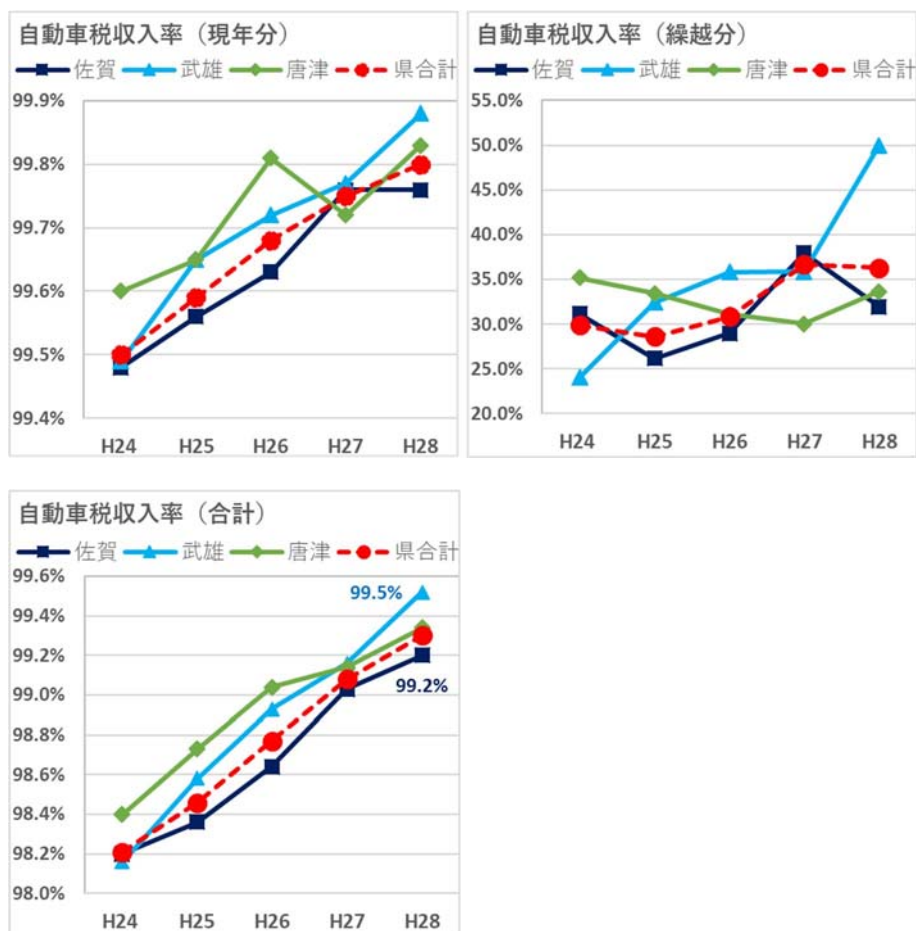
- ・ 納税相談葉書（納付機能なし）を 8 月下旬に発送
- ・ 差押予告通知書（納付書形式で封書）を 9 月下旬に発送

平成 29 年度

- ・ 上記を統合して、納付機能を持たせた圧着式ハガキによる差押予告通知書を 8 月に発送
差押予告を 1 ヶ月前倒しして送付するため、現年分の滞納処分の早期着手が可能となり、また結果的に月次徴収率も前倒しで上昇しているため、前年同月時点よりも滞納額が減少し滞納整理業務の効率化を図ることができる状況となっていた。

（ 3 ） 県税事務所別の収入率推移

県税事務所別の自動車税収入率（現年、繰越、合計）の過去 5 年間推移は、下表の通りであるが、佐賀は武雄及び唐津よりも低い傾向にある。平成 28 年度収入率計では、佐賀 99.20%、武雄 99.52%、差異 0.32%となっており、佐賀の平成 28 年度自動車税調定額 6,304,290 千円×収入率差異 0.32%により試算した収入額差異は 20,173 千円ということになる。なお、佐賀の自動車税収入率が低い要因の一つとして、佐賀の納税課職員数が相対的に少ないことが考えられる。



14. その他の税目概要

(1) 法人県民税

法人県民税の調定額・収入率等の推移は、下表のとおりである。

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
調定額	現	3,511,414	3,734,569	4,183,325	3,209,499	2,959,652
	滞	21,075	19,327	16,343	13,670	11,707
	計	3,532,489	3,753,896	4,199,668	3,223,169	2,971,359
収入額	現	3,502,309	3,727,418	4,177,515	3,205,438	2,954,040
	滞	7,817	6,647	5,757	4,222	4,029
	計	3,510,126	3,734,065	4,183,272	3,209,660	2,958,068
不納欠損額	現	1,077	19	739	223	83
	滞	1,878	3,318	2,007	1,518	1,923
	計	2,955	3,337	2,745	1,741	2,006
収入未済額	現	8,027	7,132	5,072	3,838	5,529
	滞	11,380	9,362	8,580	7,930	5,754
	計	19,407	16,494	13,651	11,768	11,284
収入率	現	99.74	99.81	99.86	99.87	99.81
	滞	37.09	34.39	35.23	30.88	34.41
	計	99.37	99.47	99.61	99.58	99.55
不納欠損額 ÷ 調定額		0.084%	0.089%	0.065%	0.054%	0.068%

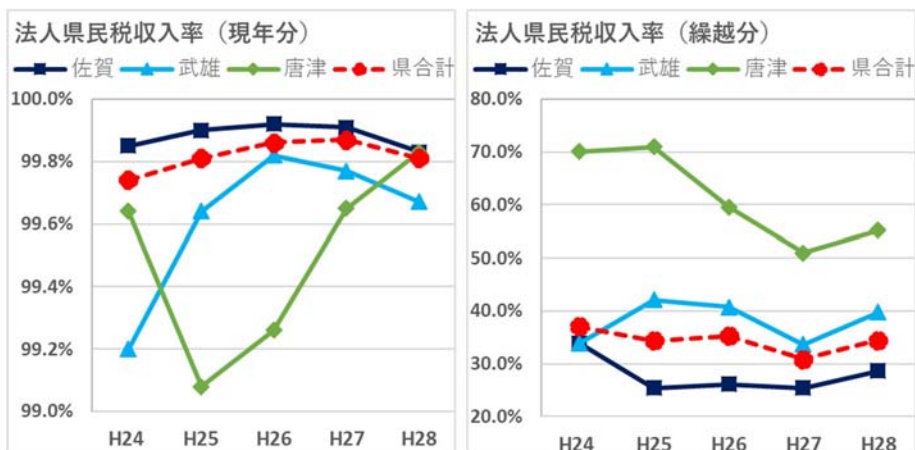
対前年度増減

調定額増減	現	-	223,155	448,756	973,826	249,847
		増減率	6.36%	12.02%	-23.28%	-7.78%
	滞	-	1,748	2,984	2,673	1,964
		増減率	-8.29%	-15.44%	-16.36%	-14.36%
	計	-	221,407	445,772	976,499	251,810
収入率増減	現	-	0.07	0.05	0.01	0.06
	滞	-	2.70	0.84	4.35	3.53
	計	-	0.10	0.14	0.03	0.03

法人県民税は、均等割及び法人税割（法人税額×法人県民税率）により構成される。

平成 25 年度及び平成 26 年度の調定額は、景気回復、円安による輸出増加等を主要因として前年度比で増加している。平成 27 年度の調定額は、法人税率の 25.5%から 23.9%への引下げ、法人県民税率の 5.8%から 4.0%への引下げ等の影響を受けて減少している。平成 28 年度についても法人税率が 23.9%から 23.4%に引下げられ、調定額が減少している。

法人県民税収入率は 99.37%～99.61%の間で推移しており、法人事業税に次ぐ高水準となっているが、県税事務所別の収入率では、下表のとおり佐賀県税事務所の滞納繰越分収入率が低くなっている。これは、環境・産廃関連法人の数社が休眠状態となっており、平成 24 年度以前に発生した収入未済額の徴収が長期化しているためであるが、県は不動産を差押えしており、収入未済額の回収に向けて今後は換価を検討していくとのことであった。



(2) 法人事業税

法人事業税の調定額・収入率等の推移は、下表のとおりである。

単位：千円

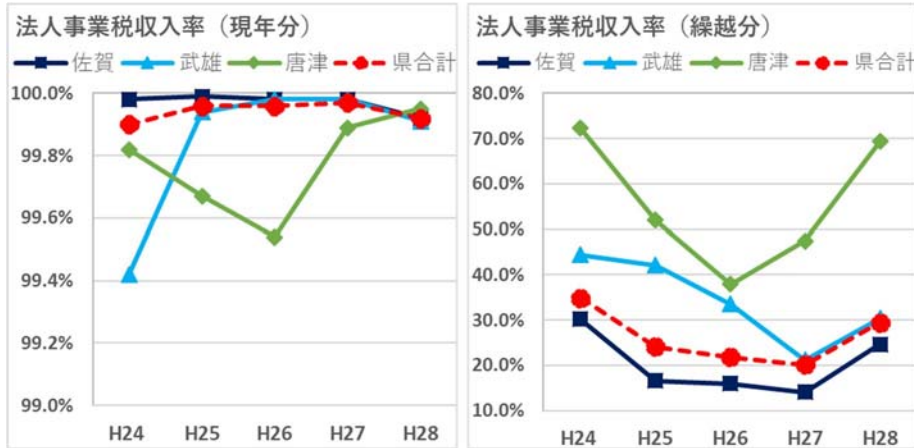
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
調定額	現	10,746,610	12,796,279	14,365,615	15,020,102	17,067,224
	滞	22,462	18,762	16,876	16,077	15,702
	計	10,769,071	12,815,041	14,382,491	15,036,179	17,082,926
収入額	現	10,735,892	12,791,581	14,359,186	15,016,197	17,054,174
	滞	7,834	4,518	3,687	3,242	4,622
	計	10,743,726	12,796,099	14,362,874	15,019,439	17,058,795
不納欠損額	現	5,347	-	2,498	-	-
	滞	1,136	1,772	1,042	973	2,072
	計	6,483	1,772	3,540	973	2,072
収入未済額	現	5,371	4,698	3,930	3,905	13,050
	滞	13,492	12,472	12,147	11,862	9,009
	計	18,862	17,170	16,077	15,767	22,059
収入率	現	99.90	99.96	99.96	99.97	99.92
	滞	34.88	24.08	21.85	20.17	29.43
	計	99.76	99.85	99.86	99.89	99.86
不納欠損額 ÷ 調定額		0.060%	0.014%	0.025%	0.006%	0.012%
対前年度増減						
調定額増減	現	-	2,049,670	1,569,335	654,487	2,047,122
	増減率		19.07%	12.26%	4.56%	13.63%
	滞	-	3,700	1,885	799	375
	増減率		-16.47%	-10.05%	-4.74%	-2.33%
計	-	2,045,970	1,567,450	653,688	2,046,747	
収入率増減	現	-	0.06	0.00	0.01	0.05
	滞	-	10.80	2.23	1.68	9.26
	計	-	0.09	0.01	0.03	0.03

法人事業税は、普通法人・特別法人・外形標準課税対象法人の区分別に課税標準・税率が異なるが、普通法人は所得割のみにより課税され、税額は事業税所得×事業税率により算出される。

平成 25 年度以降の毎期調定額は、法人県民税と同様に、景気回復、輸出増加等により増加している。なお、平成 27 年度には、事業税率が 5.3% から 6.7% へ引上げられている。

法人事業税収入率は 99.76% ~ 99.89% の間で推移している。佐賀県の税目別収入率で最高水準（100% の税目は除く）となっており、その結果、不納欠損額 ÷ 調定額の割合も 0.006% ~ 0.060% と最も低い水準で推移している。法人 2 税収入率が他の税目（個人住民税、自動車税、

個人事業税)の収入率よりも高いことは、同2税はそもそも申告納税方式であること、また法人の方が相対的に社会的責任意識、納税意識が高いこと等に起因しているものと思われる。なお、県税事務所別の収入率推移は、下表のとおりであるが、佐賀県税事務所の滞納繰越分収入率が低くなっている。これは、法人県民税と同様に休眠状態の法人数社への徴収が長期化しているためである。



(3) 個人事業税

個人事業税の調定額・収入率等の推移は、下表のとおりである。

単位：千円

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
調定額	現	718,890	714,393	789,449	861,314	873,543
	滞	42,811	30,651	27,709	20,131	20,970
	計	761,701	745,044	817,158	881,444	894,513
収入額	現	711,697	703,399	784,814	851,135	862,227
	滞	15,870	12,018	11,128	8,169	8,469
	計	727,567	715,417	795,942	859,303	870,696
不納欠損額	現	-	-	-	-	-
	滞	3,265	1,168	1,049	742	1,578
	計	3,265	1,168	1,049	742	1,578
収入未済額	現	7,194	10,994	4,635	10,179	11,316
	滞	23,676	17,466	15,531	11,220	10,923
	計	30,869	28,459	20,167	21,399	22,238
収入率	現	99.00	98.46	99.41	98.82	98.70
	滞	37.07	39.21	40.16	40.58	40.39
	計	95.52	96.02	97.40	97.49	97.34
不納欠損額 ÷ 調定額		0.429%	0.157%	0.128%	0.084%	0.176%
対前年度増減						
調定額増減	現	-	4,498	75,056	71,865	12,229
		増減率	-0.63%	10.51%	9.10%	1.42%
	滞	-	12,160	2,942	7,579	840
		増減率	-28.40%	-9.60%	-27.35%	4.17%
計	-	16,657	72,114	64,286	13,069	
収入率増減	現	-	0.54	0.95	0.59	0.12
	滞	-	2.14	0.95	0.42	0.19
	計	-	0.50	1.38	0.09	0.15

個人事業税は、個人事業税所得×税率(3%~5%)により課税される。個人事業税率は、過去5年間において変更はない。

(4) 不動産取得税

不動産取得税の調定額・収入率等の推移は、下表のとおりである。

不動産取得税		単位：千円				
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
調定額	現	1,976,404	2,034,611	1,801,408	1,586,894	1,781,369
	滞	62,541	41,742	48,336	49,949	38,236
	計	2,038,945	2,076,354	1,849,744	1,636,843	1,819,604
収入額	現	1,952,020	1,994,551	1,763,324	1,569,485	1,757,096
	滞	33,411	18,521	21,454	11,030	24,570
	計	1,985,430	2,013,072	1,784,778	1,580,516	1,781,667
不納欠損額	現	-	-	-	-	-
	滞	1,044	2,701	1,529	1,028	1,142
	計	1,044	2,701	1,529	1,028	1,142
収入未済額	現	24,385	40,060	38,084	17,408	24,272
	滞	28,086	20,521	25,353	37,891	12,523
	計	52,471	60,581	63,437	55,299	36,795
収入率	現	98.77	98.03	97.89	98.90	98.64
	滞	53.42	44.37	44.38	22.08	64.26
	計	97.38	96.95	96.49	96.56	97.92
不納欠損額 ÷ 調定額		0.051%	0.130%	0.083%	0.063%	0.063%
対前年度増減						
調定額増減	現	-	58,207	233,203	214,514	194,475
	増減率	-	2.95%	-11.46%	-11.91%	12.26%
	滞	-	20,799	6,593	1,613	11,714
	増減率	-	-33.26%	15.80%	3.34%	-23.45%
計	-	37,408	226,610	212,901	182,761	
収入率増減	現	-	0.74	0.14	1.01	0.26
	滞	-	9.05	0.01	22.30	42.18
	計	-	0.43	0.46	0.07	1.36

平成 26 年 4 月に消費税が 5% から 8% へ増税されたため、不動産取得税の調定額は、平成 25 年度は建物の駆込み需要で増加し、平成 26 年度及び平成 27 年度はその反動により減少している。平成 28 年度は大型新築物件等により回復しているとのことであった。

賦課・徴収概要

納税義務者は、不動産取得者である。課税標準は原則として取得時における不動産の固定資産評価額であり、税率は 4% である。なお、平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得した土地・住宅に限り、税率を 3% とする特例が設けられている。不動産取得者は、取得日から 60 日以内に市町を経由して県税事務所へ申告書を提出しなければならない。

納税猶予制度

✓ 制度概要

不動産取得税は、一定の要件（住宅の用に供する土地取得等）を満たす場合は納税猶予（猶予期間は要件に応じて 1 年以内又は 2 年以内（平成 30 年 3 月 31 日までは 3 年以内））が認められている。

✓ 収入率・収入未済額への影響

収入率は 96.49% ~ 97.92% の間で、収入未済額は 36,795 千円 ~ 63,437 千円の間で変動しているが、収入未済額の大部分は上記の納付猶予によるものであり、猶予期間経過後には納付されている。そのため、単年度の収入率は、自動車税及び個人事業税に劣るが、不

納欠損額 ÷ 調定額の割合は、同税目よりも抑えられた水準で推移している。

(5) 軽油引取税

軽油引取税の調定額・収入率等の推移は、下表のとおりである。

軽油引取税		単位：千円				
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
調定額	現	9,277,389	9,615,594	9,366,462	9,160,309	9,175,870
	滞	156,865	162,103	246,641	248,898	131,866
	計	9,434,254	9,777,697	9,613,103	9,409,208	9,307,736
収入額	現	9,118,694	9,371,178	9,118,873	9,029,153	9,063,781
	滞	153,458	159,829	245,332	248,189	131,603
	計	9,272,152	9,531,006	9,364,205	9,277,342	9,195,383
不納欠損額	現	-	-	-	-	-
	滞	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
収入未済額	現	158,696	244,417	247,589	131,156	112,090
	滞	3,407	2,274	1,310	710	263
	計	162,103	246,690	248,898	131,866	112,353
収入率	現	98.29	97.46	97.36	98.57	98.78
	滞	97.83	98.60	99.47	99.71	99.80
	計	98.28	97.48	97.41	98.60	98.79
対前年度増減						
調定額増減	現	-	338,205	249,132	206,153	15,561
	増減率		3.65%	-2.59%	-2.20%	0.17%
	滞	-	5,238	84,538	2,257	117,033
	増減率		3.34%	52.15%	0.92%	-47.02%
計	-	343,442	164,594	203,895	101,472	
収入率増減	現	-	0.83	0.10	1.21	0.21
	滞	-	0.77	0.87	0.24	0.09
	計	-	0.80	0.07	1.19	0.19

調定額は前年度比 2.59% ~ +3.65% の間で増減しているが、主に公共工事高、景気変動による物流量増減等の影響を受けている。

賦課・徴収概要

✓ 引取課税

軽油引取税は、元売業者・特約業者から軽油を購入する者に対して課税される。元売業者・特約業者は特別徴収義務者として、購入者から軽油引取税を徴収し、県に納付しなければならない。なお、軽油引取税については不正軽油の問題（賦課）があるが、本監査は債権管理（徴収）をテーマとしているため、不正軽油対策については特に調査していない。

✓ 製造課税

軽油に重油などを混ぜた製造軽油を販売又は消費する場合は、販売業者又は消費者に軽油引取税が課税される。

✓ 徴収

特別徴収義務者として指定されている元売業者・特約業者が、小売業者・消費者に軽油を現実に引渡した時に、代金と一緒に税金（10当り 32 円 10 銭）を受取り、1 ヶ月分を纏めて翌月末日までに県内の主たる事務所または事業所等の所在地を所管する県税事務所に申告して納付する。

徴収猶予制度

✓ 制度概要

軽油引取税の特別徴収義務者が、納入期限までに売掛金の全部又は一部を回収することができなかったことにより、納入期限までに軽油引取税の全部又は一部を納入することができないと認められる場合は、徴収猶予が認められている。徴収猶予期間は、軽油引取税の納入期限から2ヵ月以内となっている。

徴収猶予を受けるためには、納入期限までに受取ることができなかった軽油引取税額等を記載した徴収猶予申請書の提出を要する。なお、原則として担保提供が必要となる。

✓ 現年分の収入率・収入未済額

現年分収入率は97.36%～98.78%の間で、現年分収入未済額は112,089千円～247,588千円の間で変動しているが、収入未済額は基本的には上記の徴収猶予によるものであり、翌年度には徴収されている。なお、過去5年間の不納欠損処理額はゼロとなっている。

15. 差押

佐賀県の収入率及び全国順位は、平成17年度以降は継続的に上昇しているが、その要因の一つは差押強化にある。平成16年度以前は、個人については電話加入権を主体とした差押しか行っていなかったが、平成17年度以降は、債権（預貯金、給与、年金、保険、売掛金等）、自動車、不動産にまで対象を広げて差押を実施した。県税事務所が差押強化により滞納者に対して厳格な姿勢を示すことにより、納税者全体の納税意識を高めるといった波及効果も生じ、また滞納整理支援システム（平成21年導入）の有効活用効果も相俟って、収入率・全国順位は毎年度上昇した。差押は、督促、催告、納税相談、そして適切な財産調査等の手続きを経て実施されるものであるが、債権回収手続きの最終手段として最も重要かつ効果的な手続きと言える。

(1) 差押件数

過去5年間の財産種別差押件数（課税件数ベース、法人・個人を含む）は、下表のとおりである。個人県民税に関する差押は、市町又は市町から滞納案件を引受けた滞納整理特別対策室で実施するため、県税事務所における納税義務者への差押は、主として自動車税を対象とした差押となっている。

差押件数（課税件数ベース）

単位：件

差押項目	佐賀					武雄					唐津				
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28
動産			4	16	2			5	1	25					
不動産	59	38	14	7	22		23	13	3		1			5	
債権	2,168	1,887	1,350	1,805	1,180	326	673	365	342	866	820	469	239	217	158
自動車等	53	132	18	93	6	9	32		28	152		16	44		1
差押計	2,280	2,057	1,386	1,921	1,210	335	728	383	374	1,043	821	485	283	222	159
前年度比		90%	67%	139%	63%		217%	53%	98%	279%		59%	58%	78%	72%
参加差押	26	5	14	5	306		22	15	7	15					
交付要求	268	313	146	222	117	103	60	54	94	39	104	55	27	39	29
差押他計	2,574	2,375	1,546	2,148	1,633	438	810	452	475	1,097	925	540	310	261	188
前年度比		92%	65%	139%	76%		185%	56%	105%	231%		58%	57%	84%	72%

(2) 債権差押件数

過去3年間の債権差押件数(滞納者数ベース)の内訳は、下表のとおりである。

債権の差押件数内訳(滞納者数ベース)

件

差押項目	佐賀					武雄			
	H26	H27	H28	3期平均	対武雄比率 ÷	H26	H27	H28	3期平均
預貯金	411	613	486	503	2.8	134	80	323	179
給与	33	75	28	45	1.4	28	24	44	32
年金等	0	6	9	5		1	3	7	4
保険	103	207	87	132	2.8	21	50	69	47
還付金	3	3	1	2		2	7	4	4
売掛金等	4	5	7	5		1	2	5	3
電力料金	3	2	1	2					
出資金	3	1	2	2		0	3	2	2
敷金	1	0	0	0					
差押計	561	912	621	698	2.6	187	169	454	270
前年度比		163%	111%				90%	269%	

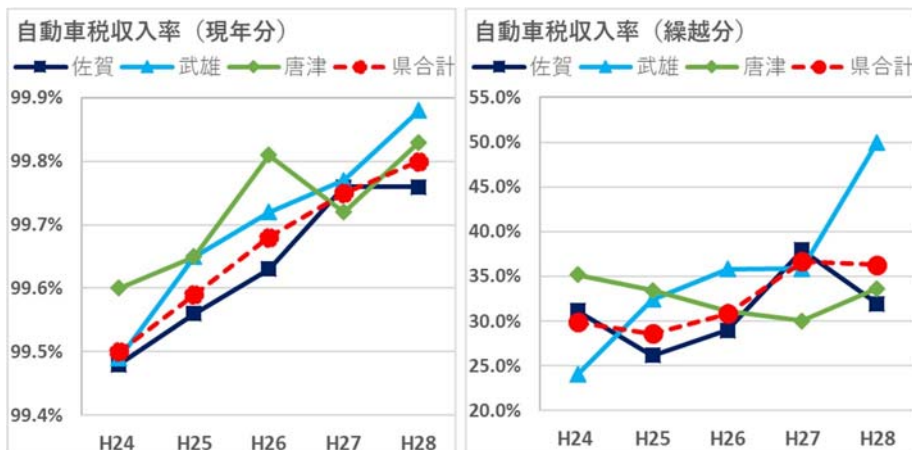
自動車税調定額 6,330 6,309 6,304 6,314 2.4 2,668 2,634 2,628 2,644

預貯金の差押件数には法人滞納者(法人県民税・事業税、不動産取得税)を対象とした差押も含むが、給与及び保険の差押件数は主として個人の自動車税滞納者を対象とした差押である。

上表では「対武雄比率 ÷」として、過去3年間平均の佐賀と武雄の相対比率を算出した。過去3年間では、佐賀県税事務所は相対的に給与差押件数が少ない状況となっている。

(3) 自動車税収入率への影響

過去5年間の県税事務所別の自動車税収入率の推移は、下表のとおりである。



【監査意見：36】差押件数増加要因の分析結果等に関する総括について

佐賀県税事務所の平成27年度差押件数は前年度比39%増の1,921件(課税件数ベース)となり、武雄県税事務所の平成28年度差押件数は前年度比179%増の1,043件と大幅に増加している。その結果、佐賀県税事務所の平成27年度、武雄県税事務所の平成28年度の自動車税収入率は、特に滞納繰越分収入率が大きく伸びており、差押強化が収入率のアップに直接的に結びつくことを

示している。当該状況に対しては、特定差押案件を研修・会議等の個別テーマとして取扱っているとは思われるが、県全体として総括的な取り纏めは実施されていなかった。

差押件数増加の直接的効果は大きいものであり、このような重要事象については、県全体として総括的に要因分析結果等を取り纏めて、報告文書により県税事務所間、関係部署間での情報共有がなされるべきものとする。なお、報告事項としては、該当年度に対象とした滞納者属性、滞納者へのアプローチ方法・財産調査方法等の改善点、差押対象財産の拡充状況、第三債務者（勤務先、販売先等）への接触時の留意事項等が考えられる。

【監査意見：37】給与の差押件数について

給与の差押は、差押さえられる者にとって影響力も大きく、滞納者からの徴収として非常に有効な手段であるとする。過去3年間の給与差押件数（滞納者数ベース）の平均は、佐賀県税事務所45件、武雄県税事務所32件である。給与差押は、主として個人の自動車税滞納者を対象として実施されているが、過去3年間の自動車税調定額平均は、佐賀6,314百万円、武雄2,644百万円である。佐賀の自動車税調定額は武雄の2.4倍となっているのに対して、佐賀の給与差押件数は武雄の1.4倍に留まっており、佐賀は相対的に給与差押件数が少ない状況となっている。

給与差押は、滞納者の勤務先との交渉が必要となり、金融機関（預貯金）保険会社（保険）等の第三債務者との交渉と比べるとより多くの業務工数を要するものと思われる。佐賀県税事務所において給与差押件数が比較的少ないことについては、それが佐賀県税事務所の人員が不足気味であることによるものなのか、あるいは、給与以外の差押を強化しているからなのかなどを、各事務所におけるそれぞれの件数や状況のデータをしっかりと比較分析検討し、その結果に応じた対処を行っていくようにすべきである。

16. 延滞金

（1）延滞金の管理

延滞金は本税が完済された時に初めて確定するものであるが、未徴収の確定延滞金の平成29年10月25日残高は80,880千円（4,032件、佐賀56,270千円、武雄15,137千円、唐津9,473千円）となっている。確定延滞金の残高合計については、システム操作時点の残高は税総合システムで把握できる様になっているが、延滞金の調定手続きが確定時ではなく徴収時に実施されることもあり、過去時点の確定延滞金残高合計は、システム上では残らない仕組みになっている。なお、各滞納者の確定延滞金の時効管理は、本税と同様に滞納整理支援システムにおいて実施されている。

（2）延滞金の調定

佐賀県では延滞金は徴収時に調定手続きが実施されている。九州内では長崎県が延滞金の確定時に調定手続きを行う方針を打ち出しているが、佐賀県は、現時点では延滞金の確定時に調定手続きを実施することは検討していないとのことであった。

過去3年間の延滞金の調定額（徴収額）は、下記のとおりである。

単位：千円	H26年度	H27年度	H28年度
佐賀	44,920	42,189	36,584
武雄	19,149	15,513	17,755
唐津	19,111	16,435	14,745
県合計	83,181	74,137	69,085

【監査意見：38】延滞金の調定手続き

佐賀県では、延滞金は確定時ではなく徴収時に調定手続きが実施されており、未徴収の確定延滞金は滞納整理支援システムにおいて各滞納者別に管理されているものの、調定額としては認識されていない。未徴収の確定延滞金残高は80,880千円（平成29年10月25日時点）であり、金額的重要性は本税には大きく劣るものであり、徴収業務の効率性の観点からは本税が優先されることは理解できるが、全ての県税債権を網羅的に把握・管理すべきという観点からは、確定延滞金を調定したうえで、その徴収額、減免額、不納欠損処理額、収入未済額を認識することについて検討していただきたいものとする。

なお、確定延滞金を県全体として総括的に把握・管理することは、延滞金そのものの意義である期限内納税者との負担の公平、期限内納税の促進にも資することができるものと考えられる。

（3）延滞金の滞納処分

「9. 県税事務所別の平成28年度滞納整理基本方針」において記載のとおり、確定延滞金への滞納処分方針が明らかに武雄と唐津で異なっている。

【監査意見：39】延滞金の滞納処分方針

県税事務所毎に定められている「平成28年度滞納整理方針」においては、武雄県税事務所では「確定延滞金のみの案件についても滞納処分の対象とする」と記載されており、唐津県税事務所では「延滞金のみ未納分は滞納処分しない」と記載されており、確定延滞金の滞納処分方針が両事務所間で明らかに異なっている。

当該方針の相違は、延滞金の意義・質的重要性に係る認識が異なることに起因しているものと思われる。また、各県税事務所の運営方針については一定の独立性が認められているため、確定延滞金の滞納処分方針の様に各事務所において異なる方針が定められるという結果も生じ得る状態となっているが、延滞金の意義・質的重要性に係る認識は、税務行政運営の基本方針に係る部分とも考えられ、県税事務所間での統一を図ることの検討が必要とする。

17. 滞納処分執行停止及び不納欠損処理

（1）滞納処分執行停止及び不納欠損処理の要件

強制徴収公債権の滞納処分の執行停止は、下記要件のいずれか一つを満たした時に実施され

る。

滞納処分をすることができる財産がないとき

滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき

また、不納欠損処理は、下記要件のいずれか一つを満たした場合に実施される。

時効完了（5年、援用なし）

滞納処分の執行停止状態が3年間継続

即時消滅（法的整理等に伴う消滅）

（2）不納欠損処理額（事由別）

不納欠損処理額の事由別推移は、下表のとおりである。

不納欠損処理額（事由別）

単位：千円

不納欠損処理事由	地方税法		不納欠損処理額				処理額シェア			
			H25	H26	H27	H28	H25	H26	H27	H28
滞納処分執行停止後3年経過	15条 の7	4項	8,132	5,649	2,381	4,932	26.0%	21.1%	15.9%	30.9%
即時消滅		5項	8,659	8,934	4,377	5,267	27.7%	33.3%	29.3%	33.0%
時効成立 (5年経過)	18条	執行停止実施済	8,052	5,495	3,423	3,251	25.8%	20.5%	22.9%	20.4%
		“ 未実施	6,385	6,729	4,771	2,502	20.4%	25.1%	31.9%	15.7%
小計			31,228	26,807	14,952	15,952	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
前年度比				86%	56%	107%				
個人県民税			94,492	94,009	66,294	70,089				
合計			125,720	120,816	81,246	86,041				

【監査意見：40】滞納処分執行停止の未実施状態での時効成立について

県税債権は、税負担公平の観点から、特段の事由がない限り全額が徴収されるべきものであり、徴収されずに債権が5年時効により消滅する事案については、事前に特段の事由に該当する旨の判断がなされたうえで消滅させるべきということになる。そのため、地方税法には滞納処分執行停止の規定を設けており、滞納処分できる財産がないとき、滞納処分により滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、所在及び処分対象財産が不明なとき、に該当すると判断した場合には執行停止を行い、執行停止状態が3年間継続したときには不納欠損処理を行うこととされている（3年間経過前に5年時効が成立して不納欠損処理される場合もある）。滞納処分の執行停止は、納税緩和措置の一環との位置付けになり、また、滞納処分執行を継続する意義がない事案の管理事務を削減し、徴収業務が非効率となることを回避するといった性質も有している。

滞納処分執行停止の未実施状態での時効成立による不納欠損処理額は、過去4年間において2,502千円～6,729千円となっており、不納欠損処理額合計（個人県民税は除く）に対するシェアは15.7%～31.9%となっている。執行停止未実施の不納欠損処理は、時効成立まで可能な限り財産回復状況等の調査を実施して徴収に努めるという姿勢の結果として生じている部分もあるかと思われるが、他の自治体の中では、執行停止未実施の不納欠損処理（判断なき不納欠損処理）は認めないという方針を徹底して、当該処理額がゼロ又は極めてゼロに近い値となっている自治体も

ある。

佐賀県においては、税務行政の運営方針等では明示されていないものの、最終的には執行停止未実施の不納欠損処理はゼロにすべきということは県税事務所の共通認識となっており、ゼロに向けた改善を今後も継続して実施していただきたいものとする。

(3) 税総合情報システムへの登録データの活用

下表は、佐賀県税事務所及び武雄県税事務所の平成28年度末の収入未済額（個人県民税は除く）の内訳である。税総合情報システムに登録されている処理区分に基づき、滞納処分等実施中（財産差押、交付要求、分納誓約、徴収猶予等の具体的な処理実施中の債権）、滞納処分の執行停止中、処理未了（滞納処分の具体的な処理未了）の区分別に示している。

佐賀県税事務所では、収入未済額226,521千円のうち、滞納処分等実施中が167,791千円、滞納処分の執行停止中が10,189千円、処理未了が48,541千円という状況になっている。なお、軽油引取税の徴収猶予112,090千円は平成28年度発生分であり、特別徴収義務者が売掛金等の資金を回収するまでの期間（納付期限から2ヶ月が限度）まで徴収が猶予されているものであり、基本的には翌年度には徴収が完了している。また、不動産取得税の徴収猶予17,354千円は、納税猶予制度（住宅の用に供する土地取得等）によるものである。

佐賀県税事務所 平成28年度末 収入未済額

単位：千円

発生年度	合計							
	処理済					小計	処理未了	計
	滞納処分等				執行停止			
財産差押	交付要求	分納誓約	徴収猶予					
法人県民税	1,180	607	-	2,013	976	4,776	2,820	7,596
個人事業税	8,029	2,318	83	-	1,548	11,979	4,690	16,669
法人事業税	6,993	829	-	7,453	490	15,765	3,006	18,771
不動産取得税	3,483	99	85	17,354	273	21,294	4,022	25,316
自動車税	3,060	1,763	351	-	6,903	12,077	33,440	45,517
軽油引取税	-	-	-	112,090	-	112,090	563	112,653
県税合計	22,745	5,617	519	138,910	10,189	177,980	48,541	226,521

旧法の軽油引取税を含む

武雄県税事務所 平成28年度末 収入未済額

単位：千円

発生年度	合計							
	処理済					小計	処理未了	計
	滞納処分等				執行停止			
財産差押	交付要求	分納誓約	徴収猶予					
法人県民税	311	414	35	286	386	1,432	1,551	2,984
個人事業税	150	102	-	-	586	838	2,267	3,105
法人事業税	6	69	101	1,145	-	1,321	1,186	2,507
不動産取得税	735	1,217	235	1,397	342	3,925	1,118	5,043
自動車税	2,514	58	582	-	1,666	4,820	6,414	11,234
軽油引取税	-	-	-	-	-	-	-	-
県税合計	3,716	1,860	953	2,827	2,981	12,337	12,536	24,873

下表は、佐賀県税事務所の同年度末の収入未済額 226,521 千円を更に発生年度別に区分したものである。財産差押 22,745 千円のうち平成 24 年度以前発生分が 11,741 千円となっており、差押財産の処分が長期化している。法人県民税・法人事業税において記載した休眠法人数社への対応が長期化していること等によるものである。

佐賀県税事務所 平成28年度末 収入未済額

単位：千円

発生年度 滞納処分等・ 執行停止 の状況	平成24年度以前に発生					計	平成25年度に発生					計		
	処理済				執行 停止		処理 未了	処理済					執行 停止	処理 未了
	滞納処分等			執行 停止				滞納処分等			執行 停止			
	財産 差押	交付 要求	分納 誓約					財産 差押	交付 要求	分納 誓約				
法人県民税	1,120	-	-	285	92	1,498	60	-	-	165	99	325		
個人事業税	339	108	83	1,494	660	2,685	516	82	-	43	137	779		
法人事業税	6,993	-	-	234	16	7,244	-	-	-	5	53	58		
不動産取得税	2,161	99	85	260	720	3,325	178	-	-	-	23	201		
自動車税	1,128	1,278	304	3,074	5,734	11,518	490	165	47	1,532	3,622	5,855		
軽油引取税					563	563						-		
県税合計	11,741	1,485	472	5,348	7,786	26,833	1,244	247	47	1,745	3,934	7,217		

発生年度 滞納処分等・ 執行停止 の状況	平成26年度に発生					計	平成27年度に発生					計		
	処理済				執行 停止		処理 未了	処理済					執行 停止	処理 未了
	滞納処分等			執行 停止				滞納処分等			執行 停止			
	財産 差押	交付 要求	徴収 猶予					財産 差押	交付 要求	徴収 猶予				
法人県民税	-	430	191	169	790	-	21	-	105	811	937			
個人事業税	76	75	2	395	547	1,655	905	-	9	644	3,213			
法人事業税	-	-	-	47	47	-	-	-	-	701	701			
不動産取得税	6	-	13	101	120	-	-	3,486	-	39	3,525			
自動車税	302	9	1,059	4,446	5,816	392	35	-	921	6,189	7,536			
軽油引取税					-						-			
県税合計	384	514	1,264	5,157	7,320	2,048	960	3,486	1,035	8,385	15,913			

発生年度 滞納処分等・ 執行停止 の状況	平成28年度に発生					計	
	処理済				執行 停止		処理 未了
	滞納処分等			執行 停止			
	財産 差押	交付 要求	徴収 猶予				
法人県民税	-	156	2,013	230	1,649	4,048	
個人事業税	5,443	1,148	-	-	2,854	9,444	
法人事業税	-	829	7,453	250	2,188	10,721	
不動産取得税	1,138	-	13,868	-	3,138	18,145	
自動車税	748	277	-	317	13,449	14,791	
軽油引取税			112,090	-	-	112,090	
県税合計	7,328	2,411	135,424	797	23,279	169,238	

上記のとおり、佐賀県税事務所の平成 28 年度末の収入未済額 226,521 千円（個人県民税は除

く)は、滞納処分等実施中 167,791 千円、滞納処分の執行停止中 10,189 千円、処理未了 48,541 千円という状況になっている。処理未了 48,541 千円のうち平成 24 年度以前発生分が 7,786 千円となっているが、この中には平成 29 年度中に時効成立(5 年経過)となる可能性がある債権が含まれている。監査意見 12 で記載している「滞納処分執行停止の未実施状況での時効成立」を回避すべきとの観点からは、当該債権の管理を充実させることが必要となる。